

349

「光久公御譜中」

寛永八年辛未正月三日、家久欲奉爲年首之壽、登柳營、
則大樹家光公 出御廣間、時家久獻御太刀、酒井阿波
守忠行役之、既而侯伯如階級、有拜謁而降 營矣、

348

「家久公御譜中」

後 編 舊 記 雜 錄 卷八十二	家久公 光久公 寛永八年 自正月 至八月
--	--

350

「家久公御譜中」

「正文在鎌田出雲政純」

返ときねんのよし候て、もたせ給候、うれしく思ひ
候て候事候、

小袖一かさねをくり給候、こ、元ハ一しほさむく御入候
ま、しうちやく申候、ことさら一たんと見事なる事、
こ、元いづれもそくさいの事にて候、其方きやうたいみ
なくつ、かなく候よし、めて度候、こと「此年七才ニ當レリ」に松千代もし
より文を給候、きとくにて候、かいふん幸ならハ、かん
ゆふにて候、さてハうつりもいゑなとと、のへ候や、か
んよう候て、これより猶申候へく候、又とかしく、

「朱力キ」
「寛永八年」 正月八日

中納言

いえ久

ぬめり川にて
まいる

「此御書、前年三月三日喜入忠政・下野守久元ノ書ト参照スレハ、な
めり川ハ、い十院ナルベシ」

351 家久公御十男

正勝

初政由、又政昭、或政道、或正信、松千代丸、又七
郎、筑後藏人、

寛永二年乙丑 六月十三日誕生、母牧源兵衛胤親女、

鎌田治部政統之養嗣、始為伊集院久族後嗣、後依命去

伊集院氏、故使十右衛門(久朝カ)久朗為松千代丸後嗣也トアレ

ハ、鎌田氏カ伊集院氏滑川ニ居住ナラン、考ラル、参

照アルヘシ、

352 『寫兒王氏藏』「御譜中ニ無之」

天罰靈社之事

一今度御存分之條々、被仰聞候、以誠忝奉存候、并御隱
密之儀、毛頭他言申間敷候、

一御家之御爲、御國之爲ニ不成逆心之輩於有之者、譬親
子親類たりと云ふ共、少(も)「茂」無同心可申上候、

右之旨於偽申者、

「午王神文略」

敬白㊦天罰靈社起請事

謹請敬供再拝々々、夫惟「」年月並者十二ヶ月、日數三
百五十余ケ日、撰吉日良辰而、致信心請白、大施主等、

謹奉勸請、掛忝上者梵天 帝釋 四大天王 豹尾 黃幡

歳徳 釋迦善誓 釋提桓因 奉宿却 四天 八天 十

二天 二十天 三十三天 十二神將 七千夜叉 廿八部

第六天魔王 聖主「」八宿地「」衆 百億天人 百

億天女 百億童子 百億大力夜叉 百億惡鬼 「」

顯現之大小神祇 上者有頂天、下者到金輪際佛神、皆悉

驚白言、堅牢地神 八海所接龍王龍衆 十王十跡俱生神

太山府君 司命司祿 冥官冥衆 有情無情 辰星 南斗
 北斗星 日曜星 破軍星 羅喉星 計斗星 巨門星 明
 星 七夕星 八葉星 本命星 四方四佛 五方五佛 地
 葬神 阿豆知神 天神 地神 海神 木神 金神 水神
 風神 諸佛諸菩薩 諸善神 東方降三世明王 南方軍荼
 利夜叉明王 西方大威德夜叉明王 中央不動明王 大黑
 尊天 毘沙門天王 大辨財天女 宇賀神 十五童子 三
 宝荒神 多婆羅天王 武答天神 頗梨妻女 (體脱カ) 毒氣神王
 八王子 八万四千六百五十餘神 金剛界七百餘尊 胎藏
 界五百餘尊 金剛藏王 見地帝主 大聖金剛童子 普天
 率土愛染明王 妙見菩薩 過去現在未來三世諸佛 一万
 八千軍神 二万八千軍神 三万八千軍神 四万八千軍神
 六万八千軍神 七万八千軍神 八万八千軍神 九万八千
 軍神 十万八千軍神 二千八百師天童子 一万灯明佛
 二万灯明佛 三万灯明佛 薬師如来 寶生如来□□微妙
 身如来 文殊 普賢 観音 勢至 十六善神 八万四千
 夜叉神 忝日域崇廟天照皇太神宮 内宮四十末社 外宮

四十末社 八幡 春日大明神 王城鎮守山王廿一社 祇
 園牛頭天王 松尾大明神 平野大明神 吉田 立田 熱
 田大明神 大原 稻荷 賀茂下上 貴布祢 北野 三輪
 住吉諸大明神 三十番神 愛宕 熊野三所大権現 九十
 九所権現 廣田 (體脱カ) 金山 吉備明神 對馬天王 羽黒山
 葛城大権現 峯々藏王 子守勝手 梅宮 法花廿八品
 三藏法師 鞍馬毘沙門天王 吉祥天女 両宝童子 伊豆
 箱根権現 三嶋 鹿嶋明神 富士 白山 立山 諏訪上
 下大社 薩州鎮守 八幡大菩薩 霧嶋 開門 兩大権現
 氏神 忽而日本国中大小神祇、大病神 □□ 刀八毘沙
 門天王 □□ 飯繩大天狗 小天狗等 各作群集正路
 旨照鑑給、於偽心□□白癩黒癩□□期、子々孫々深可蒙
 御罰者也、仍靈社起請如件、

寛永八年二月十日

伊東二右衛門尉(花押)

祐昌(判)

兒玉筑後守殿

「此正文、御文庫拾七番箱廿三卷中ニアリ、誤ナシ」

353 「家久公御譜中」

同月十一日 相國秀忠公、昨十日於隅田河邊、以鳥銃所中之白鳥一羽、使內藤外記賜家久、因家久速登 營奉謝拜賜之忝矣、

同月二十一日早旦 秀忠公於山里之御數寄屋、御手自

點芳茗賜家久、時松平宮内少輔忠雄・森美作守忠政・松平長門守秀就・細川越中守忠利・松平越前守光通等亦候相客之席、其中家久當抵正客之席、是竟因預有 鈞命也、

是日家久兩回登 營奉謝今朝之事矣、

同月二十二日 秀忠公使永井監物賜駿河密柑一箱於家久、登 營而奉謝矣、

354 寛永八年辛未

二月十七日、土屋七左衛門宗武 北郷讚岐守忠能臣にて、此月五日忠能卒す、故其跡を追て殉紀藤丹波守光繁上ニ死、

355 「家久公御譜中」

同年二月十二日、秀忠公以御使番賜御鷹・鷹二羽於家久、乃詣西丸而奉謝矣、

同月十八日、家久以有微恙、故 秀忠公使內藤外記賜枝柿一箱、因家久起病牀奉拜謝矣、

356 「家久公御譜中」

同年能州總持寺裏五庵之一妙高庵塔堂、飛錫於薩州之時、餘之四庵主、寄二月二十六日之書於伊勢貞昌曰、守古相國家康公胥議所定曹洞宗門新法度、可改舊規且以福昌寺定薩隅日三州之總祿云云、此外區々之事詳于書中矣、

357 「御文庫拾七番箱廿三卷中」 「家久公御譜中ニ在リ」

雖未面因便風寄音塵、抑茲時妙高庵塔堂、御旦那為見廻、其地^{◎公儀}之越山^{◎公儀}之次而呈一輪、然者去年、日本國曹洞宗法度古相國就被仰定置、為改旧規、西國江如意庵長老指下刻、於御國元被添懇志事、伸餘在欣然々々、仍而薩三ヶ國之知識衆、為遠國故、近年宗門之被背法度、剩以

企私意在國而被致出世候事、甚雖然、妙谷寺長老、今年
福昌寺爲代僧、妙高庵倫次職被相勒矣、就夫達而被仰分
故無別儀、色衣相赦事歷然、此旨御旦那爲申通如此、自
分已後堅法度可被成事肝要也、將亦三ヶ國之曹洞宗宗祿
職、自他門◎共ニ福昌寺相定早、其上於福昌寺江湖興行并首
頭僧被相立、然而後於本寺令登山瑞世之儀可調爲專要、
若右之法度於有相背僧者、被添且力其罪可被充行者也、
惣而曹洞宗法度改事、不限御分國日本中爲一同故、如此
申渡候、乍此上妙高庵御役無關住様ニ可被入御情候、此

〔朱カキ〕
寛永八年

未二月廿六日

普藏院

存怡

洞川庵

隣学

傳法庵

茂宅

如窓庵

全達

伊勢兵部少輔殿

御宿所

358

〔家久公御譜中〕

〔正文在川上八郎左衛門〕

返くむもし御事もこんと□

くらうとくたり候ま、とりむかい候、この比うつさま御
こ、ちあしく御さ候て、日に二とつ、の□いにて候、
せうしにて候よし申候事候、我らはいよくよく□御入
候ま、心やすく□

〔朱カキ〕
寛永八年二月

359

〔家久公御譜中〕

〔正文在島津左衛門久道〕

一かちううけ給候事すこしもくるしかるましく候、心や
すく思ひ候へく候、たんもしへもうへさま御こ、ちよく
候よし、申度候、く、かしく

〔朱カキ〕
寛永八年

いゑ久

たん正との

むもし

まいる

「家久公御譜中」

「正文在島津左衛門久道」

返くはやくたりもやかてにて候、まつ參候てなく
さミ可申候、たん正とのへもふくろへも、御こゝろ
へ候へく候、く、かしく、

あきの守とのより、使くたり候まゝとりむかい候、新さ
うむすめとも、さそさひしく候らんと、なかき夜なか
き日なかのたひ、これのミあんし、いよく老のあかつ
きくらしかたく、ねやのひまさへつれなかりけりにて候、
やかてくたり申候て、心ものひ可申とおもひ候に、又か
ゝるすかたとのミあんしたるはかり也、きくもしさため
てこの比は其方へまいり候はんと思ひ候、いよくたの
ミ可申候、ことの葉にあまりかきつくし不申候、いとけ
なきもの共、さそとあんし申候、又々、かしく、

「朱カキ」
「寛永八年」

三月七日

中納言

たん正との
むもし
まゐる
いゑ久

「家久公御譜中」

「正文在島津左衛門久道」

爲改年之祝儀、至遠路被差越使者、令祝着候、然者其元
無事之由珍重候、此方無相易儀候間、可心安候、恐々謹
言、

「朱カキ」
「寛永八年」三月十日

家久○(花押)
〔御判〕

彈正少弼殿

「在包紙」
彈正少弼殿

家久

「家久公御譜中」

「正文在島津筑後忠置」

以上

讚岐守被相果之由、從鹿兒嶋早打到來候、此事遮而被相
煩由、其沙汰無之候処、不慮之仕合驚入候、力落之段察
入存候、恐々謹言、

「朱カキ」三月十七日
 「寛永八年」

家久○(花博)「御判」

北郷出雲守殿

363 「御文庫拾七番箱廿三卷中」「家久公御譜中ニ在リ」

以上

一書令啓達候、然者、北郷出雲守殿へ爲御使、川上式部太輔殿・仁礼藏人殿可被相越之由、御意候、就其出雲守殿方以御條書被仰候、巨細者御條書之趣被成拜見候ハ、御意趣之趣可相達候、乍去、細々御兩所へ可申之旨◎(關字)御意候間、彼右松加兵衛方へ大形申候、被成御意候趣ハ、今度讚岐守殿被相果、出雲守殿力落之段可被仰様無之候、然者北郷家之儀、雲州成人之儀候間、無違儀可相續候、雖然、雲州之儀も、誠世上之取置會無案内之儀候、其上此中讚州無道之故、一言も可加吳見程之家臣之者共、或者殺害、或者追放、誠ニ獨夫之跡ニ被成候間、雲州爲若年家を可有相續儀、今之跡ニ而者難成 思召候、生殘たる衆雖有之、讚州之時之恐邪道、爲存寄儀をも閉

口、中々加吳見談合などの熟意有之間敷候間、家之危事無限 思召候、縦雖爲御親子之御間、可及國家之亂程之悪行於有之者、可被罰其罪事、國主之正政古今ニ鑑之儀、都鄙之貴賤所見聞ニ而候、往古之儀者不及申、當御代古相國様御直子上総守殿、被成悪行候付、二三人之跡にて遠所へ箆居被仰付候、古相國様御遠行之前、從將軍様雖御侘言候、御存生之内ニさへ如此氣任を被成人ニ而候間、御他界之以後者、必定天下之大亂を可有御起儀眼前ニ候處、如何候て 將軍様如此被仰候哉、萬一御他界之跡ニても被召出候ハ、草葉之影よりも可有御恨之由、被仰置候ニ付、弥稠敷被仰付事候、又當 公方様之御舍弟駿河大納言様、以之外人を被成御斬、御悪行増候旨、相國様被 聞召付、御男子之儀者御兩人迄ニ而候間、笑止ニ 思召候へ共、如此之御惡儀被成人を被立置、可及天下之亂ニ事、非道理候間、御子ニ而者無之候条、如何様ニも從 將軍様可有御成敗之由、被仰出、相國様御前ハ御親子之間相果候、將軍様別ニも無御座御兄

弟之故、被成御惜、色々御意見共候而、御覽之躰ニ候へ共、弥以御悪事不止候間、何方へか如上総守殿、遠所へ籠居之御沙汰と相聞得候、如此無余儀御間にて、天下之政道ニ者無御替候事、衆人之寄特与奉仰事候間、於其國悪行之輩者、國主之御沙汰ならでハ不叶事候間、雲州被学親父之例、家中之者共をせひらかし、氣任之躰ニ候ハ、少も無御用捨可有其御沙汰候条、今度之御條書之旨ニ被任、家を相續於有之者、可爲御満足候、就其、當時年寄分之衆誰々ニ而候哉、又可被相加人も可有之候哉、能々入念被承究候て、式部太輔・藏人より可被申上之由、御意候、御條書之儀者、先雲州へ被申渡、其後家中之衆悉被召出、御條書を讀立きかせ被申候様ニとの御事にて候、左様ニ候ハ、此條書を別ニ被書写、衆中相中へ被遣候ハ、定皆と可写取候、此上ニ而者下ともくつろぎ候て、家老之衆も存寄儀共可令吳見候、以此趣御意趣も被申候様ニ与、被 仰出候条如此候、恐惶謹言、

364

「朱力キ」
「寛永八年」

三月廿八日

伊勢兵部少輔
貞昌〔判〕

下野守

久元〔判〕
〔花押〕

川上式部太輔殿

喜入攝津守殿

人々御中

「朱紙ノ封面ニ」
喜入攝津守殿

川上式部太輔殿

参

下野守

伊勢兵部少輔

「未三月廿八日之狀四月廿三日ニ右松加兵衛殿被指下候、但北郷出雲守殿へ被仰儀也」

「寛永八年ノ未ニ當レリ」

北郷時久入道一雲

讚岐守忠虎

文祿五年死、六十七

文祿三年病死于朝鮮、三十九

讚岐守忠能

出雲守忠亮

寛永八年二月五日死、四十二

慶長十五年生
寛永八年八月廿三歳ニ當ル

式部太輔久直

家久公三男、元和三年生、寛永八年未四月光久公加冠、任式部太輔云々、同十八年死、廿五才

次郎左衛門久定

外記忠長

光久公二男、正保元年生、光久公三男廿六才早世十九才早世

筑後忠頼

光久公八男

365

「家久公御譜中」

同年三月二十二日、相國公以上使姓名不傳、賜御鷹鷹二羽

於家久、拜謝隨先蹤矣、

北郷讚岐守忠能者、固島津之族而領許多之采地、居莊内都城、為日州之藩屏(兼)、雖然、忠能其爲人以從幼早孤專我

366

家久様御袖判うつし

意成長、故其行、違彝倫之道、賞罰不明、殺忠臣無罪、近邪曲奸巧之臣、流放竄殛不知其數、北郷家至于此將傾覆、幸哉忠能以去月五日卒、於是家久書數件之教訓、使川上式部久國・仁禮藏人景親示嗣子出雲守忠亮、如左、猗歟爲君師之道、其義斯重哉、

一親父讚岐守從幼少無兩親而、氣任ニ成人故、不敬公儀不睦家臣、我心之任所之不糺罪科之輕重、譜代之忠臣其外到下々迄殺害人不知其數之由、世上之沙汰數年雖聞及、讚岐守非可用意見人之間、思而不能之處、不慮之死去不及是非也、自上古至于今、人を多害せし輩短命(ニ)して、亡其家類、觸耳遮眼候、天道之赦無之与相見得候、讚岐守於長命ハ、無道之奢不遁天罰、家之滅亡可爲必定之處、頓被相果、却而家相統之基欵と存候、雖然、其方不改先非、我心を本として、家老之者共之諫言をも不用、諸事無談合行儀猥於有之者、一

且被續家候共、可爲糧花之采候間、被尋聞聖賢之道、

明賞罰、以可被守家之長久事、

一北郷家之儀、於當家無餘儀事候間、無恙可有之儀、所希候之事、

一先年 大閣公之御時、伊集院右衛門大夫入道幸侃以才

覚、分國中從天下被成檢地、諸士譜代之在所を練替、

古讃岐守なども幼少之時祁答院江移置、幸侃其身者、

以計策從 大閣公賜過分之知行、庄内江令居住、依誇

邪儀人之誅伐、讃岐守茂本領ニ被歸服候事、偏我等添

心候儀、其方ハ未生以前之儀候間、家中之衆江被相尋

可被聞達候、如此次第、讃岐守不被染心肝、忘却之躰、

被背本意候事、

一山城守被相果候後、鹿兒嶋江以使者被申候趣者、山城

守事、毒害○ナシあハレ候、迷惑之由候間、如何様成證

據有之儀候哉与、尋究候処、一向無筋儀ニ而、其使別

ニ無申分相歸候、何之故ニ山城守を智ニ取候程之入魂

にて、左様之分別可有之候哉、又我等不存儀ニ、下々

として何之用ニ左様之企可有之候哉、以か様之儀、令

察候にも、讃岐守分別くるひたる事相知候、此儀○成も

達而於及沙汰者、何与可成行候哉、畢竟北郷家之儀相

立度存、令用捨於于今其方へ無沙汰無之儀を以、可有

分別候事、

一讃岐守被致悪行事、定而○例江召仕候衆之内、内談を

もいたしたる讒人可有之候、左様之者一刻茂側ニ不被

召仕、追放尤候、若其者於働雅意者、可被行死罪候事、

一自今以後、家中之者、或死罪或知行没収等之沙汰於有

之者、鹿兒嶋江被遂披露、以其上可被相行事、

一鹿兒嶋屋敷江被移、世上之躰をも被見習可爲尤候事、

以上

寛永八年三月廿八日

「此御案文、御文庫廿三番箱十八卷中ニアリ、異同ナシ」

「家久公御譜中ニ在リ」

「家久公御譜中」

「正文在島津左衛門久道」

わさと一筆とりむかい候、いまたこ、ちも然くと御さ候ハぬよし、無心元候、此便にて申候まき、おりふし、ひた一・けんきう此方にて候間、すなハちきねんの事、たのみ申候、けんきう申され候も、ちのみちにて候、さしたる事はなきよし申事にて候、正月あしき月にて候、うち過候て、めてたく候つるよし候、はやくとなをし申候へは又あしき事御入候間、りやうはうをかねてきねん申候よし候、おりふしいまはきやうたいのうちにて候間、かいふんきねん申候ま、此まふりくたし申候、やかていよくよく御さ候するよし申され候、もの、さハリこ、ろのよし候へとも無其儀候、た、くちのみちにて、こ、ろもちあしく御さ候よし申され候、くすりハき、かね可申よし候、とかくきねんにて又くすりもき、可申候、あまりく無心元ま、わさと申されは又三郎・又十郎・ゑちこの守このたちしゆりやう申候、此ついうちにきたまり候て、めて度候、さためて御いとま出候す

ると思ひ候、さうくこれより申度候つるおりふしにて

候、めてたくやかてくたりのちうしん申候へく候、たんもしおふくろに此よし可申候、いそきのま、又とめて度くかしく、

猶といもし事、さいく見まいのよしたのもしくこ

そ思ひ候ま、女はう衆いつれもしんらう申候よし

申度候、くく、かしこ、

「朱カキ」
「寛永八年」三月廿八日 　　ゑとより

ノ

いわむもし 　　いゑ久
まいる

368

「家久公御譜中」

「正文在島津左衛門久道」

又申候、四月御いとま出候する、されハ五月ハさうくくたり可申候、犬をい申度候、子ともみなくはしめての事にて候間、馬てに入申ましく候、よくくたん正と

の其とをりいつれも申候へく候、三十日計けいこ候ハ、
犬をもほし可申候、こゝにてなく候ハ、ゆく末なるま
しく候、これハ御家はかりに有之事にて候間、なにより
をしき事にて候、かならず犬御座候するまゝ、其心得尤
候由、たん正とのへ申候へく候、くゝ、かしく、

返く御ふくろへ申度候、くゝ、

〔朱カキ〕
〔寛永八年〕

〔朱カキ〕
〔在口裏〕
むもしまいる

いゑ久

〔家久公御譜中〕

同月二十九日、大樹公降 台命曰、家久嫡子又三郎忠

元、四月朔日可元服、是預奉願也、因茲家久速登 營、

於御料理之間、謁 台顔奉謝命之忝矣、

同年四月朔日、家久攜息男三人、而登 營、則 家光公

著御 半袴、出御書院、時家久轉任大隅守、嫡子島津又三郎忠

元任薩摩守、賜御稱號及御字、號松平薩摩守光久、任四

位侍從、島津又十郎忠直、任式部大輔、島津越後守忠紀、

任玄蕃頭、兩人共進諸大夫、而光久獻御太刀一腰自作、及

白銀三百葉・小袖十襲、而奉拜謝、酒井忠行執奏之、踵

家久亦獻御太刀一腰常・白銀二百枚・小袖十領以奉拜謝、

而忠直獻御太刀一腰・白銀百葉・小袖十領而奉拜謝、忠

紀亦獻御太刀一腰・白銀百枚以奉拜謝、已而家久・光久

著席、則 御盃土器二御引渡家久用三方、御捨土器及御肴

加良 須美、出、御酌本多美作守、居 御盃於長柄御銚子持來、

則大隅守先頂戴之、於是拜領光包御脇指、且賜御肴、太

田采女正加之提又居 御盃於銚子、薩摩守頂戴之、拜領

守家寶刀、加之賜御肴加無之、是間出御壺包而式部太輔頂戴

御盃、拜領御腰物永包、次玄蕃頭頂戴 御盃、拜領御腰物

重元、而退去、此日家臣島津下野久元・伊勢兵部貞昌亦徹

御前、許拜 台顔矣、

同日家久父子四人詣 西丸、則 相國公賜左文字御脇差

於家久、左文字御刀于光久、國綱御刀于忠直、長光御刀

忠紀、各奉謝而下營矣、

370

「正文在文庫」

寛永八年四月朔日、御元服之時從 將軍樣御拜領、

光包御脇指

中納言樣江

守家御刀

薩州樣江

包永御刀

式部太輔殿江

元重御刀

玄蕃頭殿江

右同日從 相國樣御拜領、

左文字御脇指

中納言樣江

左文字御刀

薩州樣江

國綱御刀

式部太輔殿

長光御刀

玄番頭殿

以上

371

「光久公御譜中」

寛永八年辛未四月一日、於 江城首服、時 將軍家光公
賜松平氏及御諱之光字、因號松平薩摩守光久、是日任侍
從叙從四位下、加旃賜守家之寶刀、大相國秀忠公亦賜
左文字之御腰物矣、父家久既從三位中納言、以故今不經
五位、直昇進乎從四位下、以去年十二月二十三日取叙任
從五位下侍從之口宣案・宣旨・位記、并賜焉、唯以階序
之故追加耳、非敢居乎其從五位下矣也、從是當家初任之
例倣之、

372

「光久公御譜中」

「正文在文庫」

上卿

西園寺中納言

寬永八年四月一日 宣旨

從五位下源光久

宣任侍從

藏人左中辨藤原俊完奉

口 宣案

373 「正文在文庫」

上卿 中院大納言

寬永八年四月一日 宣旨

從五位下源光久

宣叙從四位下

藏人左中辨藤原俊完奉

口 宣案

374 「正文在文庫」

從五位下行薩摩守源朝臣光久

正二位行權大納言源朝臣通村宣、奉 敕、件人宜令任侍

從者、

寬永八年四月一日、掃部頭兼大外記造酒正中原朝臣師

生奉

375 「正文在文庫」

從五位下源朝臣

右可從四位下

中務、英才內備武威、外明守道德、為師懷忠信徒義、宜加榮級、以穆憲章、可依前件、主者施行、〔内印〕「朱印」

寬永八年四月一日

無品中務卿智忠親王宣

正四位下行中務大輔臣小槻宿祢孝亮奉

中務少輔從五位上臣藤原朝臣宣陸行

正二位行權大納言臣

資勝

正二位行權大納言臣

光廣

正二位行權大納言臣

公益

正二位行權大納言大宰權帥臣

實有

正二位行權大納言臣

季繼

制附外施行、謹言、
〔内印〕
朱イン

正二位行權大納言臣

宣衡

寛永八年四月一日

從二位行權大納言臣

通村

制可

從二位行權大納言臣

實秀

月日辰時正四位下行掃部頭兼大外記造酒正中原朝臣師生

從二位行權大納言兼左近衛大將臣

教平

右中辨共綱

從二位行權大納言兼右近衛大將臣

忠象

攝政從一位行左大臣朝臣

從二位行權中納言臣

實頭

右大臣正二位朝臣

從二位行權中納言臣

共房

内大臣正二位朝臣

從二位行權中納言臣

兼賢

二品行兵部卿貞清親王

從二位行權中納言兼陸奥出羽守按察使臣

業光

從四位下行兵部大輔定逸

從二位行權中納言臣

定好

參議正四位上行右大辨經廣

從二位行權中納言臣

實晴

告從四位下源光久、奉

正三位行權中納言臣

雅宣

制書如右、符到奉行、

正位行權中納言臣

公信

兵部少輔闕

權中納言從三位臣

光賢

大錄

權中納言從三位臣通前等言、

少錄〔内印〕
朱イン

制書如右、請奉

少錄

寛永八年四月一日

376

「忠將一流系圖」

忠紀

万千代丸 越後守 玄番頭

元和八年壬戌二月十九日誕生、母島津備前守忠清女也、又四郎久敏早世而無繼子、以爲猶子連續夫跡、實 太守家久卿子也、

寛永八年辛未四月初一日、於武州江戸、請於 將軍家、

光久主加官之時、予亦任玄番頭、諸大夫叙五位下、且亦

大相國秀忠公賜寶刀、治工長光、將軍家家光公亦昇刀、治工

元重、此時捧太刀并白銀百枚・衣服十領、而拜謁 將軍家

謁 大相國亦如此也、

377

「下野守久元譜中」

寛永八年辛未、大守黃門家久卿之賢息又三郎忠元、承理髮之命、久元役焉、其事已成、于時 家久卿賜 寶刀

治工正宗、於久元、同日次弟又十郎理髮、伊勢兵部少輔貞昌役焉、以賜寶刀治工貞宗之中脇差、於貞昌、各珍戴以退矣、

378

「御文庫拾七番箱廿三卷中」「家久公御譜中ニ在リ」

急度令啓候、然者去年御成前◎(關字)又三郎様可被成御元服

由、大炊頭殿へ被成御内談候処、御成前ニ者可難成由候

間、重而之儀ニ可被成由被仰候而相延候処、今度從 大

御所様大炊頭殿迄就 御内意、今月朔日於 御本丸被成

御元服、又三郎様者可爲四位侍從之旨被 仰出、御受

領之儀者、薩摩守ニ御成候、黃門様御事者大隅守ニ御

成候、以此次而、又十郎殿御事者式部太輔、又越後守殿

者玄番頭ニ御成候、誠々目出度御仕合、無申計候、御兩

所様も、可爲諸大夫之旨、被 仰出候、何も名物之御腰

物共御拜領にて候、此等之趣、早々可申越◎由御意候ニ付

如此候、恐惶謹言、

「朱力キ」
「寛永八年」

四月三日

伊勢兵部少輔◎(花押)貞昌判

下野守
久元◎(花押)

喜入攝津守殿

川上式部太輔殿

人々御中

江戸も

下野守

伊勢兵部少輔

喜入攝津守殿

川上式部太輔殿

まいる

久元

「未ノ四月三日之狀、同廿二日早打持下候、但 御父子様御名給之儀也」

379

「全巻中」「此追書御譜中ニ無之」

追而申候、加治木之大隅守殿、御名を主計頭殿与被成殿付、可然候、又、川上式部太夫殿、親父之名にて候間、將監可然候由、黄門様被成御意候条、早々元之官御改尤候、加治木へハ誰以御使衆被仰入、以吉日御改尤候、

將又、當年御分國中以外飢饉にて、下と致迷惑之由、黄門様被聞召入、我々へ被仰聞候趣ハ、如此成飢饉ニ者、八木之直成なと高く可有之候、物を持たる衆ハ幸ニ存、如何程もたかくなし度可存候、左様候而、萬民之可有迷惑儀、不可然候間、必定下と飢饉之躰候ハ、餘八木之直成高く候ハぬやうニ、各被申出候様ニと 御意候、若爲被申出直を背、たかく賣たるもの候ハ、稠其科可被仰付との 御意にて候条、重而此御報委待入申候、御暇之儀も、定近日にて可有御座与申事候、猶期後音、不能詳候、恐惶謹言、

四月三日

伊勢兵部少輔◎(花押)
貞昌判

下野守

久元◎(花押)

喜入攝津守殿

川上式部太輔殿

人々御中

〔末紙ニ〕
喜入攝津守殿

川上式部太輔殿



江戸方

下野守

伊勢兵部少輔

〔末ノ四月三日之狀、同廿二日ニ早打被持下候、但 大隅守殿御名改
井飢饉ニ付八木直成下之儀也〕

〔家久公御譜中〕

〔正文在島津左衛門久道〕

返くおふくろへも申度候、く、かしく、

一ふて申候、そもしいつもはつらいしけく御入候、さや
うに候へは、こゝ元にてうらかたをいたし候つる、きの
ささにかゝりたるれいこん御さ候よし、さためてかうか
んなどのはうしんたるへく候間、きねん其方にて申付候、
たうはつひやもんのほう、よく候するよし候、ひた一に
もたのミ申候、いつれもうらかたハよく候、きねんにて
ふたゝひおこり候ハぬやうにと申事候、さためてこくぶ

のたゝりなどゝも可申候、これも心もち候て、其きねん

も申候、いつもくおなし心もちのはつらひにて候まゝ、

ふつとねをきり、又とおこり候ハぬやうにきねん申候や

うにと、たき所をたのミ、其方にて申付候する間、此使

くう上に申くたし候、たん正とのへも、此よしくハしく

申候へく候、かやうのきねんにてこそ候へ、やすき事に

て候間、心やすかるへく候、ひた一にも申つかハし候、

守など可參候、又く、かしく、

〔朱カキ〕
〔寛永八年〕 卯月三日

中納言

／

たん正との

むもし

まいる

いゑ久

〔家久公御譜中〕

〔正文在島津左衛門久道〕

返くたんもし殿いつれもふしのよし、かすくめて

相國公、使内藤外記、賜御鶡鴒三十羽於家久、乃速登

「家久公御譜中」

「在包紙」
 たんしやう殿
 おふくろ
 返事まいる

より
 いゑ久

たんしやう殿
 おふくろ
 返事

いゑ久

「朱カキ」
 「寛永六年」四月四日

より

つかひくたり申まゝ、一筆申まいらせ候、そこほどむもしことも、はつらひのよしうけたまはり候て、おとろき候に、もはやくわいきのめてたさ、まんそくニ存候、かしく、

たく、此はうもミなくとうせんの事にて候間、心やすく候へく候、如何かと候へく候、いかさまくわしき事、やかてかミかたニのほり候するまゝ、こましく申上候へく候、高砂めてきた事、かさねてこそ申上候へく候、かしく、

營奉拜謝之矣、

『写兒玉氏藏』「家久公御譜中ニ在リ」

尚く、薩州様御乗物かき六人、歳之比同程之者すくやかに候て精之高き餘違候へハ、めしにく、候間、左様之儀、被爲入御念候様ニとの御意にて候、如御存知、諸大名衆者、上方之六尺を被成御雇候て、扶持を高く被遣候間、如何ニも見たてよく候、薩州様も當年よりはや諸大名衆被成差合候、其上◎(關字)御城ニも此跡ニ相替、節々可被成御參候間、乗物かき之儀、被爲入御念尤候、又御挿箱持なども、皆人足之類ニ而、見苦敷候条、是又能若きもの兩人、合八人可有御上せ候、委細ハ帖佐長右衛門可被申候、以上、今度和田郷左衛門尉方被指上ニ付、御書中之旨、具得其意候、

一御子様達、何も御息災之由、具申上候事、
 一岩崎御姫様、頃者一段御快氣之由、別而被成御祝着候

事、

一琉球へ可被遣之由候而、於京都御借銀五百貫目之事、

從此方如申遣候、御同心にて百貫目被召置、四百貫目

ハ早と御上せ候、慥爰元へ相届、御借銀返弁、又ハ御

買物之代などへ相拂候事、

一從國分之古今并御双紙、如御書中之慥相届、御兩殿

様被成上覽候、就其、古今之内二所きれ申候、其様子

ニ付、御條書を以被仰遣候、殊之外御腹立不大形候、

國分にて能御存候衆へ、委被成御尋候而、重而可有御

申候、

一今井安左衛門尉殿、川内迄被相越候哉、就其御念被入

由尤候、先書ニ從此方も其段申入候つる、向後 黃門

様を奉頼、可有侘との内意与相聞得候、弥次第ニ様子

承候而、相替儀候ハ、可申入候事、

一有馬殿領内与此方御領分口事之儀ニ付、高崎伊豆守殿、

伊東駿河守殿、堀和泉守殿被相越、可然相濟候由、致

披露候事、

一此方おたつ可被召仕女衆二人程、可被指上候由、從兒

玉筑後守殿、仁禮藏人殿迄被申下候哉、我々者不存候、

爰元も餘事關ニハ有之間敷かと見及候処、又々人衆相

かきみ候、惣別ケ様ニ成行候儀、不及是非候事、

一遊行上人、去月六七日之間、志布志へ從飲肥可被着之

由候ニ付、將監殿志布志へ御越之由尤候、先日如被仰

遣候つる、〔鹿兒嶋^{〇覽}の儀も、無御歸國內ニ隙を被爲明、

別方へ御移候様ニ御談合尤候事、

一一乘院住持之儀、田布施之金藏院可然之由、門徒中被

申候哉、一乘院門徒之衆、別ニ無之由候条、其通可被

申渡由 御意候事、

一市來之大日寺之儀も、談儀所へ被罷居候、出家可然候

ハん由出合候哉、出家方之儀ハ無御存知候間、門家中

於同心者、是も如其可被申定由被^{〇關字}仰出候、伊作本坊之

儀も、福山之不動院契約にて候つる由、令披露候、縱

先往契約候共、不成合衆ハ被相止、誰ニても可然人へ、

談儀所、門家中談合にて被相定、尤ニ被思召候、勿論

契約之出家可然人にて候ハ、如其可被申渡之由 御
意候事、

一帖佐長右衛門尉殿之儀、薩州様御側へ御心安被召仕

候条、早へ歸國仕、女房を召列被參候而、此方へ相詰

御奉公被仕候様ニ可申渡由、從^{○(關字)}御兩殿様被^{○(關字)}仰出

候間、夫婦路次之賦船等之儀、被仰付候而尤候、猶委

細者其身可被申入候間、不能詳候、恐惶謹言、

^{「カキ入也」}
^{「寛永八年」} 卯月十一日 伊勢兵部少輔 貞昌 ^(花押)

下野守

久元 ^(花押)

川上左近將監殿

喜入攝津守殿

^{御報}

「此正文御文庫十七番箱廿三卷中ニ有之、季通引合誤ナン」

「古御文書廿九卷中」
「家久公御譜中ニ在リ」
「光久公御譜中ニモアリ」

以上

先刻預御使札候、令他出只今令拜閱候、又三郎様今朝日

^{○(關字)}於^{○(關字)}御前御元服、薩摩守御拜領、則御名乗之御字御拜領
之旨、珍重ニ存候、就夫、御家御代と通字家久兩字之内、

反相考可申由、則別紙ニ書付進上申候、目出度存候、猶

以參上御祝義可申上候、恐惶謹言、

^{「朱カキ」}
^{「寛永八年」} 卯月十六日 ^{「宗阿カ」(以心禁佐)}
^(花押)

松平大隅守様

國師

385 「光久公譜中」

寛永八年辛未四月一日、於御城加冠、時賜松平氏及諱字、

因号松平薩广守光久云々、

386 「家久公御譜中」

同月廿三日 相國公以御鷹所撃之水鳥、使永井監物賜光

久、乃登 營、奉謝賜之忝矣、

387 「古御文書廿九卷中」
「家久公御譜中ニ在リ」

「家久公御譜中」

「正文在南林寺門前和田太郎左衛門」

返くきくもし事、すこしこ、ちあしく候つるよし、
 いか、と思ひ候、やうしやうゆたん有ましく候、お
 ふくろ・いもしへも申度候、く、かしく、
 御文うれしく詠めいり候、御こ、ちよく候て、まんぞく
 申候、いよくゆたんなく、二たひをこり候へぬやうに、

尊書忝致拜見候、如被仰下候、明晩之儀何様にも致伺公
 度存、^{「本マ、」}合養性仕候へ共、于今然く共無御座候之間、其
 段先刻伊勢兵部方迄申入候、拙者儀者、何時成共重而御
 次之刻、被召寄候者可承候、明晩不致祇公候義、一入迷
 惑仕候、恐惶謹言、

「朱カキ」
 「寛永八年」卯月廿八日

忠行（花押）

酒井阿波守

▽○
 /
 △ 薩摩中納言様
 尊報
 忠行

一書令啓入候、仍以先札被仰越候一儀、最上土佐守殿へ
 申理候、一途之返事無御坐候条、其通御報申入候、然處
 何ほとに内談相濟候哉、貴老御見合之儀ニ候間、何と様
 ニも御談合可被致由、爲拙子可申越之由ニて候、康心老
 江、善鏡坊を以内談申候、大方合點之様ニ候、右之様
 子、御方より康心老へ被仰候而可然候、定其刻一着之儀
 共可相濟候、先以目出度候、猶期後音之時候、恐惶謹言、

きねん尤候、ひた一よりも、きねんのまもり共參候やと、
 思ひ候、我らもこの外いきをひき申候、さりながら、き
 のふよりちとよく候、心やすかるへく候、くはう様も、
 此中御はつらひにて候、日くとうしやうの事ニて候、
 我らハ此ほとハさし出申、かハる事候ハす候、又く、
 かしく、

「朱カキ」
 「寛永八年」卯月廿九日

中納言

たん正との
 むもし
 まいる

いゑ久

390

「家久公御譜中」

同月三十五世遊行上人巡國修行而来日州志布志、繇焉爲馳走、預下令於處々、時宗寺堂客殿・道路・溪橋等加修復矣、

「此左右衛門重政へ季通カ先祖也」

「寛永六年辛未」

卯月廿九日

伊地知采女正殿

人々御中

伊地知左右衛門尉重政(允押)

猶以令申、「此年四月朔日、家久公、光次公御先服後四位、侍從、大納言、藤原守ニ任セラレ、御會持久直任後五位、式部大輔、忠紀任後五位下之御仕合無殘所由、五三日前ニ御左右共候、定而御方江相聞得候らん、何れも目出度よし申事ニ候、將又、右内證之儀、善鏡坊ニて康心へ申候へハ、殊之外祝喜之しゆきうニて候はん哉、ぬきてにて候ハんと、うたかわれ候由承候、定よそおひことく敷祝儀可有御坐候、其刻我々迄もひろふたにハより付申度候、おかしく存候、以上、

391

「正文在淨光明寺」

情以夫報恩謝德者賢王之玄訓也、先王ノ琢處、後王ノ爲鏡、五帝猶義を爲本、追孝追善ハ金人の遺教也、百行義を先とし、佛教儒道異なりといへとも、報謝乃趣是以一同也、抑當宗元祖一遍上人者、四國伊豫國河野七郎通廣之子也、建長年中に發心して先、台家を学し、其後専修一行之門に入、一切衆生のために、本願の名号を勧んと、誓願を起して、宇佐八幡江祈誓せられけるか、神誨に任て熊野江參籠、此願意祈られければ、正く靈託を蒙りてより以來、唯今及世五代祖師の不肯違、我賦此算然間趣九州事、寛永七庚午年拾月、日州江令渡海、其刻、日向大隅薩摩三ヶ國の太守藤原朝臣松平中納言家久公、御分國修行之旨申入之處、無別条之段被仰之間、尤令修行之處、三ヶ國之末寺及退轉之處、此度悉堂客殿再興、加之嶮難の道路を拵、溪橋をあらため、人馬の往還任意之条、時節の感應を得たり、それ法孤り如ならず、人の開演を得て興盛し、人ひとりさとりす、法の軌持によって開辱

「家久公御譜中」

「正文在島津左衛門久道」

返く、夏中にも御いとまもいて候へかしと思ひ候、
 やかてこれより可申候、又とく、かしく、
 わさと一ふてうれしく思ひ候、せいゑもん參候て、其元
 そくさいのよしうけ給、まんそく申候、ほうわきにて候
 間、くすりなどゆたんなくのミ候へく候、おふくろ・こ

す、人法と余として古今不改、根機と順すれば、水月自感
 す、今亦末世なりといへとも、機法相應の時に至る事難
 有侍る、六時經云、一國一人得住生其國衆生皆往生云云、
 一人の御慈悲心を以、普其國中の人民を傳道に入給ふ事、
 此文不違候也、神仏の二道車の兩輪のとし、我心の外
 にあるへからず、不輕神明歸敬三寶すれば、仏神加護内
 心に密約して不限自身、永く子孫繁栄、豈有疑、此趣遊
 行代との傳書に可殘置ために、書註者也、

于時寛永八年卯月下旬

遊行卅五世他阿

「朱印」

「家久公御譜中」

「正文在島津左衛門久道」

返く、いもし・又五郎もわつらいのよし候、無心元
 候、たんしやうとのへも御心得候へく候、五六日中
 ちうしん可申候、く、かしく、
 卯月廿日の御文きのふ八日にたうらい、まづくそくさ
 いのよしめて度候、きくもしその方へしけくまいる候
 よしうけ給候、いか、と思ひ候、明日九日御ふるまいの
 よし候、十一日御のふにて御いとま出候よし候、はやほ

もしいつれへもこ、ろへ□申度候、さうたいへも文し
 て申候、さためてしろへも見まい候て、なくさミ候へく
 候、こ、元かハる事なく候、心やすく思ひ候へく候、又
 と、かしく、

「朱印」
 寛永八年 五月七日

ゑとより

さうたい
 むもし
 まいる
 いゑ久

394

「家久公御譜中」

「正文在琉球國司」

琉球人進上物可成覚

一練はせを

百端

一ちうわうのしやく

五ツ

一大しやく

五脚

一竹心香

百袋

一香箱類色々

と有ましく候、とにもかくにも、のひくしくこそ候へ、

あつき時分にて候は、いかにせられ候するとおもひ出

にて候、おふくろよりもうけ給候、よろしく御ころへ

候へく候、いづれもくやかてくたりのちうしん申候へ

く候、く、又と、かしく、

「寛永八年」

五月八日

中納言

たん正との

むもし

まいる

いゑ久

395

「家久公御譜中」

寛永八年辛未、家久爲求吾所無之物於大明國、以百貫目餘銀、渡琉球國、使川上又左衛門忠通爲奉行、忠通至彼辨其事甚便利、而盡已奉公、至後世亦爲國家、家久聞之、感賞其功、而賜百斛之祿田、球國在番之奉行始于此時、委見于左書矣、

一めつらしきかい鳥

一きやら

一卷物

一見事成そてつ、但あさかいの大成ニ植テ、

一日光へ進上あるへきもの、但後代迄可有之ものたるへ

く候、高麗方つきかね致進上由候、何そ唐より參候而、

宮寺などに可有之かと出合申[□]以上、

「朱カキ」

「寛永八年」未五月八日

396

「家久公御譜中ニ在リ」「礼合誤ナシ」

以上

追而申入候、

一從琉球表唐へ銀子過分ニ被差渡候儀、近年之御談合ニ而始而爲奉行川上又左衛門尉被遣候処、於彼地一段精を入、諸事仕様共神妙ニ候つる由、被及聞召候、ケ様之儀始而被仰付、向後御國之御重寶ニ罷成儀候、殊又左衛門尉儀、專可被召仕歳相ニ候条、自今以後ハ、御旅之御供彼是ニ可被召仕候、又、息之儀も成人之事情条、面々ニ御奉公可被申候、少身にて可難成与 思召候間、少分ニ者候へ共、先々今度知行百斛、爲御加増可被遣之由、被 仰出候事、

一町田勘解由事、數年致在江戸歸國候處、無程又左衛門尉爲替被遣、別而辛勞之儀候、是も父子面々ニ御奉公之儀候、就中今度琉球〔江〕被罷渡候時分、於中途舟破損候處、別而被入精、御物之銀子過分ニのせ置候を、皆々取上無異儀由候、手前之荷物者悉すたりたる様ニ聞召候、尤如此社可有之儀候〔得〕共、人ニより御物を

致大形ニ、我身を能様ニ仕事多々有之儀候處、ケ様之儀も神妙〔○〕思召候、是も少身にて御奉公可難續候条、知行百斛御加増可有之由被 仰出候事、

一東郷肥前守事、是も當時御留守奥方へひとと相詰御奉公被仰付候、藤兵衛尉事〔○〕表方之御奉公仕、是も父子面々ニ相勤候、可難成候間、毎年米三拾石ツ、可被下由被 仰出候、當時上知行共候時分、如此御扶持被成儀、如何敷様ニ候へ共、無餘儀被召仕衆、身上落置候へハ、咲止〔○〕思召候間、如此 御意之旨候条、以此趣御談合候て可被仰渡候、今度上知行ニ付、知行米ニよらす半分ツ、上り候儀者、何も同前候、可爲御沙汰候、是

又爲御存候、恐惶謹言、

〔朱力キ〕
寛永八年

五月九日

伊勢兵部少輔

貞昌〔花押〕

川上將監様

下野守様

彈正大弼様

人々御中

「御文庫拾七番箱廿三卷中」「家人御譜中ニ在リ」

覚

- 一前より年頭之御礼延引之事、
- 一連々公儀之御無沙汰之事、付何ぞ御佐又ハ入組などの儀ニ付候てハ使參候事、
- 一公儀之様子無聞合故、毎度御祝言など被申後候事、是ハ薩州様御縁中御定候爲御祝儀、一所衆何も其年之臘月使江戸へ被指上候処、讃岐殿次年之五六月之比、始而承付候間、江戸へ使上せ可申哉と、此元へ被相尋候、今迄不被聞召付、御使も程延候儀、不可然存候通、返事申候、定其地へも使遅ク可參と存候、其外幾度もケ様之儀程延申候事、
- 一北郷殿領内内之浦之事、高山之觸方ニて候故、地頭より殿役之儀度々被申候へ共、無承引候故、役人を召寄、一所衆何れも殿役無御免候条、被仰付候へと申渡候、其返事ニ堅固ニ可被相勤由被仰候へ共、于今殿役不相調候事、

一當役人ハ讃岐殿風躰を見ならひ候哉、公儀へもこと
 〱敷心得申候事、

- 一北郷殿領内と公儀事を各別之躰ニ見得申候、連々其通ニ有之由候、今度も仁藏人殿内儀煩ニ付、庄内都之城善財坊と申山伏祈念者ニて候間、爲可被頼都城へ使被差越候へ共、善財坊宿へ中々寄付不罷成、兩人宿へ參候て可申理由、使申候へ共、役人宿へも忽別寄付不申、町人之番所へ召置爲差除様子候、藏人殿使者攝津守狀を相添申候故、役人へ參候て、雲州へ進候狀、役人ニ遣候狀二通共ニ可相渡由、使申候へ共、今之躰ニて無領掌罷歸候、餘々ケ様ニ候ハん事いか、彼是爲御存知候、是も前々風躰之筋目不相替如斯候事、
 - 右、庄内北郷殿作法、見及申候間、書付進入申候、以
- 上、
- 「御譜中ノ未カキ」
「寛永八年」未五月十一日
有馬次右衛門殿使之時
江戸御兩人へ
- 「此一書、寛永八年未ニ當リ、同年三月廿八日貞昌、久元之書ニ参照スヘシ」

「家久公御譜中」

同年五月十一日、相國公使内藤外記賜鮎鮓於家久、拜謝從常範矣、

「家久公御譜中」

「正文在山田市郎兵衛有英」

在裏ニ

さてもく弥九郎事、いろくやうしやうくすりしなをかへ、色をかへ候つれども、心ならず御入候事候、まこ「幼少ヨリカ」とにゆふうしうよりめしつかい候て、一しほたのもしくこそ思ひ候つるに、あはれかきりにあらず候、ことさらたひのうさのミにて、くにの事おもひ候つらんと、心中申はかりなく候、せひなき事と思ひおやふたりも思ひすて候へと申候へく候、よくくこのよしは、ふたりへ申候て可給候、かしく、

「朱カキ」

「寛永八年五月」十九日 / 「在包紙」より

たての
まいる
いゑ久

「家久公御譜中」

「正文在島津左衛門久道」

返くなにたるめつらしき事も御入候ハす候、く、かしく、

はんしやうのよし候て、さうくねんのいりたる使にて候、一しほそくさいの子にて候、まんそく申候事候、其元ほうさうわきにて、そくさいに御入候よし、めて度思ひ候事候、いよくくすりなど御ゆたん有ましく候、やかてくたり候て、くハしく申候へく候、又く、かしく、

五月廿二日
ゑとより

おふくろ
まいる返事
いゑ久

「在包紙」「本マ、」

いわ

御ふくろまいる
いゑ久

「御文庫拾七番箱廿三卷中」此書御譜中ニ見ヘス」

入日記

一 御系圖 二卷

一 禁中より 忠久様へ御給之御書物一ツ

一 忠久様御自筆之御判・御書物一ツ

一 道義様御書物一ツ

一 尊氏將軍御自筆御判之御書物一ツ

一 北條家より 道鑑様へ參御書物一ツ

一 北條家より阿蘇谷久時へ參候御書物一ツ

一 源朝臣与御座候方より道鑑様へ參候御書物一ツ、但曆

應之年号ハ尊氏御在世之時之尊氏御書物欵、

一 判形なき写之書物一ツ、但北條家方出候欵、

一 忠經之かな文之書物一ツ、但忠久様之御おい子也、

一 豊後大友殿より參候文一ツ、但定家之御筆新勅撰參候

時之狀也、新勅撰者今度國分之御物ニ者無御座候

一 國府様御知行御目錄式ツ、

一 天照ス智慧御鏡一ツ、但書物二ツ相添候、

一 牛王一ツ、但香箱二重、内金外家なし地、袋二重也、

一 鹿之玉一ツ、又不知物一ツ、

一 火取玉二ツ

一 日新様被成御掛候御本尊一尊

一 道鑑様御書物一ツ

右分今度伊地知采女正殿へ相渡申候、頼朝之御判之御

書物御座候由、おいまのかた今度被申候へ共、去年山

田民部少輔殿・菱刈半右衛門尉殿被爲請取候時より見

得不申候、以上、

未五月廿二日

「家久公御譜中」

同年五月二十四日、家光公使土井大炊頭利勝、賜告於

家久、時黄金百枚・御屏風一雙古法・御帷子拾百領・

八丈織筋絹二百端拜領、賜白銀二百枚・御帷子拾十領於

忠直、白銀百枚・御帷子拾十領於忠紀、於是父子三人登

營、則於御料理間奉拜謝、時亦於 御前賜駿馬二匹於家

久一匹於忠直、又一匹於忠紀、各奉拜謝而下 營、可謂是武家之眉目也矣、

同年六月二日、家久攜式部太輔忠直・玄蕃頭忠紀辭江府、七月五日、入覺城、供奉家老島津久元息久通亦隨高駕、

爲奉謝賜告無事著城之忝、家久即日遣使者東武使者姓名 獻上之品物無、矣、

403

「家久公御譜中」

「正文在島津左衛門久道」

これまでたやすくまいり候、よく申度おりふし、御せう
そこうれしく候、しあハせよくくたり申候、めて度思ひ
候事候、さてく雨ふりみちのあしきかはい、中く申
はかりなく候、式部大夫・玄番頭もつ、かなくこれまで
まいり候、やかてくたり候て申候へく候、ふしミへハ一
日もみ申ましく候間、やかて舟にのり候へく候、かいし
やうもしつかに候ハんと思ひ候間、心やすかるへく候、
いもし事もこ、ちあしきよし、やかて申上候ハんと思ひ

候、此たひハなかくの事にて、みなくくたひれ申事
候、さりなからしあハせよくめてたく候、ことさらきや

うたい御いとま給候てめしつれ、此うへのまんそく有ま
しく候、一しほうれしかり申候事候、おふくろへもこ、
ろへ申度候、よろつ又々、かしく、

「朱力キ」
「寛永八年」六月八日
いまきれ
より
いゑ久
むもし
返事

404

「家久公御譜中」

「正文在島津左衛門久道」

以上
一書令啓達候、仍而 中納言様今日四ツ時分ニ都於郡へ
被成御着候、昨日者少御靄乱氣御座候而なぬきへ被遊御
一宿候、今日者一段御氣色能御座候間、可御心易候、今
〔○曉〕者爰元へ御留可被成由〔○關子〕御意にて御座候間、忝奉存
候、然者拙者事仕合能御暇被下、一兩日以前下着仕候、

「御文庫拾七番箱廿三卷中」家久公御譜中ニ在リ

早と可申入と存候へ共、中納言様御着前取籠申、延引仕候、猶重而可得御意候間、不能詳候、恐惶謹言、

〔朱力キ〕
〔寛永八年〕

六月十六日

右馬頭

忠興○〔花押〕判

彈正大弼様

人々御中

「家久公御譜中」

「正文在島津左衛門久道」

一書令啓達候、仍 中納言様御仕合能御歸國、目出度奉存候、爲御祝儀以使者申上候、可然様御取成頼入候、將又貴様へ御太刀一腰并馬代銀三枚令進入候、誠書中之印迄ニ御坐候、猶同名丹波守口上ニ申含候、恐惶謹言、

〔朱力キ〕
〔寛永八年〕

七月十日

有馬左衛門○〔花押〕直純〔判〕

嶋津彈正忠殿

御宿所

覚

一爲○〔關字〕御使我と兩人庄内へ罷越○〔關字〕御条書之趣出雲守へ委

申達候、一段忝奉存候、急度以使者御礼可被爲申由候、并懷へも使ニ而申渡候、家中衆を相揃巨細ニ申聞候、就其吾と見及候通申上候事、

一家中之衆 御条書之段と何れも辱 上意にて候間、御返事ニも忝由を申上、色ニも見得可申處、一口も物を申人無之候、勿論色ニも出不申候、北郷名字之衆なども、如何ニも入目之躰ニ候、座を被罷立候ても、對旁輩中、一言もものを不申罷歸候、ケ様之躰者、今ニも讃州之時之邪儀相殘候哉、又當役人へ恐被申候哉、今之躰ニてハ、或主人へ加諫言、或談合所などへ可被寄付事ハ、曾可難成候、然と息をもつかれさるふりにて候、御条書を写取候へと申渡候へ共、写可被申躰ニ而無御座候事、

一都城給人之被居候あたりに、曾旅人を入不申候、中ニ

も〔鹿兒〕嶋并諸外城へ親類持候衆互出入無之候、公儀
方へ親類御座候而、出入共仕候衆者、多分成敗ニあひ

候やうに申候、是も讚州之悪行、又者役人共之仕ぶり、
他方へ不相知様ニとの計策かと、諸人推量にて候、此
仕置ハ急度相替不申候而者 公儀と別各之躰ニ候て、
見にくき様子ニ候、但指出して法度とハ無御座候、他
方へ通融申候衆ハ、漸々ニ〔御〕痛候故、音信不通ニ罷
成候事、

一 當役人、北郷源左衛門尉同名吉右衛門尉兩人ニ而候、
吉右衛門尉事ハ何事も大様成人にて候、讚州之時より
源左衛門尉一人ニ而走廻申候、殊外人もおち申候、讚
州之悪行、多分彼人談合かと、方々より承及候、物を
被爲聞候も、被仰出候も、源左衛門尉一人之外、別ニ
寄付爲申人無之由申候、當時出雲守前も同前候事、
一 役人へ可被召加人を承候様ニと被 仰下候間、此中大
形承及候、北郷藏人・北郷仲左衛門尉などを役人へ被
仰付候ハ、諸人も信向可申由候、此外津曲狩野介と

中人、當時梅北之地にて候、此人も年來能人も指申由
候事、

一 讚州之代ニ被爲成敗候歴々、脇より承、大形書立申候、
其外町人百姓合六百人余と申候、科ハ曾知不申候、勘
氣之衆も大形書付申候事、

一 出雲守鹿兒嶋へ移之儀申渡候、來八月より普請ニ取付
可申由、役人衆申候事、

一出雲守懷へ御条書之趣、北郷源左衛門尉を以申入候
處、奥へ被參 御意趣を可被申間もなく、臆而罷出御
返事被申候、然と不申達、源左衛門校量ニ而御返事
爲被申かと推量申候、讚州之時者懷如籠舎ニ候て、外
よりじやうをおろし、時々被爲明候様ニ申候に、今も
其風然と直不申かと推量申候事、

一 家中之善悪之沙汰、雖爲親子兄弟、互ニ申儀可爲曲事、
猶以御公儀之衆へ曾以出合申間敷事、但此儀ニ付深々
敷皆々神文仕候事、付内々にて、又々別而神文之衆之
事、

以上

〔御譜朱カキ〕
「寛永八年」未

七月十一日

「此書モ寛永八年ノ未ナリ、前ニ三月廿八日貞昌・久元ノ書中ト参照して考フベシ」

407 「古御文書廿九卷中」「家久公御譜中ニ在リ」

以上

伊勢兵部少輔方早打進上被申候間、一書致啓上候、然者相國様六月初時分方、御胸を被爲痛候ニ付而、土井大炊殿七夕時分方、毎朝早と御登城ニ候、此比ハ弥御氣色悪敷御座候様ニ承、各諸大名衆も去十九日方毎日登城にて御座候、定而頓而可爲御快氣与存候、相替儀も御座候ハ、兵部少輔申談、重而可申上候、委細者從兵部可被申達候間、不能詳候、恐惶謹言、

〔朱カキ〕
「寛永八年」

七月廿二日

寺沢志广守[◎]〔花押〕
廣高〔判〕

松平大隅守様

人々御中

408 「古御文書廿九卷中」「家久公御譜中ニ在リ」

猶以右之儀、於上方も、ミなく氣遣仕候處ニ、十

七日御社參之由承、於指仕候、指而御氣遣御座有間

敷候、以上、

御歸國以後御左右も不承候、弥々御無事御息災可有御座と奉察候、此表御通之刻種と得尊意、大慶至極ニ御座候、然者江戸方相國様御機嫌之様子、京都江申來、承及候通致啓上候、節々御痛御座候而、各氣遣仕候、於其許も、無御心元可思召候、定而兵部少輔注進可被仕候へとも、此方江も次飛脚にて申來候間、先々大坂御留守居方〔江〕申入候、何も上方衆同様、今度御氣色ニ付而、御見廻伺爲被申候衆於有之候者留申候へと、板防州迄宿老中より申來候、其御地よりも、いそぎ御使方進上被成、御尤ニ御座候、御煩も相國様御寸白氣候由、被及聞召之由、被仰上御尤ニ御座候、委細別紙啓上候、追々得貴意候、恐惶謹言、

〔朱カキ〕
〔寛永八年〕

七月廿三日

松平越中守(印)

○(花押)
定綱(判)

隅州
中納言様

人々中

○(印) 松平越中守殿自筆之狀、未七月廿三日ノ日付

○(印)

ノ

409 「古御文書廿九卷中」 「家久公御譜中ニ在リ」

江戸方申來承及候通、令啓上候、相國様御寸白指出、
御脇下御いたミ被成、御大便滞り申由 御膳をつねのこ
とく被召上候由、其後御痛御むなさきへより、時々御痛
所相替、御腹筋引詰候様ニ被思召候由、同十六日針立壽
三下着仕、御腹ニ針三本御立被成候由、同十六日御大使
御通、御快被思召候由、同御膳も能被召上候由、將軍
様不大形御機嫌能被成御座候由、同十七日御社參御座候、
御痛之様躰、御漬か御寸白ニ而可有御坐と、醫師被申上

410 「古御文書廿九卷中」 「家久公御譜中ニ在リ」

候由、実正不被存候由候、當春者御灸あそはし御相應被
成候得共、今度ハ御灸あまり御相當無御座候由、御煎藥
二三日被召上候へ共、結句御腹中をもく思召、其後不被
召上候由、御大使も二日三日ニ御通御座候由、右之趣去
十七日之日付ニ而申來候間、定而此比者弥御快氣ニ而可
有御座候、以上、
〔朱カキ〕
〔寛永八年〕 七月廿四日 松平越中守
中納言様

猶々 相國様御不例、何も機遣ニ奉存事候、併御膳
など如常被召上、御氣色者左程之御事ニ而も無御座
候由承候条、御心安可被思召候、定而江戸伊勢兵部
少殿方委細可被申上候条、不能詳候、以上、
急度令啓上候、御下向以來者以愚札不申達、無音所存之
外候、海路御無事御歸國被成候哉、承度奉存候、然者
相國様從先月御胸被爲痛、御機嫌能も御座不被成候、就

中、當月十二三日比方御腹・御腰事外被爲痛、御氣色然
 と共不被成御座候由申來候、下と機遣ニ奉存御事候、併
 去廿一日、御腹に御灸二所被遊、其上(半升)馳庵御藥被召上、
 少御痛も和キ、御機嫌能御座候由、承及候条、御心易可
 被思召候、不及申候へ共、爲御見廻、御年寄中迄早と御
 使者被遣、御尤奉存候、自然替御事も御座候者、重而御
 左右可申上候、恐惶謹言、

「朱力キ」
 「寛永八年」

七月廿六日

松平隱岐守◎(花押)
 定行判

隅州様

人々御中

「御文庫拾七番箱廿四卷中」家久公御譜中ニ在リ

猶と去春妙谷寺能登總持寺より我等へ參書□遣申
 候、被成御覽福昌寺へ御首尾御尤ニ候、妙谷寺此元
 へ被參候時分ハ□相聞得候ニ付、我等壹
 人ニ書狀之充所御座候由、妙谷寺被仰候キ、此元に
 て野州老者、其段被聞召候かと□

相國様御煩ニ付、先日以早打申上候、定早と可致參□
 一御氣色之御様子、然与御存之方無之候間、委不申上候、
 餘り火急ニ御座候躰共不相聞得候、又御心安共覺候様
 ニも見得□此方諸大名衆於于今毎日爲御見廻被成登
 城候、結句一日ニ兩度者御見廻之衆も□
 成由候処、兩度之御見廻者可爲御無用之通、大炊頭殿
 被仰候て、二度之御見廻者留り□
 一將軍様茂毎日 西之御丸へ被成御見廻候ニ付、諸大名
 衆も西之御丸より又□御本丸へ□見得御座候事、
 一先日如申上候、薩州様御事、先當年中者朔日□
 出仕無之候而も不苦之由、大炊頭殿被仰候間、其分ニ
 御座候へ共、今度之御煩ニ付候てハ、毎日御見廻□
 不叶儀ニ御座候間、諸大名衆并ニ御登(關字)城候、我等老足
 にて毎日之御供迷惑之躰可被成御□□□□□白く御座
 候、人之目ニたち申候而、此上之外聞有之間數与存候、
 此方ハ土用中者□□□裕を重ね綿入をかさねなど皆と
 被成申候つる、立秋以後者結句以之外あつく罷成頃

取沙汰ニ候、夜もいねかね申躰ニ候、其元如何御座候哉、承度候事、

一當年御歸國諷方之御祭禮ニも可爲御社参与

奉存候、殊去廿八日天氣も一段好候、其元も可爲御同

一書狀にてハ難申分儀共候間、川上志广守殿にて委申上

候、直ニ聞召候ハん哉、又各被_レ御分別次第ニ候事、

一先書ニも如申上候、不圖此方へ御参府之儀も可有

「いまた御供」輕と与被成早と御参着候様ニ、御覚

悟候而御待尤ニ御座候、連く御念比之御方御事

ニて御座候、先日ハ馬乗十騎程にても、可有之かと申

上候へ共、于今存候へハ五騎程にても可然其

御心得ニ而、御手廻之御道具迄にて、尤ニ御座候、其

外之御供衆御道具等者、御跡より調次第ニ被参候様、

可被仰付候事、

一黄門様此方へ御参候儀、直ニ大炊頭殿へ得御意候へハ、

御参候て可然様子ニ候、聞候、此中直以御狀も

可被仰候へ共、左様にてハ殊之外可爲御驚与被思召、態与御遠御参被仰候由、我等前より委申上候様ニと被仰候事、

一諸大名より爲御祈禱金銀を被遣候由、細川越中守

殿より御注進候間、此方よりも則南光坊へ御使被進候、

越中守殿ハ黄金拾枚御上之由候、御國持衆大略其分に

て候由、御内意候、此方之御事ハ大形三ヶ國ニ及申候

間、越中守殿など御同前如何可有御座欵与存、黄

金廿枚被進候、御親類衆者伊勢・愛宕・多

賀などへも御使御上候由候事、

一御借銀之高御究兩奉行より被申越候間、爲御存書

付差下申候、兎角之御返弁之首尾一大事にて候、御歸

國候て御失念之様ニ共候てハ、笑止成御事ニ候、雖不

及申候、造次ニも顛沛ニも此儀不可有御油断候、野州

老申談、於此方黄門様へ以条書申上候儀共、細く被

仰上候て、御尤候、^{○畢}「早」竟上と何事をも御合點不参候

へハ、不罷成事ニ候、御在國中者、物毎ニいかにも

412

「北郷氏庶流系圖」

久根

又五郎 藏人 主膳

累代雖爲高城地頭職、慶長十五年移都城、任家老職者凡

く □ □ □ 御 □ □ 長久御分別不及申上候、此方之儀

も此跡之儀ニ少も替候て可然事ハ被 □ □ □ 薩州様御

成人之故此前ニ相易候て、御客人節々御座候故、官仕

被任候御小姓、今分にてハ成合不申候、其外前と相替

申、公儀を被成 □ □ □ 可申候、此方之儀者左様ニ候ハ

て不叶候、御國之事者如何様ニかろく敷候ても、不

苦御事ニ候条、其御分別肝要ニ候、恐惶謹言、

「朱カキ」
「寛永八年」

七月晦日

伊勢兵部少輔 ○ (花押)
貞昌 [判]

川上左近將監様

喜入攝津守様

野州様

人々御中

413

「古御文書廿九卷中」「家久公御譜中ニ在リ」

十九年矣、寛永八年 辛未 八月、奉 大守家久公之命、再

補家老職、拜領御腰物 委見忠 虎之譜 爲都城中心口地頭職、小

杉宗文被誅之後、兼帶鷹尾口地頭職、及寛永十七年、

急度致啓達候、相國様如當春御寸白差出、御煩敷御座

候、就其、爲御見廻江戸御參之儀、堅無用之由 御詫候

之間、可被得其意候、御氣色之御様子、御灸など被遊被

爲得御驗氣候、可御心安候、恐々謹言、

「朱カキ」
「寛永八年」

八月三日

永井信濃守 ○ (花押)
尚政 [判]

酒井讚岐守 ○ (花押)
忠勝 [判]

土井大炊頭 ○ (花押)
利勝 [判]

酒井雅樂頭 ○ (花押)
忠世 [判]

薩摩

中納言様

人々御中

414 「古御文書廿七卷中」「家久公御譜中ニ在リ」

▽◎以上△

一筆致啓上候、然者 相國様如當春御寸白指出、御煩敷御坐候、御灸なと被遊、近日者一段被爲得御快氣候、就其各無御心元思召、若御參可有之乎与被爲思召、左様之儀必無用之旨被仰出付而、以連狀申達候、委細者從伊勢兵部少可被申上候間、不能詳候、恐惶謹言、

「朱カキ」
「寛永八年」

八月三日

土井大炊頭◎(花押)
利勝(判)

家久様

「スリキル、」

415 「古御文書廿九卷中」「家久公御譜中ニ在リ」

以上

追而令啓上候、 相國様御灸被遊、驢庵御薬進上、追日

御快氣ニ御座候由、去月廿六日通仙院下着被仕、廿八日御脈被伺、則御薬進上被申候處ニ、一段御相應御痛も弥被爲和候由、被仰出旨、先月廿九日次飛脚之御注進、京都方承候、目出度御事此上御座有間敷候、去廿二日方日

御吉左右御座候間、各安堵大慶何方も御同意ニ御座候、其地へも御注進可有御座候得共、先々大坂御留守居之方江任の便狀進上候、追々可得尊意候、恐惶謹言、

「朱カキ」
「寛永八年」

八月四日

松平越中守◎(花押)
定綱(判)

中納言様

人々御中

416 「家久公御譜中」
「正文在勘定所」

押前方未進ニ付知行被召上直成定

三斗代ヨリ三斗五升代迄

一上地壹石ニ付

二斗代ヨリ二斗五升代迄

一中地壹石ニ付

壹斗代ヨリ一斗五升代迄

一下地壹石ニ付

代銀廿目充

代銀拾七匁充

代銀十二匁充

417

「家久公御譜中」

北郷出雲守忠亮之家老北郷源左衛門忠俊者、事忠亮、亡父忠能以來雖執一家之權、恣行我意、蔑上苦下爲惡逆甚長、於是家久、寛永八年八月六日、下命殺忠俊覺島、七日殺父小兵衛忠泰・弟平左衛門忠仍於都城、爲衆人之誠、忠俊之罪粗審左矣、

押米請取
奉行衆中まいる

如右知行被召上、永代返被給間敷候、可被差上時者、其所之嘍衆より上中下之代成、其坪ニ押札ヲ被仕、可被指出候、若緩之儀於有之者嘍衆可爲曲事者也、
寛永八年八月四日

川左近將監□(印)

喜攝津守□(印)

下野守□(印)

418

「御文庫廿三番箱十八卷中」 「家久公御譜中ニ在リ」

覚

一 讃州數年悪行相拵して、不謂譜代之忠臣家老之者、不
 一 糺罪科之輕重、殺害人其數を不知候儀、皆源左衛門一
 人へ談合候事、

一 都之城給人^ニ之被居候あたりに、曾旅人を入不申候、中
 一 にも〔鹿兒〕[◎]嶋并諸外城へ親類持候衆互ニ出入無之候、
 爲何様子ニ而公儀方へ隔心候哉、不審之至候事、付成
 一 敗ニ合候衆も、多分公儀方へ親類共候而、互ニ爲致通
 融者共ニ而候由、世上取沙汰仕候事、

一 内之浦之殿役數年不被相動候間、一所衆次ニ可被仰付
 由、北郷源左衛門を召寄申渡候處、御尤之儀候間、必
 一 可被相動由御返事申候而、其後一度も殿役不動候事、
 一 公儀へ連々疎々敷候故、爲何儀をも不被聞付候哉、
 一 薩州様御縁中御定之爲御祝儀、一所衆何れも其年之冬
 一 江戸へ使被指上候處、讃州事ハ次年之五六月之比初而
 一 承付候間、江戸へ使上せ可申哉と爰元へ御尋候、今迄

程延候儀不可然候、急人を被召上尤之由御返事申候、
是も公儀と各別之躰ニ候故にて候事、

一 大事小事によらず、家老之衆へも談合不申、源左衛門
老人ニ而致校量候、曲事ニ候事、

一 讃州家中諸公役并殿役等之儀申越候刻、乍被相勤も色
と難澁かましく候つる事、

一 一家中之士衆、互ものを不申様ニとの置目にて候、一天
下會無之作法にて候、是も源左衛門一人袴(袴)を究、無理

非道を盡候、ケ様之事を諸人之誹謗ニ不合候様ニと計
策ニ而讃州へ申成、于今も其置目を不相改かと見得候

事、
一 財部宗三歌道御用ニ付、御旅之御供ニ可被召列由、被
仰出候處、罷成間敷由被爲申、ほとなく被爲成敗候、

讃州以之外之悪心ニ而候事、

一 甕嶋之屋敷へ屋作候而、出雲守殿可被爲移由、被(關字)仰出
候處、出雲守殿(關字)御成ニ付被召上候ハ、屋作ハ罷成

間敷由、讃州氣任ニ被申切、于今普請ニ不被取付事、

一 山城殿へ毒害沙汰之儀、讃州被申出候處、無證據儀ニ
而被失手候、是も源左衛門可爲談合事、

一 出雲守殿懐、讃州之時ハ傍に押籠、指取持も無之由候、
一去夏(關字)以御条書、讃州之時之惡置目可被相改由、被仰

出候處、源左衛門分別ニ而、一ケ条も改不申候事、
〔一〕(ナシ)讃州死去之後者、源左衛門出雲守殿へ申候而、如何

ニも結構ニ取持可致崇敬處、前之躰ニ而召置、一人ニ
而我意を振舞候事、

右之条く何れも源左衛門校量ニ而致蔑公儀、苦家中北
郷家を危仕成候、依不輕罪科、被加御成敗候、向後被

改先非可爲肝要者也、
寛永八年未八月七日

419 「家久公御譜中」

相國秀忠公、自當年六月初御不例也、在府侯伯日登城
奉候御氣色、因茲、江戸留守居家老伊勢貞昌、以飛札告
事由、且有好人亦告書連綿、於是家久雖欲如江都候公

不例、亦有告者曰、公下命不許護來于江府、故於日州
艤乘船、而疾今一御不快之告、以使者達此旨於御老中、
如左、

420

〔御文庫三番箱五卷中〕「家久公御譜中ニ在リ」

一昨九日以飛脚如申入候、相國様御不例之由、從薩摩
守注進候、今一左右承可致參上覚悟ニ候而、於日州表船
等可借申用意申付事候、定異儀無御座、早々可爲御快氣
候、自薩摩守所重而之注進相待申事候、猶此使者可申達
候間、御前可然様可預御披露候、恐惶謹言、

〔朱力キ〕
〔寛永八年〕八月十一日

家久

永井信濃守様

酒井讀岐守様

土井大炊頭様

酒井雅樂頭様

何れも御同衆

〔此正文亂合ス〕

421 八年辛未六月

公以兩公子忠直、忠紀、反自江戸、兒玉利昌從、二日發江戸、
七月五日至覺城、

422

〔家久公御譜中〕

〔正文在藤崎半右衛門〕

杳久無音之様子非本意候、薩守處へ御懇情之由、節々
申下事候、必遂面可申伸之間、先用使札候、恐惶謹言、

〔朱力キ〕
〔寛永八年〕

八月十二日

松平大隅守○(花押)

家久〔御判〕

土井大炊頭様

參人々御中

423

〔家久公御譜中〕

〔正文在島津左衛門久道〕

一筆令啓上候、仍今度大隅守様御仕合能御下國目出度存
候、爲御祝儀以使札申上候、其元於御取成者可忝候、將
亦御手前へも爲御祝儀、御太刀・馬代銀子三枚令進入候、

猶此使者可申達候、恐々謹言、

〔朱力キ〕
寛永八年〕

八月十六日

有馬左衛門佐〔花押〕
直純〔判〕

嶋津彈正忠棟
御宿所

424

〔古御文書廿九卷中〕「家久公御譜中ニ在リ」

相國様頃御氣色様躰、先月廿一日、御臍之わきニ所御灸
十程宛被遊、一段御快被 思召候由、同廿二日、御臍上
下ニも被遊候由、同廿三日四日、十一之兪十四之兪御灸
被遊、弥以御快驗、御食事も次第ニ御快被召上候由、廿
六日迄者毎日御灸十壯十五壯つ、被遊候由、大形御灸ニ
而御大驗御坐候由、通仙院御藥進上被仕、弥御相應与被
思召候由御座候間、猶以透々与御本腹可有御座与各被申
越候、日出度〔御〕事ニ御座候、右之通御氣色御快氣之由ニ御
座候得共、最初御注進少御大事之様ニ申來候ニ付、此近
國衆各下向被申候、加賀・越前・井伊掃部・隱岐守、道
通之衆不殘伺公被申候、今日本多濃州此表下向ニ而御座

候、京近邊之衆者卒余ニ罷下候儀、無用ニ可仕旨 上意

之由御座候間承合候、定而下向之衆各自中途も歸國ニ而
可有御座候、其地御事遠方ニ而御座候間、被爲伺御内意、
御伺公御尤ニ奉存候、當時御病躰御氣遣少も御座有間敷
候由、御近侍衆方被申越候、以上、

〔朱力キ〕
寛永八年〕 八月廿四日

松平越中守

中納言様

425

〔古御文書廿九卷中〕「家久公御譜中ニ在リ」

尊書致拜見候、公方様御機嫌之御様躰爲被聞召度、御
使者被差下之旨御尤存候、弥御息災被成御座候間、可被
易貴慮候、將又道中御無事御歸國緩々御休息被成之由、
珍重存候、隨而御國之鏗節一箱并南都諸白兩樽被懸御意
候、誠以御懇情之段忝奉存候、猶期後音之時候、恐惶謹言、

〔朱力キ〕
寛永八年〕

八月廿五日

太田備中守

資宗〔花押〕

薩摩

中納言様

尊報

〔表紙〕

家久公
光久公
寛永八年 自九月
至十二月

後
編 舊 記 雜 錄 卷八十三

426

〔家久公御譜中〕

〔正文在勘定所〕

定

一 諸役人手前より押物上納四拾目より上者、現銀にて可

被請取候事、

一 役人押物ニ付身躰つむれはて候はん人共候ハ、何色

ニ 而も上納可被請取候事、

一 御物方現銀申請たる人者、勿論返上爲銀子事、

〔朱方キ
寛永八年
未〕

未ノ

九月朔日

左近將監□(印)

攝津守□(印)

下野守□(印)

御算用奉行中

427

〔家久公御譜中〕

寛永八年辛未九月 家光公徹家久著城之禮使於 御前、

御口自宣回 命、御喜色不斜旨、松平信綱同月二日奉書

炳于左矣、

428

〔古御文書廿九卷中〕〔家久公御譜中ニ在リ〕

尊札致拜見候、然者 公方様弥御機嫌能被成御座候間、

御心安可被思召候、隨而今度首尾能御暇被遣、忝被思召

付以御使者被仰上候処、御進物御仕合能上り、御使者則

御前へ被 召出、早々御念之入候段、御機嫌被思召之

旨、御直被仰合候、次私江南都諸白兩樽并鏝節一箱被

懸御意、誠乍每遠路御懇情之段忝奉存候、委曲御使者可

爲演說候、恐惶謹言、

〔朱力キ〕
〔寛永八年〕

九月二日

松平伊豆守
◎〔花押〕

信綱〔判〕

松大隅守様
尊報

▽◎
松大隅守様
尊報

信綱

松平伊豆守

7

△

430
「正文在島津兵庫入道久住」

薩隅日三州之内諸所領知目錄

高五百六拾六石七斗壹舛六合

隅州始羅郡加治木之内日本山村

高八百四拾六石五斗壹舛二合

右同所之内西別符村

高六百貳拾六石四斗四舛二合

右同所之内高井田村

高八百五拾四石九斗五舛六合

右同郡帖佐之内三拾町村

高三百七拾六石九斗五舛

右同所之内豊富村
(留)

高六百七拾五石六斗四舛一合

右同郡蒲生之内深村

高貳百九拾壹石六斗五舛二合

隅州會於郡清水之内重久村

高千四拾六石七舛三合

429
「家久公御譜中」

同年九月四日、家久授新知一萬斛於島津又八郎忠平、其

目錄家久直書花押如左矣、

隅州肝付郡大始良之内西俣村

高六百九拾六石三斗壹舛六合

薩州高城郡水引之内大小路村

高五百拾四石八斗八舛三合

薩州薩摩郡東郷之内山田村

高八百七拾八石三斗壹舛一合

日州諸縣郡飯野之内前田村

高六百五拾四石壹舛七合

右同所之内杉水流村

高千九百七拾壹石五斗三升一合

隅州桑原郡馬越之内前目村

合壹萬石

右之地、爲新知令宛行訖、向後全可有知行者也、

寛永八年九月四日

家久○(花押)〔御判〕

又八郎殿

431 「兵庫忠朗譜中」

寛永八年九月四日、家久公賜隅州始羅郡加治木一萬石、

432 「家久公御譜中」

「正文在藤山慶右衛門」

爲重陽之祝儀、小袖五到來欣入候、委曲土井大炊頭可述候也、謹言、

〔朱力キ〕
「寛永八年」九月七日 家光○(花押)〔判〕

薩摩

中納言殿

433 「家久公御譜中」

「正文在島津左衛門久道」

ちうやうのよろこひかすく申候、夕へハすを「本マ」こり申候

よし、いか、と思ひ、こん日ハしよくなとす、め候やう

に尤候、しんたうのきねん申候人なにと申候や、うけ給

度よし、たんもしへ申度候、時日ハまいり候て申へく候、

いもとへも見まい候やうにと申候へく候、さやうに候て
しよくをすゝめ候へく候、此よし申度候、又と、かしく、
〔朱カキ〕
〔寛永八年九月〕九日

右

い わ む も し

まいる

いゑ久

434

〔川邊郡山田善勝寺文書〕

山田鬼穴之勸進、如例年之被仰付候、頃日中絶候間、書
狀相付候、無矣儀可被申付者也、

寛永八年未

左近將監判

九月九日

攝津守判

下野守判

諸所役人中

435

〔家久公御譜中〕

同月十日、酒井忠勝贈回翰家久曰、家久由 公御不例、

欲速來東都、委上言、御氣宇遂日快然、必可來于江府延
引、云云、

436

〔古御文書三拾卷中〕〔家久公御譜中ニ在リ〕

尊書致拜見候、然者 相國様御不例之儀ニ付而、薩广守
殿重而之御 御下向可被成と 召用意被成之由、奉
得御意候、度々被入御 之趣、具ニ 上聞候、

隨而御氣色遂日被爲得御快 善も如常被召上候間、

可被思召候、弥以當 御參勤之儀御延引 処、尤奉
存候、猶期後 不能詳候、 惶謹言、

〔朱カキ〕
〔寛永八年〕

九月十日

酒井讚岐守

忠勝(花押)

大隅守様

尊報

437

〔御文庫拾一番箱三拾八卷中〕

写

松平薩摩守事、寛永八辛未年四月朔日、四位侍從雖被仰

付候、口 宣之儀只今迄延引候、右之以年月日、口
宣相調候様、傳奏江可被申入候、恐々謹言、

九月十一日

阿部豊後守 忠秋在判

松平和泉守 乘壽在判

松平伊豆守 信綱在判

板倉周防守殿

438 「家久公御譜中」
「正文在勘定所」

定

一 諸役人先年之御算用ニ押物帳相究、此中御沙汰之分者、
如本帳面利付之沙汰有間敷候、乍去、借銀方ハ可爲利
付事、

一 寛永八年十月朔日より以後之押物請合之書物者、押物
多少次第算用所より上納方之日限、遠近之分量可被相

定候、若其日限於延引者、知行屋敷可爲没收事、

一 先奉行之時、諸役人算用相濟書物雖被出置候、若無念

共候而後日見出候ハ、可及御沙汰之間、無用捨可被

申出事、

右條可有其沙汰者也、

寛永八年

未九月十五日

左近將監□(印)

攝津守□(印)

下野守□(印)

御算用所

439 「家久公御譜中」
「正文在勘定所」

覚

御物引負關所ニ罷成者共、金銀米錢を人に借置候而、其
身を御賣せ或者、遠嶋被仰付におゐてハ、借置候物之分
量相間敷候間、其主ニ被問届書物させられ、其所之地

頭・噉衆へ堅固ニ可被仰渡候、若於緩者役人可爲越度者也、

寛永八年九月廿六日

左近將監□(印)

攝津守□(印)

下野守□(印)

押米奉行中

440 「家久公御譜中」

同月二十七日、堀田正盛・阿部忠秋・松平信綱・土井利勝以連署奉書、遙 台命曰、莫正月十五日以前發出領國矣、

441 「古御文書三拾卷中」「家久公御譜中ニ在リ」

尚と正月十五日右うちに國元被罷出候事、必御無用候、以上、
急度申入候、就江戸御參上之儀、早と國元被相立之様、

被聞召候、然者從正月十五日以前國本被罷出候事、堅無用之由被 仰出候、可被得其意候、恐と謹言、

「朱カキ」
「寛永八年」

九月廿七日

堀田加賀守 正盛(花押)

阿部豊後守 忠秋(花押)

松平伊豆守 信綱(花押)

土井大炊頭 利勝(花押)

薩摩

中納言殿

人々御中

442 「家久公御譜中」

「正文在島津左衛門久道」

以上

尊書殊南都酒兩樽・七嶋鯉壹箱三百入被送下、過分至極奉存候、船中御無事ニ被成御歸城候之旨、目出度奉存候、上様弥御機嫌能被成御座候間、御心安可被思食候、御使

者被下候刻、致湯治御報延引申候、猶重而可得尊意候、

恐惶謹言、

〔朱カキ〕
〔寛永八年〕

九月廿八日

水野河内守 ○〔花押〕
守信〔判〕

松平大隅守様
尊報

松平伊豆守 ○〔花押〕
信綱〔判〕

土井大炊頭 ○〔花押〕
利勝〔判〕

薩摩
中納言殿
人々御中

443
〔全御譜中〕

同月二十九日、家光公被成御狩、以鳥銃所中白鶴一羽、

賜家久、繇焉堀田正盛・阿部忠秋・松平信綱・土井利勝、

副連署之奉書遥贈薩府、

445
〔家久公御譜中〕

〔正文在琉球國國司文庫〕

態呈一翰候、仍我等儀、去七月之初從江戸致歸國候、頃

者緩々・与休息之躰可有高察候、雖無題目候、其以來無音

ニ罷過候之間、以使者令申候、貴邦無爲之由珍重々々、

當地・上方・江戸無替儀候之条、可御心易候、將亦宇治

茶一壺并茶入一箱入、茶碗一箱入、重箱三組令進入之、

聊補空書而已、恐惶謹言、

〔朱カキ〕
〔寛永八年〕 九月

〔本ノマ、〕
中納言家久〔御判〕

進献 中山王

444
〔古御文書三拾卷中〕〔家久公御譜中ニ在リ〕

昨日爲御狩被爲成、以御鉄砲被遊候白鶴被遣候、委曲從

御留守居衆可被申入候、恐々謹言、

〔朱カキ〕
〔寛永八年〕

九月晦日

堀田加賀守
正盛〔判〕 ○〔花押〕

阿部豊後守
忠秋〔判〕 ○〔花押〕

「正文在琉球國司文庫」

去正月十四日之芳墨兩通、於國元令披閱候、抑當年之爲
御祝儀被差越使者、殊投贈之種々三件、御懇懃之^{○至}到候、
將亦去歲於江戸 御成無恙成就之儀、目出度被爲思召之
旨、預御懇報并品々被懸御意候、欣然々々不知所謝候、
從是茂輕塵之方物錄干別楮、猶委曲相達使者口狀、不具、
恐惶不宣、

「朱力本」
「寛永八年」九月 「本ノマ、」

中納言家久^{◎(花押)}「御判」

進献

中山王

「家久公御譜中」

「正文在勘定所」

定

一 押前有之衆、親相果其子於不存者、未進之内半分可爲
上納事、
一 押前之人、親相果候共、其子役儀ニ手傳候者勿論、押

前分可致首尾事、

一 押前未進衆者、兼日如被 仰出候、無上納者 十月朔
日より屋敷知行可被召捕事、付申分之衆者、理非決斷
之後、可有其沙汰事、
寛永八年十月朔日

左近將監□(印)

攝津守□(印)

下野守□(印)

押前奉行中

「正文在勘定所」

定

一 諸御物借用并仕繰物口入を立、申請人後日上納方不罷
成時者、口入人より惣別可相納事、
一 御物借用之時、質物を書出上置候而、又別方へ二重ニ
書入候共、御物之方へ可相付事、付質物を私ニ賣渡候
共、可被召返事、

一諸士被官之者、御物を申請、上納於未進者、妻子家財

を可被召補、主人として吳儀有間敷事、

右所定如件、

寛永八年十月朔日

川左近將監□(印)

喜攝津守□(印)

下野守□(印)

押前奉行中

449

「家久公御譜中」

「正文在喜入休右衛門」

今度者久々ニ遂對談本望候、寒中之儀候間、養生不可有
油断候、然者古今・伊勢物語之切紙江戸へ召置候条、書
付候而可給候、臆而其地へ相越直ニ可令傳受候、謹言、

「朱カキ」

「寛永八年」十月朔日

家久(花押)御判

「朱カキ」

「在口裏」

紹嘉

(喜入久正)

家久

450

「家久公御譜中」

「正文在島津左衛門久道」

以上

去七月二日之御使札、忝拜見仕候、然者能時分御暇被進、
海路御心安早々御歸國被成、緩々者御休息之大慶与思召
之旨、御尤之御事御座候、當地相替義無御座、上様一
段御機嫌能被爲成御座旨、御心安可被思召候、隨而諸白
兩樽・饜節三百入一箱、被懸御意遠路被爲入御念之通、
誠過分之至奉存候、早々御報可申上之処ニ、御暇被下湯
治仕、一兩日以前致歸宅候故、遅引迷惑仕候、尚奉期後
音之節候、恐惶謹言、

「朱カキ」

「寛永八年」

十月四日

井上筑後守(花押)政重判

松平大隅守様
貴報

「古御文書三拾卷中」「家久公御譜中ニ在リ」

猶と先日江戸御使者之時分、御報ながら尊札拜見奉存候、右之旨各より御注進も可有御座候へとも、承及候通、致拜見候、御内々御心持尤奉存候、節々江戸へ御使者にても御進上可然奉存候、隠岐守大形今年ハ在江戸仕候、江戸より可被申上候、悪筆候而御知被分間敷候、令省略候、以上、

追而啓上仕候、相國様御機嫌少御痛被爲和、御食事被召上と申なから、久御煩故事之外、御草臥御顔色悪御座候由、何迄ニも御本復ハ御座有かたきよし、去方より被爲申間候、併くわきうニ御詰も被成間敷候や、御長引可被成由、醫者衆よりも被爲申間候、大事之御事と奉存候、一先月廿五日酒井雅樂頭屋敷火事出来、悉焼失之由申來候、御城近之所と申、笑止成儀ニ御座候、乍去、類火も無御座由、安堵仕候事、

一細川三齋、先月初より上京、江戸御機嫌御伺可有下向由御座候處ニ、先々歸國可然様、宿次中より申參候由、五三日以前下國にて御座候、何方も相國様御機嫌御本復分之御沙汰にて御座候、遠路之儀ニ御座候間、

相替儀無御座候者、重而節々御左右申上間敷候、追而可得尊意候、恐惶謹言、

〔朱力キ〕
〔寛永八年〕
十月十一日
松平越中守 〇印定綱判〔花押〕

中納言様

人々御中

「古御文書三拾卷中」「家久公御譜中ニ在リ」

以上

一筆令啓上候、相國様御機嫌弥御快然之由ニ御座候、和泉こつまと申所ニ、甚丞与申庄屋寸白之張藥妙藥を存、彼者罷下御藥被爲付候處、一段御相應此比御痛被爲和、御食事も御快被召上候由、日々國母様江御至來御座候、誠以目出度御事、此上御座有間敷候、然者、上方先月中

旬洪水大風吹申候、併當城大破も無御座候、御心易可思召候、関東も近年無御座大風大水、古河栗橋之大川堤切、江戸迄一面ニ水湛、五三日船ニ而往還、人馬一万ニ及流漂仕候由、申來候、其御國御無事ニ御座候哉、承度奉存候、猶追而可申上候、恐惶謹言、

〔朱力キ〕
〔寛永八年〕

十月十一日

松平越中守
◎〔花押〕
定綱〔判〕

中納言様

人々御中

453

〔家久公御譜中〕

家久以使者獻品物、奉候 秀忠公之御不例、家光公亦獻使者及數品、則 兩公賜 台書、如左矣、

454

〔正文在文庫〕

今度就不例、使者殊如目錄到來候、遠路度々念之入候段、欣悅候、猶土井大炊頭可申候也、謹言、

〔朱力キ〕
〔寛永八年〕 十月十二日 秀忠 ○〔印〕

455

〔正文在文庫〕

今度 相國様就御不例之儀、使者殊品々如目錄被相贈之、寔恫意之段、歡然之至候、猶酒井雅樂頭可申候、謹言、

〔朱力キ〕
〔寛永八年〕 十月十四日 家光〔判〕
◎〔花押〕

薩

中納言殿

456

〔家久公御譜中〕

爲音信、其國之硫磺二十桶并火繩百筋到來、欣入候、猶

土井大炊頭可述候也、謹言、

〔朱力キ〕
〔寛永八年〕 十月廿五日 家光〔花押〕

薩

中納言殿

薩摩

中納言殿

「家久公御譜中」

「扣在江戸御家老座」

公方様今度就御違例、爲御祈禱、^{「本マ、」}神樂致立願候条、早
く被奏神樂尤候、尚委細者從伊勢兵部所可申達候、恐
謹言、

「朱カキ」
「寛永八年」

十月廿七日

薩摩中納言

家久御在判

御炊大夫殿

（本文書ハ四五七文書ト同文ニツキ省略ス）

「家久公御譜中」

同年十月二十八日、家久贈書於中山王、是明春大明國王
將渡勅使於球國、賜王冠於國司、家久聞之則以有要用、
故使新納加賀守忠清・最上土佐義時、渡楫彼國矣、

「正文在琉球國國司文庫」「家久公御譜中ニ在リ」

態呈一翰候、仍來春從大明國王至于貴邦被差冠船之由、

其聞得候、定別有間敷与存候、就彼船着岸要用之儀申付、

新納加賀守・最上土佐守渡楫候之間、可然之様ニ御熟談

所希候、於様子者、口上ニ相違候条、不具候、將又灰入

ほうろく三并大炭一箱・はんだほうろく三令進入候、聊

補空書計候、恐惶不宣、

「朱カキ」
「寛永八年」十月廿八日

中納言家久（花押）

進獻

中山王

「古御文書三拾卷中」「家久公御譜中ニ在リ」

先度被下候大たか只今とやを半と仕候、見事なる御

たかにて一入忝存候、く、以上、

十月廿六日之御飛札同廿八日ニ拜見仕候、

一正月十五日より内者、御國を無御出様ニとの御奉書之

写、被下候、拜見仕候、御安堵察入存候事、

一先度南蛮宗之儀承通、兵部迄内證申入候キ、

一右承候様子ハ、九州之内定而方とニ未きりしたん御座

候ハんと存候、何と仕候而も、すぎと改切候事不成わ
けにて候間、連と改可申与申遣候處ニ、御國ニも未貴
理師且可在之様ニ沙汰長崎にて申候由、申來候ニ付而、
九州何方も重而ハきりしたんの御改可有御座与察申候
間、承通御内儀申入候キ、右之外ニハ不承候、其許御
穿鑿之通具ニ被仰越、此外ニハ何与可被成様も無御座
儀ニ候、將又連と可被聞召付より外之儀ハ無御座と存
候事、

一長崎御奉行衆へも内にて御尋候ハんかのよし、上意
にて無御座候者、縦被存候事御坐候共、御返事ハ慥ニ
被仕間敷と察申候、更共不苦儀ニ御座候間、御國随分
きりしたん御穿鑿被成候、若又長崎にて御せんさくな
との刻、其御國ニきりしたんなと御座候様ニ被聞候者、
内證にて被知候様ニ被仰遣候へハ、尚と御念入候様ニ
も可有御座候哉、此度之御改ハ伴天連入満同宿までの
御改にて御座候間、右ニ書如申、きりしたん之儀者、
何共御返事ハ被申間敷と存候間、弥そろく被聞召付

候方外之事ハ、御座有間敷与存候、此分我等心底不殘

如斯御坐候、恐惶謹言、

〔朱力キ〕
寛永八年

十月廿九日

細越中

忠利〔花押〕

松大隅様

御報

462 其地へ渡海永と滞留勞煩之段察入候、來春從大明國王被

差渡冠船之由候間、要用之儀ニ付兩使相越候旨趣、可然

之様ニ熟談尤候也、謹言、

〔寛永八年〕

十月晦日

家久〔花押〕

川上又左衛門尉とのへ

〔家久公御譜中、正文在川上七郎次郎トアリ〕

463 「琉球在番系圖之中」前ノ家久公御書ニ参照スヘシ

初代

川上又左衛門

中馬吉兵衛

家村与市郎

藤井助左衛門

長倉弥右衛門

醫師祐玄

町人塩津千太夫

同年冬御使下國也、

寛永八年未那霸入津也、同十一甲戌十八出帆、在番

之初也、

二代目
町田勘解由

菱刈半右衛門

寛永八未川上某同前ニ那霸入津、同十二月彼地差越、

同九年申彼地方出船也、

新納加賀

最上土佐

肥後仲左衛門

山口伊左衛門

醫師道益

寛永八未之冬、爲諸事見合下國也、

渡邊阿波

肝付傳右衛門

寛永九申之冬下國也、

平嶋休右衛門

同十年酉秋御使下國也、

甲斐右京

464

「御文庫拾七番箱廿四卷中」「家久公御譜中ニ在リ」

覺

一此方當時相替儀無御座候事、

一相國様御機色御同遍ニ御坐候事、

一從今月始比、此地咳氣はやり申候而、五日十日程おし

なへて煩申候、薩州様も去廿日より三日御咳氣被遊、

聽御醒候、乍去、于今御息を御引被成候ニ付、被成御

養生ニ而、先御登城も此節者無御座候事、

一先日如申入候、當年之大風ニ、中屋敷芝之御屋敷、以

之外そこね申候間、次第ニ修理仕候、中屋敷之儀ハ、

御つくろひ候分にてハ、結句御損ニ成候由、各被申候

間、新敷申付候事、

一當年之出銀如何相調申候哉、毎度如申入候、ちと人も

骨折候ハてハ、一年之ゆるミにて、後年之御爲ニ罷成

間敷候□各被申候、不可有御油断候事、

一又八郎様へ御知行爲被進由候間、御衣裳其外御賄等儀、

公儀之御雜作不入様ニ、御談合肝要ニ候、此涯緩被成

置候ハ、其風躰ニ可罷成候間、雖不[◎]申候御談合專

一候事、

一攝州老へ申入候、從鍋嶋殿御詔之青貝之道具、皆く出

來候て、殊外信州御祝着かりにて御座候、 黃門様へ

重而御礼可被仰入由候事、

〔御譜中寛永八年、朱カキ〕
十月晦日

〔未ニ左ノ通寛永八年ノ未ナルヘシ〕
未十一月晦日

伊地知四郎兵衛尉殿從江戸指下之条書

465 「光久公御譜中」

從 黃門公知行被給之由、幸甚々々、誠満足之段令察候、

爲此等之祝儀、自 公方様拜領之御刀 吉家進之候、永々

可有秘藏候、恐々謹言、

〔朱カキ〕
〔寛永八年〕 閏十月三日

又八郎殿

光久[◎]〔花押〕
〔御判〕

466

「家久公御譜中」

「正文在琉球國國司文庫」

覺

一唐へ年中に御物銀子千貫目も、可被相渡談合肝要候、

春秋冬三度船可被相渡事、付毎年可爲如此事、

一御物銀子唐へ可持渡、那覇之方府御扶持人ニ可被召成

事、

一本琉球從先規相定儀、不入事者、此度可被相改事、

一琉球談合衆之内、心持二様ニ御座候由、其間得候、心

持惡衆者、鹿兒嶋へ被指上候へ、於此地可致穿鑿事、

一來年唐之冠船着津候者、道之嶋つ、き狼烟之火立談合

之事、

已上

寛永八年 辛 閏十月三日

川上左近將監[◎]〔花押〕

久國〔判〕

喜入攝津守[◎]〔花押〕

忠政〔判〕

〔御文庫拾七番箱廿四卷中〕

三司官

鳴津下野守
久元〔判〕〔花押〕

一先年國符方鹿兒嶋方御隔心之時之様子之事、

一大坂陳之時逆心之企歴然候事、

一從大坂參候書狀を、前ニ被召使候段野右衛門八と申人、

日州あかたニ居候ニ、被爲頼書直謀判をす〔へ〕、公儀◎

へ被差出候、其使垂水衆荒木五郎兵衛仕候事、

一從大坂之御使高屋七郎兵衛上洛之刻、助七と申中間を

相付被指上候事、

一大坂へゑんしう可相籠と被企候處、從公儀被聞召付被

相留候事、付此儀ニ付、つき出シ之拾兵衛遠嶋之事、

一大坂之城へ大久坊と申山伏被相籠候、其時供仕候夫丸、

鹿屋大てきの門之善四郎と申者、中間ニ被召成、于今

鹿屋ニ奉公申候事、

一高屋七郎兵衛と申人ハ、秀頼様呉服屋ニ而候、大坂陳

之前之年罷下、垂水ニ而越年仕致上洛候て、又ニ爲使

被召下候事、

一大隅國拜領之、御朱印爲可申請、湊宗右衛門・中村吉

兵衛ニ刀と硯を持せ被指上候、江戸ニ而川上出羽承付

追歸申候事、

一其後又宗右衛門尉江戸へ被差上候、其刻從此方舟改共

稠候つる故、宗右衛門相走候事、但伊集院丹後を指上

せ走せられ候事、

一前之兩役人へ御腰物被爲拜領候處、無程被爲成敗候、

不審甚重候事、

一對御養子方之衆ニ可致惡逆由ニて、人數之組を被仰付

候事、付六与之日記高橋主膳指出候事、

一坂田仲右衛門をすり切可仕由、被申付候事、

一垂水御藏之銀子可盜取由、四五人ニ被申付候、

一神文被指上候て、其以後物語ニ前より之儀、不殘相知

候間、御奉公ハ可難成由被仰候事、

一式部太輔様御領内ニ押入、度々狼藉之事、付野里村狼藉之事、

一方々之御狩倉狼藉之事、

一向嶋之山ニ而、度々鹿ねらい之事、

一江戸へ下向之時、數日海道へ滞留之事、

一同京橋邊ニ屋敷可被爲買取由候、爲何心持ニ而候哉、

無心元候事、

一於江戸濱崎源六左衛門と申者、薩州様御乗物をかき

候事、

一從江戸下向之刻、大坂方小舟をこのミ被爲乗候て、他

國ニ數日對留不審之儀候事、

一他國人ニ入魂不審候事、

一鹿兒嶋衆之内、密々ニ入魂させられ候計策之事、

一大根占之古城と大崎之城望之由、内々被申候事、

一肝付方角之地頭衆中手ニ被付候事、

一大崎之衆中兩人許容之事、

一税所与介所ニ而繩を被懸候事、

一長崎へ屋敷買之事、

一度々神文之旨、相違無心元候事、

寛永八年閏十月十三日

468

「御文庫三番箱五卷中」家久公御譜中ニ在リ

一書申入候、然者於常國寄特ニ大鷹とらへ申候、むかし八日向巢与申候て、殊外御本走之由承傳候、我等一向幼

少之時分迄者、椎葉山と申所ニ而巢鷹をおろし候て、年

毎ニ龍伯・惟新などへ遣候つる由候、如何候哉、もはや

五十年ニ及鷹出不申候、大閤様御時、椎葉山へ種々被

仰付候得共、終出不申由候、定當國ニてとらへ申候間、

此鷹者日向巢ニて候はん存候、殊若鷹之儀ニ候条、

上様へ致進上度候、相國様御事者、當時御病中之儀ニ

御座候間、將軍様へ進上可申候哉、縦御病中ニて候共、

相國様へ致進上候而、可然候はん哉、貴公へ得御内談候

而、御指南次第仕候様ニと、兵部へ申越候、委細可得貴

意候条、御入魂所仰候、恐惶、

尚以此鷹之儀、坊之津与申在郷ニ而、庭鳥を取候て居申候を、とらへ申候、爰元ニてハ稀成儀ニ而御座候条、致進上候、如何様ニも御はからいニ任申候、

以上、

〔朱カキ〕
寛永八年 潤十月廿日

家久

土井大煩頭様
人々

以上

謹而致言上候、然者比志嶋宮内無道至極之故、きひしく被仰付、後代諸人のミせしめに御行候儀、御分國之儀者不及申、他國迄茂御尤之御沙汰と申候由候、誠一身之無道故數代之家をたやし候事無念、又ハ先祖江之不忠、中々可申やう無御座候、就其、我等久敷存つもり候得共、色々思案仕候故、未申上候、弥存寄候儀候間、先申上候、如御存先之鎌田出雲・比志嶋紀伊事、諸人ニすくれ御奉公仕たる人ニて候、其段々近年之儀者、御存候儀候間、雖不及申候、程遠成候得者、御失念有御座へく候条、

細く申上候、龍伯様御家督候御時より、幸侃以外之こられ候事、龍伯様・惟新様數年被御覽付候へ共、御あいしらい被成候而、被召置候、次第〔本マ、〕こそり申候事、諸人見及候得共、御兩殿様へ御内儀ニ申上人、一人も無之、結句幸侃江皆ついせう仕躰候処、比志嶋紀・鎌田出雲兩人ハ、わきを不見合、御兩殿様江御内談被申上たるよし候、其時分之儀、我々若輩之儀御座候つる故、中々不存候、左様候而大閣様御國御發向以後、幸侃自大閣様、御直ニ知行被遣、大身ニ被成候付、弥御國を我ま、ニ被仕、御家あやうく成候ニ付、御親類衆之内ニ茂皆御用心ニて御内談被仰付候事不罷成、紹益老へ被仰知候、右馬頭殿などへハ、ちかき比こそ被仰候躰ニ而御座候つる、高麗へ御渡候前ニ相良日向〔長辰〕・新納遊甫などへハ被仰聞候、拙齋・抱節〔新納〕・伊集院〔伊集院〕へそれより以前被仰知候、就其、拙齋へハ被仰付たる儀共御座候つる、我等親へは自惟新様、とくより被仰知、又一郎殿様御縁組之儀ニ付候ても、先之藥院を御頼候て、大閣様へ御内儀共被仰上

候、御使仕候条と段々色々之儀御座候へ共、長々敷事候間、大形申上候、於高麗如御存五六人被仰聞、誓紙共御させ候、さて従高麗被成御歸朝、於伏見きとく成時分、幸侃御打果候て、御家無吳儀候事、偏天の御をしへにて御座候、其時分ハいか、可有御座かと我等或ハ存候つれハ、やかて石治少弓^{「田」「三成」}箭被取起候時迄、幸侃存生候ハ、御家ハ可相果申候処、妙不思議成御事、申上も疎ニ御座候、さて又関ヶ原之合戦やふれ申候て、日本一統ニ罷成、御國計御取付候事、難成候て、先鎌田出雲を爲御使被指上、御侘言御申候処、無殘所被聞召分、早々御上洛候へ、少も御別儀有御座ましき由、被仰出候間、出雲罷下其段申上候得共、奉始 龍伯様、諸人同心無之、却而出雲ニ諸人不審をかけ候得者、少もひるみ不被申、是非ニ被成御上洛尤候由、申とをられ候へ共、色々ニて御上洛餘御延引候間、先御しちのことくニとて、^{（島津忠長）}紹益老上洛させられ、其上ニても御上洛可有之御様子ニ茂無御座故、天下ハ御人數を可被指下御内意之由、風聞ニ付、出雲・紀伊

惟新様へ被得御内談、をし返し、龍伯様へ御意見候処、源次郎加藤殿へ申合、御國をくつかへすへきからくり候儀、證文共申候而、龍伯様も其時はたと前之御分別被成御替、御三殿様御一味ニ被成御談合、即源次郎兄弟御成敗候而、事ゆへなく御家目出度相續、黃門様如此御くら井ニ御のほり候、不大形めてたきにて御座候、右之被成御氣遣候事、昨日けふの御事にて御座候、御國へ人多御座候へ共、近代一大事之時、骨身をくたき、人のにくミをかへりミす、御奉公被申候者、右兩人にて御座候、如此忠節跡にて候間、紀伊之跡を御たて候てハ、如何可有之候哉、向後諸人之覚、又御家之御祈念にても御座候、若跡を御たて候とも、^{「園陰」「彦四郎園安力」}宮内少子ニハ御無用ニ候、定心持親ニ可相似申候間、是ハ島を御出し無之、出家ニ罷成候様ニ尤候哉、比志嶋^{「範貞」}監物事、幸侃おいにて候、被祖父清安与申候ハ、幸侃弟にて候故、御内をはなれ幸侃へ相付、高城へ地頭にて庄内へ被召向候時も、殊外御敵仕候へ共、監物親左馬助ハ、親ニ相はなれ、鹿兒島しか

と相詰、御弓箭中も御奉公被申候、是も忠節之家にて御座候、比志嶋之惣領にて候間、定彼家ハ子ニ相渡御意にて候ハ、忝存候而、紀伊跡可相續候、去年御成前より、久敷馴申候而見申候、御用ニ可立人にて候、あとを御立候共、知行などハ勿論多ハ入申ましく候、前分限にて候つる、百五拾石にてても可然候ハんかと存候、宮内少事、野心などにて御成敗候ハ、中々其跡御立候儀あるまじき候へ共、これハ其身不分別にて、時々老者役任、種々一國江おこひ悪候付、如此被仰付候間、宮内少ハ一篇御させ候て、紀伊忠節之跡を御そたて候ハ、君之道ニかなひ可申かと存事候、人の家をたやし候儀、上中下ニよらず、なげかしき事候間、忠節之跡を御そたて候て、彼家御つ、け候ハ、御家之御祈禱ニ可罷成候、此段老中衆へもいまたすこしも内談不仕候、よく御思案之上にて、可然与思召候を、爲御意被仰出、又皆と衆之被申やうをも、上聞御尤ニ奉存候、此旨可然候様御披露所仰候、恐々謹言、

471

「古御文書世巻中」「家久公御譜中ニ在リ」

470

「雜抄」

覺

一歩行侍衣類之事、練羽二重より上之着物、着用すへからず、若狼之輩あらは、來年中四月朔日より可剝取事、一小者自分として、侍に成候もの於有之者、本主人江相断改之、急度曲事可申付事、一家造作并振舞已下、何事によらず、其分限に不相應、過分之儀停止也、但常と振廻ハ此已前より定のことくたるへき事、

「寛永八」
未十一月五日

「寛永八年」
閏十月廿五日

仁禮藏人殿

伊勢兵部少輔
貞昌(花押)

「張紙」
「此書ハ御譜ニ無之」
「此上書ハ、天正十七年五月廿四日起請文ヲ参照スヘシ」

一筆令啓上候、然者御鷹之羈送被遣候間、書狀を以申達候、將又 相國様御氣色、追日御快氣之御様子御座候、薩广守殿も切々御登城候而、御見廻被仰上、御仕合殘所無御座候間、御心易可被思召候、委細者伊勢兵部少方可爲言上候間、不能詳候、恐惶謹言、

「朱力本」
「寛永八年」
霜月六日

土井大炊頭
利勝 (花押)

松平大隅
人々御中

472

「家久公御譜中」
「正文在勝軍院」

寔府愛宕山爲修理、座主賦礼、於國中可致勸進由候間、志次第可被入勤者也、

「朱力本」
「寛永八年」
十一月八日

左近將監
久國 (花押)
攝津守
忠政 (判) (花押)

473

分國中

下野守
久元 (判) (花押)

「写」

又八郎様儀、平居武講之爲め獵狩を嗜ミ、獵場無之ニ付、竹子鹿倉山獵場仕度旨、中納言様へ御願出相成候處、特に吟味被仰渡候、又八郎様 御祖父義弘様之御孫様にあたり、御実父中納言様之御勲功は勿論、文祿元年朝鮮之役ニ於て戰功を奉し、又慶長十四年酉三月、不呈之琉球國を征給ひ、時に 家康公其功を賞給ふ、殊に國主之御令弟様ニ當らせられ、三州乱後に當り、御國政に参与被成候事有年、右形行被仰上候、以上

山奉行
寛永八年辛未正月廿八日 大窪半兵衛印

伊勢弥九郎殿
島津新八郎殿
(貞昌)
(久元)

内田仲左衛門印

證文

山奉行より申出之趣も有之、

竹子鹿倉山

壹円

右之ヶ所、又八郎との獵場、平居武事ニ心掛之段、

上様ニも不殘被思召候条、獵場トノ永く賜候、如件、

寛永八年 辛未二月三日

家老

伊勢弥九郎印

島津新八郎印

島津又八郎殿

御役人

「家久公御譜中」

「正文在小濱澤右衛門」

尚く先日大隅守殿江爲御見舞書狀進入候、内侍原宗

順方相届申候哉、御機嫌承度にて候、以上

松平大隅守殿爲御祈念、大元明王護摩令勸修、御卷數進

覽候、宜御披露所仰候、恐々謹言、

「朱力キ」
「寛永八年」 霜月十五日

観助

嶋津下野守殿

「家久公御譜中」

「正文在勘定所」

覺

一 押前落着候上ニ、無上納衆曲事之義ニ候間、可爲寺領事、

一 知行無之衆ハ、家内闕所ニ可被仰付事、

一 知行少分在之衆も知行被召上、其上闕所ニ可被仰付候

事、但すこし知行餘分在之衆ハ、其身夫婦惣領子一人

ハ御赦免候、女子ハ雖爲嫡子可爲闕所事、

一 知行有之衆も、押前之應分量可被召上事、

一 理運之申分有之衆ハ、急ニ被申出候へ、被達聞召候て、

御沙汰可有落着候、もし理なき義ニ色々かこ付、年月

を推移すへき人は、向後申分被聞召ましき事、

一 百姓未進過分ニ有之衆、一節知行被召上寺領之事、

一 御物不致上納もの、一身にて家財無之者者、可爲流罪

事、

寛永八年辛未十一月十七日

左近將監□(印)

攝津守□(印)

下野守□(印)

押前奉行中
参

477 「光久公御譜中」

爲元服之祝詞、此方迄使被差越、太刀一腰・馬一疋珍重候、尚從伊勢兵部少輔可申達候、恐々謹言、

「寛永八年」十一月廿三日
光久◎(花押)
〔御判〕

彈正少弼殿

478 「古御文書三拾卷中」「家久公御譜中ニ在リ」

以上

閏十月廿三日之貴札致拜見候、然者 相國様弥被爲得御

快氣候通、從薩摩守殿被仰達付而、御在國之旨得其意奉

尤存候、隨而最前御不例之儀相聞候刻、早速江戸可被成

御参与思召、於日向表船之御用意被仰付候處、御無用之

旨就 上意、御延引候得共、未御氣色すぎと無御坐候様

ニ被聞召、御在國如何思召候条、來正月者御國を被爲立、

江戸可被成御參之由承候、尤ニ者御座候得共、二月上旬

ニ者暖氣ニも可罷成候間、其節御國を被爲立可然存候、

猶從伊勢兵部少可爲言上候、恐惶謹言、

「朱力キ」
「寛永八年」十一月晦日
土井大炊頭◎(花押)
利勝〔御判〕

家久様

貴報

479 「御文庫拾七番箱廿四卷中」「家久公御譜中ニ在リ」

尊翰之趣畏拜見仕候、然者從唐 勅使可有渡海之様子、

御上様就被聞召上候、爲 御使華川上又左衛門尉殿・菱

刈伴右衛門尉殿御下向被成候、仍爲御祝儀御太刀一腰・

御馬一疋・銀五拾枚・羽二重廿端・御扇子三拾本・御重

箱一組・諸白十樽、又者年頭之爲御祝儀、御太刀一腰・御馬一疋・銀一枚・宇治御茶一壺王位拜領被仕候、辱被奉存之趣者、王位直ニ菱刈伴右衛門尉殿迄被申出候、猶追而可得御意候、誠惶誠恐敬白、

〔朱力キ〕
〔寛永八年〕

十二月七日

豊城
盛吉

勝連
良繼〔判〕
〔花押〕

國頭
重信〔判〕
〔花押〕

老中衆様
尊報

480
〔家久公御譜中〕

同年閏十月從坊津之村裏、獻黃鷹、家久使中江主水試飢飽養之、副書於土井利勝、獻相國公、則甚欣然之旨十二月十八日之、台書炳焉、

481
〔御文庫三番箱中〕〔家久公御譜中ニ在リ〕

於其國留候黃鷹到來、珍相覺欣然候、猶土井大炊頭可述候也、謹言、

〔朱力キ〕
〔寛永八年〕十二月十八日 秀忠 ○〔墨印〕

薩摩
中納言殿

482
〔全上〕

爲歲暮嘉祝、小袖十到來、欣入候、猶土井大炊頭可述候也、謹言、

〔朱力キ〕
〔寛永八年〕十二月廿七日 家光 ○〔花押〕

薩摩
中納言殿

483
〔家久公御譜中〕

大相國秀忠公雖病在于床褥、不忘親賢之義、是以今仲冬以御鷹鶴一翎、降命於老中、遙送于薩府賜家久、家久頂戴之、則於尊體不平之時亦無遺忘、奉感御志之及

遠、乃使家臣平田狩野助宗弘爲專使差于江府、奉謝恩資之忝矣、御鷹之鶴到來之日及宗弘發覺府之日、傳失之、

484 「御文庫拾七番箱四卷中」「家久公御譜中ニ在リ」

覺

一今度御上洛之時者、御供衆乘馬廿騎歇卅騎歇程にて被成御登、從御跡依跡乘馬衆次第ニ被召寄儀も、可有御座候条、内々被仰付置尤存候事、

一從牧野内匠殿、自御國之證人衆如何程候哉、以書立可申上由、被仰聞候間、當時證人衆与申候而者無之候、薩摩守殿爰元へ無御參府、以前者嶋津又四郎・北郷長千代替相候而相詰候へ共、當時者無其儀候由申候処、重而被仰候者、必左様之衆ニ不限、或夫婦或父子相詰候而、罷居衆候ハ、左様之衆并知行之高書出候様ニと、御坐候つる間、町田駿河守我等兩人夫婦之儀并知行之高書出申候、先年も如此被仰出候、其時分者、仁礼藏人・鎌田左京・伊東肥後守・町田駿河守、我等此

衆書出申候、知行之高何も過分ニ上候而書申候つる、左様之儀彼方へ覚可有之与存、今度も如其書申候、其写自内匠殿之書状持せ申候間、可被成上聞事、

一自高力攝津守殿御所望之物御座候間、別紙ニ書付進入申候事、

一從 薩州様年頭之爲御祝儀、黄門様并御兄弟様へ御樽被進候、御肴者於其元何ニても被成御調候而、尤ニ御座候事、

一美々津へ船被召置候儀、不罷成候、於様子者口上ニ申候間、可被成其御心得候事、

一其元へ殊之外は、の廣きも、うせん有之由候、此方へ大廻之時分、被遣候ハ、御能などの時、御縁ニ可被爲敷候条、其御心得尤候事、

以上

「朱カキ」
「寛永八年」十二月十九日

485

（本文書ハ四六五号文書ト同文ニツキ省略ス）

「御文庫拾七番箱廿四卷中」「家久公御譜中ニ在リ」

猶以御鷹之事、路次以下別而被入精様候故、志々つよく御坐候而、一段無恙爰元へ參着候而、爰元御鷹衆も御褒美にて候、寒中氣遣之儀候處ニ、目出度存候、定又よくく可被仰上候、以上、

今度御進上之御鷹之儀、大炊頭殿へ得御内意申候処、

將軍様へ被仰上候趣者、相國様者當時御病中之儀ニ御

座候間、御鷹御進上之儀、つきもなき御事ニ御坐候間、

將軍様上り候而可然候はん哉、大炊頭殿へ任せ申之由、

被仰越候旨御披露候而、將軍様へ之御鷹部屋へ被爲繫

候処、將軍様御詫ニハ、從御國遙々參候、其上日向巢ニ

て可有之様ニ被及聞召候、日向巢之儀ハ近代稀成儀候

間、相國様へ上り候而尤之由、被仰出候ニ付相國様へ

御披露候處ニ、殊之外御機嫌能御[◎]座候て、ふるき衆

之内、此前日向巢之鷹被爲見候衆候ハ、見被申候様ニ

と御詫ニ而、安藤帶刀殿もとくより鷹數寄ニ而候間、

可被存候由候て御見せ候へハ、先年事久敷儀ニ候、日向

巢之鷹一度見申候、大形日向巢にて候由被申上、弥御悅喜にて、江戸ハ寒候間おしへ被遣、於彼地飼被仰付由、内藤外記殿委物語にて候、先々御鷹無恙遠路參届、上様御機嫌能御[◎]座候而、目出度奉存候、猶委細之段者、中江主水佑口上ニ可被申上候間、此由可被達上聽候、恐惶謹言、

「朱カキ」
寛永八年

極月廿四日

伊勢兵部少輔[◎](花押)
貞昌^判

川上將監様

喜入攝津守様

下野守様

人々御中

下野守様

喜入攝津守様

川上將監様參

貞昌

伊勢兵部少輔

未十二月廿四日ノ狀、申ノ二月十一日ニ中江主水殿被指下候、御鷹御
進上之儀也

家久公
寛永九年
自正月
至七月

後
編 舊記雜錄 卷八十四

「家久公御譜中」
「正文在島津市之助忠祀」

返く子ともいづれもく申候く、かしく、

あら玉のいく久しき春日のはしめのことふき、ことさら
此春はよろつめて度事共、ゆわひいり候、ことにむもし
ありつきにて、一しほの事にて候、やかてまいり候て、

よろつめてたく申候へく候、又こかしく、

「朱カキ」
「寛永九年」 正月一日 より

かちき まいる いゑ久

「古御文書三拾卷中」 「家久公御譜中ニ在リ」

以上

改年之御慶目出度申納候、然者從 相國様、御鷹之鶴被
進候、御礼以平田鹿野助方被仰上候、就其貴札拜見、忝
次第候、寔早と御念之入たる御事候、將又御不例之御様
子弥相替儀無御座候、御心安可被思召候、委曲御使節可
爲演説候、恐惶謹言、

「朱カキ」
「寛永九年」 正月九日 森川出羽守 重俊(花押)

「薩」 中納言様 尊報

「御文庫拾七番箱廿四卷中」 「家久公御譜中ニ在リ」

以上

一書令啓上候、仍 相國様御煩之儀、從昨日ちと重り申候、就夫 將軍様昨日も夜中ニ被爲成候由承候、兩 大納言様なども御登 城被成候、 將軍様今日も從早天西之丸へ被成御座候、就夫、諸大名衆何も登 城ニ而御座候、併昨日より今日者ちと御氣色能御座候由承候、永々之御煩ニ而御坐候間、何も心遣之由被仰候、此等之趣可然様御披露所仰候、恐々謹言、

〔朱カキ〕
〔寛永九年〕

正月十日

右馬頭

◎興(花押)
忠□判

下野守様

490

〔古御文書三拾卷中〕「家久公御譜中ニ在リ」

猶以御違例之節鶴被遣候儀、一入御満足之段、奉得

其意候、以上、

從 相國様、旧冬御鷹之鶴御拝領儀、御満足思召、預尊書拜見忝存候、蒙仰候通奉得其意候、將又御不例之御様

子、弥相替儀無御座候、御心安可被思召候、委曲平田鹿

野助方可爲演說候、恐惶謹言、

〔朱カキ〕
〔寛永九年〕

正月十一日

青山大藏少輔

幸成(花押)

薩摩
中納言様

尊報

491

〔古御文書三拾卷中〕「家久公御譜中ニ在リ」

尚以薩摩殿一段御息災御座候間、御心安可被思召候、

以上、

尊札致拝見候、今度御鷹之鶴被進候儀、御満足ニ思召、

爲御礼、平田鹿野介方を以被仰上候、誠御念之被入たる

御事候、將又御不例之御様子、相替儀無御座候、委曲鹿

野介殿可爲演說候、恐惶謹言、

〔朱カキ〕
〔寛永九年〕

正月十四日

永井信濃守

◎興(花押)
尚政□判

薩摩

中納言様

尊報

492 寛永九年壬申正月廿四日、徳川家二代秀忠薨、享年五十

四、号台徳院殿トアリ、参考ノ爲記置也、

493 「下野守久元譜中」

寛永九年壬申正月進発、翌年癸酉八月歸國、

494 「家久公御譜中」

「正文在琉球國金武王子」

新年之御慶萬幸々々、猶以不可有盡期候、此等之御祝儀爲可申入差渡使者候、其元可然之様取成所仰候、仍太刀一腰・馬代銀子三枚進之候、聊補祝詞計候、其地無爲候哉、此表一段静謐候、我等事茂來月可令上洛覚悟候、猶期後音候、恐々謹言、

「朱カキ」
「寛永九年」 正月廿九日

金武王子

机下

中納言

○(花押)
家久〔御判〕

495 「古御文書三十卷中」「家久公御譜中ニ在リ」

貴札致拜見候、然者、從 大御所様、御鷹之鶴被遣候儀、忝思召、重而以御使者被仰上、諸白式荷・鯉節、被成御進上候、則遂披露、御紙面之趣具申上候處、一段御機嫌御座候て、御使者御前へ被召出、其上被成 御内書候、委曲御使者可爲演說候間、不能詳候、恐惶謹言、

「朱カキ」
「寛永九年」

二月五日

土井大炊頭 ○(花押)

利勝〔御判〕

薩摩

中納言殿

尊報

496 「光久公御譜中」

以上

去年從 黃門様知行被賜候爲祝詞、刀進之候処、爲禮儀、到遠境早々使者殊太刀一腰・馬代・珍重候、猶伊勢兵部少輔可申候、恐々謹言、

「朱カキ」
「寛永九年」

二月十三日

薩摩守 ○(花押)

光久〔御判〕

又八郎殿

497

「家久公御譜中」

寛永九年壬申二月十八日、家久爲述職發覺城、家老島津

久元供奉之矣此外從親者、姓名不傳矣

498

「家久公御譜中」

「正文在島津筑後忠置」

覚

一学文之事、

一馬稽古之事付十八ヶ条被聞事、

一鉄炮稽古之事但藥あつかいの事、

一謡けいこの事、

一まりけいこの事、

一弓けいこの事、

一狩鷹かりの事、

499

「本田助之丞藏」

寛永八年カ

壹匁五分出銀請取

一真米三斛三斗六合六勺七才ハ加治木藏ニ納但壹石廿一匁直成ニノ

右銀ニして六十九匁四分四厘

一銀子貳百八匁者 鹿ノ御藏ニ納

高百八十四石九斗六舛内壹石貳斗者五分高也、

合銀子貳百七拾七匁四分四厘

皆済

寛永九ノ

三月朔日

時任右京亮

小森隼人佑

○「印」
○「印」

一かたきあしきものをこのまれましき事、

右條と無油断毎日其たしなみ可爲肝要者也、

以上

「朱力キ」
「寛永九年」

申二月廿五日

本田勝八郎殿

500 「綱久公御譜中」

綱久

初久平 虎壽丸 又三郎 從五位下 侍[○]從四位下

薩摩守

寛永九年壬申四月朔日、誕生於江戸櫻田邸、母、家臣

伊勢大隅貞豊女也 萬治元年戊戌六月十一日逝去江戸芝之館、享年四十三、法名曹源院殿惠山永泉大姉、置牌

於薩州福昌寺中惠燈院

501

「御文庫拾七番箱廿四卷中」「家久公御譜中ニ無之」^(張紙)

猶々乍不申御繁昌之御祝言、早々被仰上尤存候、以

上、

一書令啓候、仍今月朔日 薩州様被遊御繁昌、殊更御男

子ニて、 黄門様御満足不大方候、到我々迄、是程目出

度御仕合御座有間敷と存候、其元各被聞召可爲御同前候、

我等茂御契立之日懸御目申候、一段見事成 御曹子様ニ

て御座候、從爰者御祈念肝要ニ存候間、談議所へ御談合

候而尤候、猶期後喜之時入候、恐惶謹言、

卯月五日

下野守

久元[◎]判^(花押)

喜入攝津守様

川上左近將監様

人々御中

「寛永九年壬申四月朔日綱久公生于江戸トアリ、考ヘシ」

502

「家久公御譜中」

同年四月二日、家久到于武都、其翌日 上使酒井雅樂頭

忠世・土井大炊頭利勝、來家久第、勞遠途跋涉之辛苦、

台命更懇懇、同十日、家久登 營、獻恒例之幣物、奉謁

台顔、而家老島津久元亦奉拜謝獻品、如常式、既而家久

降 營、此日、爲糧用鑿牙二千俵家久拜領之矣、

503

「御文庫拾七番箱廿四卷中」「家久公御譜中ニ在リ」

以上

黃門様今月二日此御地へ被成御着候処、翌日三日、爲

上使、酒井雅樂頭殿・土井大炊頭殿被成御出、別而御懇

之 御詫共にて、四日ニハ、御目見得可有之由、相定候

處、備前宰相殿疱瘡にて御果候ニ付、上様之無余儀御

間からの儀ニ御坐候条、四日ニハ被相延、十日ニ 御目見

得相濟申候、於御前之御仕合無殘所候、即御兵糧二千俵

御拜領候、誠々日出度御事候、追々御吉左右可申越候、

將又加治木御子様達、何も御疱瘡被成候哉、無心元候、

最前被遊候御□様達者、早々御快氣之由、先書ニ相見得

申候、重而替儀無御座候哉、承度候、猶期後首候、恐惶

謹言、

「朱々」
「寛永九年」

卯月十一日

伊勢兵部少輔◎(花押)
貞昌判

下野守

久元判◎(花押)

喜入攝津守様

川上左近將監様

人々御中

喜入攝州様

川上左近將監様

久元

参

下野守

伊勢兵部少輔

申卯月十一日ノ狀五月朔日ニ參候、御目見得ノ事繁昌ノ事

「寛永九年申四月二日參府トアリ、考ニ供ス」

504

「家久公御譜中」

同月十二日 大樹以白銀一萬葉賜家久、拜謝猶有餘、是

自秀忠公爲御遺物、被進黃金三十萬枚於 家光公、今茲

二月、爲御裔分、在府之諸侯凡賜之有差、家久其時在國、

因今及此思賚矣、

505

「正文在文庫」

以上

豊後守殿此方隙明候而、歸國候間令啓候、先書ニ如申候、

御目見得之儀去十日ニ相濟、同日ニ米御拜領候、又昨日

十二日銀子壹万枚被成御給候、誠ニおひた、しき様子

御外聞、其上御借銀之御返弁ニ罷成候間、御國之潤ニ成

候、ケ様ニ目出度 御時代前後ニも後代ニも有之間敷ト

沙汰ニて候、將又其元ならし出銀之様子、此方ニて各致談

合、豊州福屋五兵衛方へ申渡候条、被聞召達、以其上御

談合尤候、琉球へ被遣銀子之儀も、於上方借銀候へと大

坂而藏奉行衆へ申渡候、銀子八百貫目程御借候様ニと被

仰越候、それ程急ニ可調事ハ不相知候へ共、隨分可被致

才覚由申遣候、猶期後音不能詳候、恐惶謹言、

〔未カキ〕
〔寛永九年〕

卯月十三日

伊勢兵部少輔〔花押〕

貞昌〔判〕

下野守

久元〔判〕
〔花押〕

川上左近將監様

喜入攝津守様

人々御中

506 「家久公御譜中」

同月十三日 公參詣于日光山、是由今茲當 東照神君之

十七年忌回也、因爲家久名代、薩摩守光久參詣 〔發歸兩、日不傳〕

同二十日 公還御武城矣、

507 覺

〔寛永八年ならん〕

一御分國中諸士知行物成之儀、平田狩野介殿・東郷藤兵

衛尉殿を以被仰下候、爰許致談合候次第ニ指出し候間、

何とそ年内中ニ被相濟候様ニ、與中江申渡候、巨細者

別紙ニ可申候事、

一上落之時、分限之衆、高貳〔千〕萬〔石〕石〔千〕にして自船之由、

其許之衆被申候哉、其段談合申候事、

一五百石取四人ニ而合式千石之自船、此人數四十人程之

乗船、十二端之関船作立并加子雇賃・飯米迄ニ銀子四

貫百目之入目之由候、高壹石ニ付式匁壹分八里之出銀

ニ候、本出銀ニ相加へ、とても調間敷由各被申候、舟

作之日記ニ札相添持せ申候事、付関船又十端帆之賦ニ

一通仕せ候、是ハ十二端帆より入目さかり候間、其算用ニも罷成候哉之事、但馬舟も右之外にて候事、

一自船之儀ニ付會候者、在江戸并御供立之衆、式千石石上、又五百石衆組合、自船ニ被仰付候へハ、一度茂

旅之御奉公不申在國迄之衆へ、船之御沙汰無之候得者、殊外親疎之儀候間、船之惣軍役ニ被相掛候ハてハと出

合候、左候ハ、本出銀之外ニ二分も三分も出銀被相掛候而、其銀子ハ公義江被召上、御船ヲ賃船として可

被仰付由、被申上候、御船者御座候間、ケ様ニ候へハ、御爲ニも罷成候由、被申候事、

一分限衆ニ而も諸浦不被相拘衆者、連々舟之覚悟罷成間敷由候事、

一琉球江向後銀子可被相渡由、委承届候、當春、川又左衛門殿・菱半左衛門殿を以、三司官へ右之談合申遣候、

其後新加賀守殿・最土佐守殿ニ而、尚々細ニ申遣候、前々者王位之舟ニ如差荷、御物銀被遣候、舟之取仕立、

唐ニて之礼銀・加子賃・飯米并爰許江系積登せ候入目

等まで、此中ハ琉球方之失墜ニ而候間、自今已後者、

從此方も、算用を以可被遣之由、申渡候、又大嶋を茂一節本琉球江御付候而、唐口之商買くつろき候様ニ、

御頼あるへきとの談合候事、

一當年可爲式匁出銀之由、被仰候、一段尤之儀ニ候、乍然、御國ニも余勞申候、其上琉球口之商買、如右入念

申儀茂是ヲ頼母敷存候間、先當年者壹匁五分ニ申定候、來春唐口之商買も難成由、相聞へ候、そこよりハ、は

たと御國之作法を可被成御替儀ニ候、其刻ハ御談合可申事、

ならし一

一御分國中諸士知行物成ならし之事、

右、別紙之所ニ、談合之上を以、細々相記候事、
一御上洛(薩隅日田賦雜敷ニヨル)之時自船之事但三ヶ条相混ス、

右、御船を被借下、加子賃・飯米迄を定、在國衆并其年之在國衆々、出銀を以可被相調事、

一分限之衆ニ而茂諸浦不被相拘事、

右、借船之時者、入不申候事、

一琉球より銀子、唐江被相渡、御才覚之事、

右、琉球江被仰渡様子、御条書ニ細く見得申候、別

而肝要之儀ニ候間、弥其分ニ而可然事、

一去年式匁出銀たるへき由候つれとも、其上琉球口之商

買ニ付、先去年者壹匁五分出銀ニ被仰渡候由候事、

右尤ニ存候事、

一方く御馬追之事、

右、御馬追ニ付而、駒牽夫之儀、駒うち場ニ而者、

諸郷よりひき届、駒奉行ニ相渡、夫より後者、駒奉

行前方日用を雇、馬を飼せられへき事、

但(薩隅日田賦雜徴ニヨル)
駒之代之内を以、日用賃可被相拂候、左様ニ候へ

者、少くのやすりにも可罷成事付、駒賣場之事者、

其元方之如条書、御談合尤ニ候事、付り駒之直成、

餘高直候ハ、買手無之候間、其心得可入事、

一御藏入座詰之事、

右、ならし之儀茂漸可相濟候間、急度可被仰付事肝

要ニ御座候、

一御家中山うち之事、

右、さしたる事ニ無之候間、不入儀ニ候間、前之分

ニ而可被召置事、

ならし二

一御方より被仰候者、三斗五升代之上之人ハ、増銀被仕、

三斗五升代下之人者、如此中壹石役たるへき由、候

へつる事、

右、御分國分知行、惣別物成ならしニ被仰付候とき

ハ、出銀平等ニ可有之候間、出入沙汰者、有之間敷

由、各被申候、

一差出にてならし之儀、急ニ難調由候事、

右、さし出ニ手間入儀候間、延引ニ罷成由承届候、

何れとも平等之御沙汰ニ而候間、先一年も二年もな

らしニ被成候而、可有御覽候、去納之出銀者、先壹

石ニ付壹匁五分ツ、被仰渡候哉、尤ニ存候、左様ニ

候ハ、差出相究、ならしの算用候而方、出銀出入

之差曳被成候而、可然候事、

一連々御奉公被申候衆と、不被申衆差別之事、

右、地下旅共ニ辛勞被仕候衆と、又御奉公不被申衆

と、一同ニなり候へハ、辛勞被申候衆ハ、苦終可被

申由、何れケ様成儀者、御談合可有御座候、此段別

而尤之(尤)ニ存候事、

ならし三

一高之内崩何成之事、

右、毎年之出銀者、納米之ならしを以相掛候時ハ、

引入之沙汰無之候、別之公役者、本高ニ可被相勤之

事、

一領主ニより、百姓をつからかし、物成不足之事、

一然と成内之者など不取持衆者、取納を緩せニ被仕候事、

一百姓をつからかし、知行を被荒候衆之事、

一外城衆之内、我と耕作被仕候知行物成かさみ候衆之事、

右四ヶ条者、次第ニ御沙汰可有之事、

一一所衆之内、物成過分ニ引入可申衆、有之由候事、

右、さし出之上ニ而、又檢者被相廻、可有御沙汰事、

一ならし之(株)「拙」(備前日田賦雜微ニヨル)子未相調ニ付、出物少茂不相納候由、乍

然先次第ニ可有上納由、被仰渡之由候事、

右、御方右如仰、壹匁五分ニ被仰付、ならし相濟候

而より、算用を以差引被成候而尤之事、

一ならし之儀付而ハ、鹿児島井外城衆賄方紙墨筆等之人

目之事、

右本出銀之外ニ被相掛可被調事、

一右之ことく出物と引入候、在江戸上落などの御賦者お

ち不申候事、

右、先条ニ如相記、ならしニ被成候時者、引入之高

無之候、在江戸上落衆之賦者、今之分量よりさかり

候てハ罷成間敷之由、いづれも被申候事、

以上

寛永九年卯月廿二日

猶〇前〔廣〕も加治木之新納織部〔久加〕佑殿子息狩野介殿、

爰元爲御使被參、鹿兒島移之懇望共候哉、又此度木

脇も刑部左衛門子〔祐秀〕にて候など、申ふらされ、取持之

方も御坐候、此三石兵少老へ、堪忍難成由被申、銀

子合力之由被爲咄候、とかく身躰之怪被參と見得申

候、將又御國之繪圖、被成御覽度候間、召寄可申由、

被仰出候条、然〇儀便宜可有御上候、上原大藏〔尚演〕太輔

殿・野村大学〔元綱〕助殿など被調置候繪圖、可然存候、以

上、

此木脇〔祐鶴〕三右衛門尉、從加治木爲御使被罷下候、別ニ御用

も無之候間、今日差上候、爰元之様子、以福屋五郎兵衛

尉殿申入候、其外何ぞ替儀無御〔坐〕候、然ハ此木脇事者、

刑部左衛門子ニて候由、御内證など申上候哉、以兒玉筑

後守殿被仰出候様子者、惟新様御供爲仕衆、餘多御〔坐〕

候、いづれも知行等被下、如前〇可被召仕候、前廉被召

留候衆之内、是非共最前爲申上首尾合を申度と存立、終

ニ者御供仕候時者、餘悪キニても無御〔坐〕候、被召留處

者留能候、十人之者九人迄ハ留可申候、右之存取無比類

候間、御供衆之石堂〔塔〕を妙圓寺ニ可被爲立由候、拙者御返

事ニハ、去年御國元ニて如右被 仰出候、其節御供衆之

在所、知行高之多少、其元高奉行衆へ御尋候、又名道号

ハ、尚福昌寺〔江〕御尋候て、其書立、御評説所へ御〔坐〕候

由、申上候間、御見合候而、重而可有御上せ候、石塔之事

者、次第ニ被仰付候哉、承度候、重而被仰聞候様子者、

後日御下向之時分、可被成御沙汰候間、其心得可申之由

候、御出合共候ハ、追而可申入候、恐惶謹言、

〔力キ入也〕
〔寛永九年申〕

四月廿五日

下野守 久元〔判〕
〔花押〕

川上左近將監様
〔花押〕

喜入攝津守様
人々御中

喜入攝津守様

久元

河上左近將監様

參

下野守 ○
△

「木紙ニ左ノ通アリ」

申四月廿五日ノ狀、五月廿九日ニ參候、但木脇三右衛門尉持下候、但

繪圖之儀又維新様御供衆「石塔之儀也、

「此御書御文庫十七番箱廿四卷中ニアリ」

「家久公御譜中、正文在文庫トアリ」

509 『兒玉利昌譜中』

寛永九年壬申

公如江戸、兒玉利昌復從、二月十八日發覺府、四月二日

至江戸、

510 「下野守久元譜中」

天下之士商貴賤五十歲已上者、乘輿免許也、予亦五十有

餘、且老衰而騎馬不自由、是以於武藏州江戸、就永井監

物殿、有乘輿之請宥免、于時賜簡、書記左者也、

511

猶以此中之御草伏如何被成候哉、無御心元存候、何事も懸御目候刻、万可得御意候、以上、

昨日者預御札候處ニ、御番故御報延引申候、然者乗物之

義承候、先日も申候通、五十以上之衆、上下共ニ御赦免

ニ御座候間、御手前御歳五十カ五十之上ニ而御座候者、

此案紙之通之御狀不申候ハ、何も御目付衆へ申相濟可

申候、御本丸御目付衆・西之丸御目付衆、兩通之御狀待

入申候、恐々謹言、

「朱カキ」

「寛永九年壬申」

卯月廿八日

白元(允稱)

嶋津下野様

御報

「上書」

嶋津下野様

御報

永井監物

512

「御文庫廿三番箱十八卷中御案文」

敬白 天罰起請文前書之事、

一奉對 將軍様連々不奉存疎意候、弥以可守忠勤旨候事、

一於背 上意輩者、雖爲縁者親類、一切不可申談候事、
 一被 仰渡御法度堅相守、自然違却之儀於御座候者、重
 而可致言上候事、

一若企逆心輩、至我々於致計策者、其趣則可遂披露候事、
 一於我々儀、御不審之子細可有御座時者、速御糺明所仰
 候事、

右之條々僞於申上者、

「末紙ニ左ノ如シ」

當將軍様へ家久公・光久公御進上被成候御神文御案書、酒井雅樂頭様
 御取次也、

寛永九年五月二日、^(ママ)大徳院様御他界以後之儀也、

「家久公御譜中」

「正文在島津左衛門久道」

猶々、今度者御暇も程有間敷と存候処、覚悟之外延
 々成様子、更難計候、次我等事殊外草臥候間、折角
 養生候次第ニ可令本復候、以上、

頃者其元之到來然々無之候処、近日書面之趣具令披見、
 先以何茂息災之由、満足之至候、此方無相易儀候間、
 可心安候、

一日光へ爲名代薩摩守參詣候間、心安休息候、
 一留守中何篇可被入念事肝要候、答聞候はんの事候者、
 可被申越候、

一加藤豊後守殿出合之儀、未とかくの事不相濟候、一途
 相聞次第重而可遂注進候、然者出水之儀堺目之事候条、
 諸事無由断下々ニ到迄念を入候へハと申事候、

一彈正下司之儀、今程者少弼と被書候、自今以後者位茂
 能候、又よひ能候間、大弼可然候、

一此元御暇之儀、いつとも無之候、尾張大納言殿を始、
 各御請之事候、少出合共候間、其さらせたるへきと存
 候、

一刑部大輔疱瘡重く候之由、無心元候、
 一日光十七年忌・増正寺百ヶ日、何茂相濟候、其外無相
 易儀候、乍重言、留守中之儀無緩、別而被入念肝要候、

猶追々可申越候、謹言、

五月九日

家久〔御判〕
〔花押〕

彈正大弼殿

〔在包紙〕
彈正大弼殿

家久

江戸方

514

〔御文庫拾七番箱廿四卷中〕「家久公御譜中ニ在リ」

〔尚〕以下野殿・兵部殿方江戸表之御沙汰とも、被仰

越候者、委御報ニ可被仰聞候、何も重而使者を以具

可申談候、以上、

一書令申候、仍夜前從江戸飛脚罷下候、一段静謐之由申

候、就中御屋敷御無事由承候、目出存候、中納言様よ

りも直御狀被下候、上様より節々御使など被進、別而

御懇志之儀共御座候、其上銀子壹万枚御拜領之由被仰聞、

扱々御仕合無殘所由、目出奉存候、随而 上様日光へ去

月十三日ニ被成御參、同廿日ニ御機嫌能被成 還御由申

候、將又江戸より新敷御到來被相聞候者、可被仰聞候、

猶追而可申入候間、不具候、恐惶謹言、

〔朱カキ〕
〔寛永九年〕

五月十日

右馬頭

〔御判〕
〔忠興ナルヘシ〕

喜入攝津守様

川上左近將監様

人々御中

▽喜入攝津守様

川上左近將監様

参

忠興

右馬頭

〔末ニアリ〕
江戸ニ而銀一万枚御給之由也

515

〔光久公御譜中〕

光久

男女二十一人略

—女子

寛永九年壬申五月十三日生、母家村重治女、

入來院石見重頼室

承應二年癸巳十一月廿日早世、

「御文庫拾七番箱廿四卷中」「光久公御譜中ニ在リ」

尚以兵部少輔儀病中候故、印判如此候、以上、

態令啓候、

一 國府様之御骨、高野ニ遲被成御上候由、薩州様被

聞食及、御腹立不大形候而、昨日到兵部少輔・下野守、

御使衆四人ニ被仰出候様子ハ、被成御果三年ニ罷成

候処、爰迄之延引不可然候、御借銀過分ニ有之由候得

共、是ハ不被仰付候而不叶儀候、殊 國分様御物之銀

子、其上御知行なども有之事情間、早々致首尾候様ニ

与被 思召候、兵部少輔事者此方へ罷居候、下野守儀

者去々年之春より御供仕江戸へ罷在、去年七月罷下候

處、同八月御上洛之由相聞得、御供被 仰付候故、彼

是取紛 御骨之御沙汰不承候由、申上候事、

一 今度市來掃部助殿ニて、御骨被成御上候由承候、于

今無御打立候ハ、一刻も早々御上せ可然存候、輪桂

様御骨も同前ニ御上之由候、併 國分様御事者、三年

ニ罷成候間、御同前ニハ如何可有哉と出合申候事、

一 御骨之御供、國分之金剛寺最前望ニて候つる由、三原

左衛門佐殿御使仕候由被申候、何れ之出家ニ而も主從

七人程之御賦被遣、於高野者、乗物ニて被行候様ニ、

可被仰付候事、

一 國分様御寺、興谷寺ニ相定候、于今御寺作無御座候間、

被 聞召候ハ、治定可爲御腹立候条、何とそ急ニ相

調候やうに、御肝煎可被成候、御寺作之指圖書、福昌

寺へ御談合尤候、其故ハ、御屋作せはく候者、御法事

などの刻、罷成間數与存候、材木等被相調事も御むつ

かしく候間、國分〔之〕新敷御立候御屋を、前廉者南林

寺へ可有御直由候得共、國分様思召入候而、爲被仰

付屋之儀候間、必興國寺へ御直尤候、左候ハ、上方

ヨリ右屋之金障子被召下、御佛壇之廻者金之間ニ可被
仰付候、將又興国寺ニ相付、御知行方ニ御座候由候、
殊惡地ニテ難續由申候条、此中、國分様御格護之御知
行之内ニ而、式百石御くり替可被遣候、惡地ニ而寺も
不續由、薩州様被聞召及候ハ、不可然候間、可有其
校量事、

一國分様之御骨高野ニ御上ニ付、出家衆御供ニテ候覽、
其上誰御年來之衆御供候哉、若無其儀候ハ、鎌田源
左衛門尉殿・五代勝左衛門尉殿間ニ、一人御供被申候
様ニ申遣候事、

一國分様御事者 龍伯様御息女ニ而御座候、其上 薩州
様御養母ニテ候間、高野ニテの儀式 龍伯様 惟新様
御同前ニ御座候而尤候事、

一國分様此中御格護之御知行、今躰ニテ可被召置由、御
死去之後、兵部少・下野守より御兩所迄申入候、傳承
候へハ、御知行名寄帳、薩州様御手前ニ被召置、御知
行之在所其村々之人居迄も能爲被成御存由、御使衆迄、

町田駿河守殿物語ニテ候由候、如此ニ御座候時者、配
當などに可被成儀ニテハ無之候、下野守存にても、下
井村之内を北郷殿へ、内之浦之返地ニ被遣候、其外ニ
も御配當ニ成たるやうに承付候、何れ後日御沙汰ニ成
候而ハ笑止ニ候間、内々別所へ御くり替可被成候哉、
此御知行之物成者、薩州様爲御物、別御藏へ銀子ニ被
召成、被納置候而可然様ニ、出合申候間、可被成其心
得候、猶期後之時入候、恐惶謹言、

五月十七日 伊勢兵部少輔 貞昌 ○「印」

下野守 久元〔判〕 〔花押〕

川上將監様

喜入攝州様 人々御中

喜入攝州様

久元

川上將監様

参



下野守

伊勢兵部少輔

壬申之五月十七日之狀六月七日ニ道具衆持下候、

一國分様御骨ノ事

一興國寺作事

一國分御藏入之事

『真本兒玉氏藏』

肥後御成敗ニ付彼方□

とりかまへ大勢にて候故□

上様之御人數たてにてハ□

あくミ申など、申事にて候ハ、被成御懸付御人數

を、被相加候様成儀も、可有之候、誠ニ一人腹被切

躰之儀ニ、御あたりも無御坐候に、かろくしき御

様子ハ、後くまでも御あさけりたるへく候、

謹而致言上候、

一加肥後殿之儀、あなたこなた餘細く御尋入申ましき事

かと存候間、ちと御遠慮御尤ニ奉存候、いな事にてこの外此儀ニ被成御氣遣候様ニ、又申なす事も可有御坐候事、

一自然腹を被切候共、定御けん者を申受られ可相濟候間、二かしらも三かしらも、御馬廻衆被罷越にて可有之候間、中く世のさわきなどニ成申まし候事、

一若左様之衆被罷出候とて、御屋敷など方一人も罷出候者、可爲笑止候間、よくく左様之御下知内と被仰付尤ニ奉存候、御あたりなき儀ニ、御人數などふと參候ハ、何としたる儀ニ候哉と、さきの衆可被相尋候、其時之御こたへありくと有御坐まし候、其上後くくまでも物沙汰ニ罷成、御家□成候間、よの衆ニハ□にて御坐候間、いかにもおもく被成候而、江戸中之衆、皆被出候やうにも候ハ、尤余儀無御坐候、左様ニも無之候ハ、必く御人數被出候儀、御無用ニ奉存候、

一先日雅樂頭殿・伊井掃部殿爲御内意被進候御狀之御返

518

『児玉利昌譜中』

書にも、曾而御人數など御用意之やうにも無之候、少も御分別ニ不~~ニ~~趣之御書中ニ候、然時ハ彼是以其御賢慮肝要ニ奉存候、

一今度於御城御承候も、肥後守如此成儀を仕候間、可被仰付候との御承~~ニ~~御座候へハ、~~ニ~~御人數~~ニ~~やうにとの被仰出ハ無之候、其故ニ雅樂頭殿・掃部殿御返書にも、一向其儀ニハ無御取合、於御城被仰談候との儀迄ニ御坐候、中々御家など方御人數可被出儀、思召よりも有之ましく候、此旨可然之様可有御披露候、

寛永九年

五月廿七日

伊勢兵部少輔

貞昌(花押)

御近習中

是年 大家賜肥後侯忠廣死、七月國除、時多流言、公將兵備、乃命貞昌且察實狀、貞昌上表言可以罷之、利昌等聞公、

519

「家久公御譜中」

同年六月朔日、在府之大小名朝于營、拜謁禮了、亦不容退去而已、後刻於御白書院或黒書院酒井忠世・土井利勝・酒井忠勝・永井尚政・青山幸成・稻葉正勝・板倉勝重各列坐幸成述 鈞命曰、加藤肥後守之嫡子豊後守、因有不臣之計、父子共及御糺問、則豊後守一己之謀略而、肥後守初未曾知之事也、然則豊後守者自殺、雖可賜之、固以爲虚氣蒙昧之人、而助一命、預金森出雲守、配譴飛彈國(朝)、賜百人之日俸、至父肥後守、應徵、自肥後國速參府、所問應對之、無欺謫之言、則領國雖可無異、亦平素所行不宜、故没收肥後國、而貶謫羽州本マ、シ壯内、預酒井宮内大輔、爲糧用、於彼地賜高一萬石云云、繇旃家久於薩肥之國境、可禁妄行旨、降令於家老島津元・伊勢貞昌、故兩人書中所言如左矣、

520

「御文庫拾七番箱廿四卷中」「家久公御譜中ニ在リ」

猶々兵部少儀病床着來候ニ付、押判可被成御免候、以上、

急度令啓候、然者加藤肥後守殿息豊後守殿、不思儀成儀を被仕出候ニ付、親父肥後守殿も被召寄、父子同前ニ御糺明候処、弥子息一人之謀略ニ相究候間、豊後守事者、腹をも可被仰付候へ共、うつ氣ものニ被成、被相助命、金森出雲守殿へ被成御預、如飛^彈國之被遣候、親父之儀者、今度自國爰元へも早々被致參上、被申様共無別儀候間、國をも可被遣置候へ共、連々行儀悪敷候間、即國之儀も被召上、最上之内庄内へ被遣、於彼地知行一萬石被下候由、諸大名へ御承にて候、誠いかなる天罰にて物くるひの様成儀を被仕候哉と、世上之沙汰にて候、然者肥後表可致躁動^疾間、自然堺目之下と濫妨などの心持にて、彼國へ往還共候而者、公儀之沙汰可悪候間、曾而左様ニ無之様ニ、堅可被仰付候、就中今度自彼國、侍にても下とにても、走來候を被抱置間敷候、山田民部少輔殿之儀、此節者出水へしかと在宿候而、堺目之儀無緩様ニ可被仰付候、大口表之儀者、地頭留守之儀候条、從鹿兒嶋誰そ被相越、肥後表落着申候間、見廻尤候、此等之旨任 御

詔如此候、恐惶謹言、

〔朱力キ〕
〔寛永九年〕

六月二日

伊勢兵部少輔
貞昌

○「印」

下野守

久元〔判〕
○〔花押〕

川上左近將監様

喜入攝津守様

人々御中

521

〔雜抄〕

覺

一新納加州老・最上土州老を以、唐江銀子過分ニ可被相渡儀申候處、三司官談合を以、如其可致才覺由、御返事被爲申候、先以肝要ニ存候事、
一冠船ニ商賣之時、商人手前を運上者、銀子二分運上たるへき事、
一七嶋衆、唐江商賣之仕様、一圓ニ無沙汰不審深重候事、
一御國之歴々、町人并七島衆、内證を以銚銀、堅可被爲

「光久公御譜中」

停止由、三司官江可被仰渡事、

一生鹿式十、其許江下可申事、但八月下可申事、

一七島中銀子持衆江可被成御借銀候御談合ニ而候、右之

衆、其地江罷居候者、堅可被仰付候、書物別紙ニ候事、

但御借銀方於難波申者、已來本琉球江被遣間敷事、

一德之嶋あやしられ永良部こへきひり、城之大屋子江可

被成御借銀由候、和平も少可被相付候、今度市來和泉

守殿ニ而申下候、其許よりも被仰通、可被爲請取事、

一上船改之儀、被入念候様ニ、三司官江可被仰渡事、

一琉球之歴々并町人、冠船之可致買物時、爰許之衆なミ

の運上、王位江可被差上事、

以上

寛永九年

六月二日

川上左近將監

喜入攝津守

川上又左衛門殿

爲此方誕生之祝儀、到遠路早々預使、殊太刀一腰・馬一

疋祝着之至候、猶重而祝詞可申加候、恐々謹言、

「朱カキ」
「寛永九年」六月五日

光久〔御判〕

彈正少弼殿

「本マ、大トモアリ」

「正文在島津左衛門久道」「家久公御譜中ニ在リ」

薩摩守殿就男子誕生、爲祝儀態被差越使者、殊ニ太刀一

腰・馬壹疋到來、欣悅之至候、然者加藤肥後守殿父子、

無分別之企依有之、右父子之儀者不及申、懷・女房衆迄

依罪ニ被 仰付、肥後殿事ハ出羽國へ被遣、子息豊後殿

ハ飛彈國へ被遣候、誠ニ哀成仕合絶言語候、就夫、種々

意分共有之事ニ候、巨細歸國之節以面可申候、謹言、

「朱カキ」
「寛永九年」六月五日

家久〔御判〕

彈正太弼殿

「按スルニ、寛永九年壬申四月一日、綱久公於江戸御誕生也、男子誕

生云々當レリ」

「包紙」
彈正大弼殿

家久

「家久公御譜中」「玄番頭忠紀譜中ニ在リ」

「正文在清水士中村宇右衛門」

薩摩守殿男子誕生付而、爲祝儀態々差越使者、殊太刀一腰・馬一疋到来、欣悦之至候、委曲下野守所方可申越候、恐々謹言、

〔朱カキ〕
〔寛永九年〕六月五日

家久○(花押)〔御判〕

玄番頭殿

「正文在島津左衛門久道」

猶々たんもしへもこゝろへ候へく候、こゝ元かハる事御入候ハす候、心やすかるへく候々、かしく、さつせうはんしやうのよし候て、わざと御使まんそく申候、一たんとそくさいの事にて候、此中ハか藤との事につき、いろくさうせつ申候つれ共、やすくとるさいにて候、あハれなるありさま申つくしかたく候、ことの外きつかひ申候つるに、めてたく候、新さうもはんしやうにて、まんそく申候、それよりもこゝろへ候へく候、

おふくろ・いもしへもとうせんに申候、やかてくたり候

て申候へく候、又々かしく、

〔朱カキ〕
〔寛永九年〕六月六日

ゑと
大すミ守より

たんしやう

むもし

まいる返事

いゑ久

「御文庫拾七番箱廿四卷中」「家久公御譜中ニ在リ」

猶々兵部少輔事、去月初より散々相煩候而、漸頃得快氣躰ニ候へ共、手振申候而判難成候間、乍慮外致押判候、可被成御免候、

一書令啓候、仍琉球へ當年冠船就來着、武官之勅使一人文官之勅使兩人、被罷渡之由候、琉球國之儀者、從此方之御格護無其隱候間、右之勅使へ可被成御音信由、被仰出候条、御進物屏風・扇子・御茶壺・下食籠・鞍籠、京都より可被調下◎候、七月之末八月よりハ順風可有之候間、かろき使ニ而、川上又左衛門尉殿迄可被成御遣◎候、連々日本ニ入魂之様ニ唐人衆も存不成合躰ニ候ハ、不苦候、

併又左殿より三司官衆へ被得内證可被相渡候、若又勅使へ不被遣、徒ニ成候ハ、唐人衆へ又左殿以校量被爲賣候様ニ可被仰遣候、委者伊東勘解由可被申達候、恐惶謹言、

〔朱カキ〕
〔寛永九年〕

六月七日

伊勢兵部少輔

貞昌

○〔印〕

下野守

久元〔判〕
〔花押〕

川上左近將監様

喜入攝津守様

人々御中

喜入攝津守殿

久元

川上左近將監殿

参
ノ

下野守

伊勢兵部少輔

壬申六月七日ノ狀、七月十六日ニ伊東勘解由殿被持下候、但唐ノ勅使へ御遺物之儀也

527

〔本文書ハ五三二号文書ト同文ニツキ省略ス〕

528

〔家久公御譜中〕

同月十一日、家久出袖判之教書一通、毎條言、應諸士所領之分限、蓄武具、雖急卒之出陣、可爲事足之備、是良將者、平世亦不忘亂之義乎、自是後所載、定出陣之備、或點檢武具等之書記、皆本于茲矣、

529

〔御文庫三番箱五卷中〕「家久公御譜中ニ在リ」

〔家久〕
〔花押〕

覺

一應知行之高、今度軍役之賦申遣候間、以此趣、於其元惣賦、能々念を入相究、其書立、早々可差上事、〔帳紙〕
右惣賦仕、書立今度差上申候事、
一今度申遣候役儀、致其用意、自然之時、緩在之間敷との、致請合之判、可差出候、若難成人有之者、其書立可指出候、即知行召離、軍役可相勤衆へ可遣事、〔張紙〕

右銘ニ請合之判申候て、書物差上申候事、

一此軍役之趣、一天下之法にて候処、若新儀之様ニ存、
理くつかまじき儀、申輩於在之者、曲事可爲深重事、

「張紙」右諸士へ申渡候、謹而承届申候由被申上候事、

一從式百石上之衆、具足并馬之鞍道具用意候衆之書立、

可差上、慥なる檢者相廻、可書札事、「張紙」右道具以書物

被申出候、檢者可相廻儀今少得 御意候事、

一他國之侍者、或普請方之用意、或俄ニ軍役之人數可入

時之用意を題目ニ候て、具足・馬鞍、手前々々可入程

之人數之儀を、不断無油断心懸候故、家内之躰者、如

形知行を取候衆も、やうく朝夕之食を、女房衆調候

而、膳をもすへなど候躰ニ有之由候處、國之儀者、具

足・馬鞍・人數之用意者無之、其身々々分限ニ不及躰

ニ而、家内之人をも餘多召仕、緩々与したる由、取沙

汰候、是者町人之作法ニ而、侍之非覚悟候間、是非共

自今已後者、先軍役之儀を可致題目儀、可爲肝要事、

「張紙」右之趣謹而承届候由諸士申候事、

一知行百石取衆又無足之衆にも、手前候候而、自然之時

馬を可乘与存候者あらは、其身之好次第、鹿兒嶋中無

用捨、不断馬ニ乘候而可罷行儀、可爲尤、若一陳も乘

馬にて爲相勤者、其以後者、知行を可被下事、「張紙」

右銘々ニ以差出被申上候事、

一右之類之衆、就御免鹿兒嶋中馬ニ乘候而行候を、なぶ

りかたきのも之在之者、被 聞召付次第、重科ニ可被

仰付事、「張紙」右諸士へ慥ニ申渡候事、

右條々不可有違篇者也、「張紙」右條々八月廿日ニ御返事申

上候なり

寛永九年六月十一日

「末紙」

新納右衛門左 被指下候
吉利下総守

530

「家久公御譜中」

寛永九年六月十一日、家久賜和字之書於種子嶋左近大夫

忠時之室家久息女曰、祖先以來代代無叛州主、至于忠時、宅

于覺府、奉仕辛勤、故費用不足、家久匪甞感其志之忠須、先是、忠時獻家藏之碾茶壺 是我朝三之外所無之壺也、其像模陶茄子美、於天下之名物而疑是津具藻乎云、 所在種子島中公領四千斛、皆同授與忠時、在于斯年矣、

531 「正文在種子島藏人久時」

返くくハしき事口上に申候く、かしく、

わさと一筆とりむかい候、たねの嶋くらいらりとして御入候つる、さこんの太夫とのへ、みなくしんし候、まことにゑんたうの事にて候に、かこしましかとおはし候まゝ、よろつと、のへかたく御入候する、さやうのためにて候、ことさら御いゑにもいまに別儀なく御座候事候、下野守よりくハしく申されするまゝ、左こんとのへも此よし申候へく候、いよく御たしなみかんようにぞんし候、又くかしく、

「朱カキ」
「寛永九年」六月十一日
たね
むもし
まいる
いゑ久
ゑとより

532 「雜抄」家久公御譜中ニ在リ

覺

- 一 自然之時、御家中之乘馬可被定置事、
- 一 乘馬五百騎之定、四百十一騎者有分、内五十騎者御藏入より仕立、外ニ八十九騎ハ不足之事、
- 一 高式百石迄ハ常くも可爲乘馬事、
- 一 高百石より下之衆、馬を可乗候由於申出者、弥如其被仰付候事、
- 一 御先備・二番備・三番備・左備、右賦之事、
- 一 御馬廻・御使番定之事、
- 一 昇四百廿本ニ相定候事、但千五百石ニ一本之當ニ而候へ者、四百三本併四百廿本ニ可被仰付事、
- 一 乘馬衆差物之事、付鉄炮之者小さし定之事、
「加治末」忠嗣
- 一 又八郎殿へ御人衆分之事、
- 一 御藏入より仕立之乘馬五十騎之事、付馬道具・腹巻出所之事、
- 一 外城之小給人衆、御賦定之事、

一高式百石方下之乘馬衆も、具足一兩・鎧壹本・馬壹疋連く可相嗜事、

一御軍役之人衆、地方可參時者、船賦之事、

一御國より人衆可被召立之刻ハ、琉球方御合力銀子有間

敷哉之事、

一加治木御懷様御知行ハ、又八郎殿御高ニ可相加哉之事、

「鎌田播」守政重女也」「忠朝」
「忠朝ノ生母鎌田氏ヲ云、北郷出」
「元和六年、忠朝ノ母堂移于加治木」

一東之丸御姫様御知行ハ、玄蕃頭殿ニ可相加事、

「日置」久慶」「黃門公第三ノ翁主桃源夫人」

一彈正大弼かミさま御知行ハ、彈正大弼高ニ可相加事、

「黒木」久實」「惟新公第一翁主称即屋地」

一豊後守御懷之知行、豊後守高ニ可相加事、但御出陣之

時計、

「垂水」久倍」「電伯公第二翁主称新城」

一相模守懷之知行ハ、相模守高ニ可加事、

「宮城」惟新季ノ翁主称御下」「久元」

一御妹様御知行ハ、下野守高可相加事、付御出陣之時計

一寺社家之知行ハ、奇石ニ可罷成事、

一老与・若輩・後家之知行、役儀之事、

一乘馬壹騎之外餘高、他へよせ有之間敷事、

一當年之出物、壹匁五分可被仰付事、

一若輩ニて一騎可被出衆ハ、公儀より馬ニ可乘人可被仰付事、

一御出陣之時、外城衆御供被申、其餘高ニ而、其所之老者衆可爲乘馬事、

付御國元ニ而談合可爲落着哉之事、

一右同外城より陸立之御供衆賦之儀、是も御國元ニ而可有談合事、

一定水手仕様之事、

一御座船十三端帆、屋形ハ御船相應ニ可被申付事、

「久慶」

一今度被仰出可被承衆、彈正大弼・豊後守・圖書頭・北

「久加」

郷佐渡守・種子嶋左近大夫・新納仲左衛門・比志嶋掃

部助・市來備前守、可被承事、

「忠時」

一御鑓式百本可被召立事、内黒柄ニ金ノ左卷、百本ハ惣

朱之鑓、御國元ニ而可被位立事、

一鉄炮可被召立事但すあひハ四匁・拾匁・五匁之間たる

へく候事、

付百丁之事、

付百丁之事、

一御弓ハ作らせ有へく候、但御國元之弓作たるへき事、
一御國元弓作、つふれ候由、被聞召及候間、被相糺可被
召立事、

一伊集院藏人江國分金剛寺御ほる傳請之事、

一野村美作守鹿兒島へ可被召移事、

一兵道稽古人數之事、

一御のほり御紋之事、

寛永九年六月十一日
伊勢兵部少輔
下野守

川上左近將監殿

喜入攝津守殿

「雜抄」

從東表 御出陣之時者

一番

島津
野州久元

一昇五拾本此内四十本從公儀加ル

一乘馬七十騎此内四拾騎從公儀加ル

一弓 一鉄炮 一鍵

右之手ニ相付諸所

高岡

野州久元

綾

大野將監久武

高城

三原次郎左衛門尉重貞

山之口

大寺主計介政安

倉岡

伊地知縫殿介重順

二番

一昇五十本此内三拾本從公儀加ル

一乘馬六拾騎

一弓 一鉄炮 一鍵

三番

一昇五拾本此内四十本從公儀加ル

一乘馬五十騎此内卅六騎從公儀加ル

一弓 一鉄炮 一鍵

右之手ニ相付諸所

高原

大膳亮嶋津忠榮

小林

諏訪仲右衛門尉兼安

野尻

河上伊与守久晴

穆佐

村田九郎左衛門尉經永

末吉

額娃長左衛門尉久政

財部

相良李助長信

清水

鎌田源左衛門尉政有

都城

北郷出雲守忠亮

隈城

霜臺彈正大弼久慶

すき
村尾舍人佐重候

加久藤
五代勝左衛門尉友泰

真幸吉田
弟子丸藤左衛門尉宗辰

國府
喜入久右衛門尉

四番

一鼻百本此内六拾三本從公儀加ル

一乘馬七拾騎此内四十騎從公儀加ル

一弓 一鉄炮

右之手ニ相付諸所

加治木

横川
上原大藏太輔尚演

曾於郡
町田駿河守久門

蒲生
市來八左衛門尉宗友

大口
新納加賀守忠清

菱刈本城
吉田貞左衛門尉清貞

五番

一御鼻二百本

飯野

伊集院遠江守久族

馬関田

川上彦三郎久運

吉川
川田助太郎義築

隈之城
島津彈正太尉久慶

島津
又八郎殿忠朗

一御乘馬 一御弓

一御鉄炮

御手廻之御人衆

垂水
式部太輔殿久直

永吉
玄蕃頭殿忠紀

知覽
佐多伯耆守忠充

種子嶋左近太夫忠時

谷山
伊勢兵部少輔貞昌

志布志
川上將監久國

指宿
鎌田出雲守政統

福山
吉田次郎兵衛尉康清

川内山田
町田勘解由次官阿多忠朗カ

松山
川上又左衛門尉忠通

東郷
敷根三十郎頼國

小根占
伊勢内記貞朝

喜入
肝付三郎四郎兼屋

佐多
二階堂城助信行カ

一鑓

町田出羽守殿久幸

根占安藝守

喜入攝津守忠政

高山
吉利下總守忠張

久志良
仁禮藏人頼景

伊作
新納右衛門尉久詮

郡山
樺山美濃守久高

牛根
伊勢右京亮貞則

山崎
佐多越後守忠増

野田
岩切六右衛門尉信堯

大崎
浦地備中入道伸如

恒吉
町田勘解由次官久則

大根占
相良權兵衛尉頼貞

桂外記忠増

伊集院

三原左衛門尉重庸

顯娃

新納勘解由次官久宣

川邊

伊地知四郎兵衛尉重賢

阿久根

澁谷四郎左衛門尉重將

出水

山田民部少輔有榮

百次

土持平左衛門尉綱辰

帖佐島津

豐州久賀

阿多

諏訪治部少輔經兼

田布施

上井甚三郎兼吉

霧田

鎌田外記政貞

水引

伊東仁右衛門尉祐昌

高尾野

仁禮左近相景頼

右之手ニ相付諸所

出水

山田民部少輔有榮

高尾野

仁禮左近將監景頼

阿久根

澁谷四郎左衛門尉重時

川内高城

新納仲左衛門尉忠雄

平佐

大口

新納加賀守忠清

野田

蒲地備中入仲如

飯島

本田伊与守親政

水引

伊東仁右衛門尉祐昌

中郷・隈城

北郷出雲守忠亮

此外鹿兒嶋衆之内、馬乗如何程と相知不申候、五百騎之賦之時者、御手廻之乘馬貳百廿騎也、陸衆鹿兒嶋より如何程と、從諸所如何と不相究候、

右者馬五百騎・昇四百廿本ノ御賦也、

寛永九年六月吉日

從西表「西目筋ノ」ト御出陳之時御備

一番

一昇七拾本此内五十六本從公儀加ル

一乘馬七十騎此内五十三騎公儀加ル

一弓 一鉄炮 一鐘

島津

霜臺久慶

右之手ニ相付諸所

山田民部少輔有榮

高尾野

仁禮左近將監景頼

阿久根

澁谷四郎左衛門尉重時

川内高城

新納仲左衛門尉忠雄

平佐

二番

一昇五拾本此内三十本從公儀加ル

一乘馬六十騎

一弓 一鉄炮 一鐘

三番

一昇五拾本此内四拾本從公儀加ル

一乘馬五十騎此内廿騎從公儀加ル

一弓 一鉄炮 一鐘

右之手ニ相付諸所

高岡島津

下野守久元

土持平左衛門尉綱辰

山田

東郷十左衛門尉

伊集院

三原左衛門尉重庸

東郷

敷根三十郎頼國

四番

一昇百本此内九十式本從公儀加ル

一乘馬百騎此内七十六騎從公義加ル

一弓 一鉄炮

右之手ニ相付諸所

伊作

樺山美濃守久高

阿多

諏訪治部少輔經兼

谷山

伊勢兵部少輔貞昌

指宿

鎌田出雲守政統

入來

澁谷石見守重高

五番

一御昇百五拾本

一御乘馬二百廿騎

一御手鍵

御手廻之御人衆

市來

吉利下総守忠張

申木野

野村大学助元綱

式部太輔殿久直

一鐘

田布施

川邊

穎娃

鶴田

長野嶋津

豊後守「私領」久賀

御旗本

新納勘解由久直

穎娃

鶴田

長野嶋津

豊後守「私領」久賀

御旗本

新納勘解由久直

穎娃

鶴田

長野嶋津

豊後守「私領」久賀

御旗本

新納勘解由久直

穎娃

鶴田

長野嶋津

豊後守「私領」久賀

御旗本

嶋津

又八郎殿忠朗

嶋津

玄蕃頭殿忠紀

根占安藝守殿

高野

町田出羽守殿久幸

帖佐山田

大膳亮忠榮

本城

新納左京亮久連

飯野

吉田貞左衛門尉清貞

志布志

伊集院遠江守久族

穆佐

川上左近將監久國

高山

村田九郎左衛門尉經永

清水

仁禮藏人頼景

羽月

鎌田源左衛門尉政有

眞幸吉田

高崎伊豆守能乘

加久藤

弟子丸藤左衛門尉宗辰

倉岡

五代勝左衛門尉友泰

山之口

伊地知縫殿助重順

大寺主計助

鹿兒嶋

伊勢右京亮貞則

郡山

吉田

比志嶋掃部助國詮

蒲生

市來八左衛門尉宗友

橫川

上原大藏太輔尚演

栗野

阿多掃部介忠秋

馬關田

川上彦三郎久運

吉松

末吉

穎娃長左衛門尉久政

久志良

新納右衛門尉久詮

大根占

桂外記忠増

馬越

菱刈伴右衛門尉重榮

湯之尾

本田弥五郎

野尻

川上伊与守久晴

綾

大野右近將監久武

高城

三原次郎左衛門尉重貞

財部

相良李助長信

佐多
二階堂城介信行カ

福山
吉田次郎兵衛尉康清

松山
川上又左衛門尉忠通

帖佐島津
豐州久賀

大崎
町田勘解由次官久則
小根占
伊勢内記貞朝

恒吉
相良權兵衛尉頼貞
敷根
本田又次郎元親

曾於郡
町田駿河守久門
牛根
佐多越後守忠増

此外鹿兒嶋衆之内、馬乘如何ほと、相知不申候、五百騎
之賦之時者、御手廻之乘馬式百式拾騎也、陸衆、從鹿兒
嶋如何程、自諸所如何程と、不相究候、

右者馬五百騎・昇四百本ニシテ御賦也、

寛永九年六月吉日

534 「古御文書三十卷中」「家久公御譜中ニ在リ」

以上

今度加藤肥後守事、御國被召上候付而、家來之者共立退
可申候、然者彼家中之者於御分國〔者〕^{◎ナシ}、其むよりくに、
宿をかしやすらひ候ても不苦候間、其御心得尤存候、恐

と謹言、

〔朱力キ〕
〔寛永九年〕
六月十三日

伊丹幡磨守 ◎〔花押〕
康勝〔判〕
稻葉丹後守 ◎〔花押〕
正勝〔判〕

石川主殿頭 ◎〔忠總〕〔花押〕
〔判〕

内藤左馬助 ◎〔政長〕〔花押〕
〔判〕

水野日向守
〔勝成〕

松平大隅守殿
人々御中

◎〔ナシ〕
〔判ナシ〕

535 尚と大隅守殿より御狀被下候、御父子御無事ニ候、態
以飛脚申入候、

一賀藤肥後父子國を被召上ニ付、從江戶御上使此書立衆
〔マ〕〔忠廣〕

御下候、大形六月廿日ニ江戶御打立候而、七月中比、
我等國迄迄鸕崎迄力、御出寄ニ而候、

一若つかへ之儀有者、御人數可被遣候間、黒田殿・鍋島
殿・我等なども心く用意仕相待候、上使衆御下知次

覺

〔写在川上益右衛門系圖之内〕

第可罷出之由、昨夕從^{〔本マ、レ〕}申來候間、其用意仕候、

一限本城、御掟次第ニ城を可相渡と而、掃除など申付候由、豊後横目衆より申來候、御近所之儀候間、其段不及申候、

一何茂持候とて、人衆ヲ入可申分ニ而ハ無之候へ共、先任御意ニ持候へ共、下と申付候、

一其許之儀如何申下候哉、彼地於罷越者、程近可有御座候、萬と可得其意候、此外追而可申越儀御座有間敷候、恐惶謹言、

寛永九年六月十六日

細川越中守^{〔忠判〕}

忠時判^{〔ママ〕}

喜入攝津守殿^{〔忠政〕}

榊山美濃守殿^{〔久高〕}
まいる

一右馬頭様早打江戸を六月四日打立、同十六日ニ佐土原

下着候事、

一加藤肥後守殿父子御改易之儀、酒井雅樂頭様屋形にて、五月廿九日、雅樂頭殿御意趣にて被仰出候事、

一肥後守殿者、酒井宮内殿預り被成、出羽國庄内与申所へ御座事、

一豊後守殿者、金森出雲守殿預りにて、飛彈國へ六月二日ニ御座事、

一上使内藤左馬頭殿・石河主殿助殿・稻葉丹後守殿・伊丹播厂守殿・御目付衆・秋山修理太夫殿・石子三右衛門殿、六月廿日比ニ江戸を打立被成之由、町認候事、^{〔本マ、レ〕}

一加藤右馬頭上使案内者仕罷下之由候事、

一限本之御番嶋津右馬頭殿・伊東修理太夫殿・秋月長門守殿・中河内膳正殿・八代御番稻葉民部殿・木下右衛門太夫殿御番之由候事、

申六月廿一日

「正文在勘定所」家久公御譜中ニ在リ

寛永九年七月廿日

御出陳定之帳

覺

- 一當 將軍様御行儀正敷候而、天下之御仕置淳ニ被 仰付、何方へ成共御陣候ハ、其儘御出馬之御覚悟之事、一品川ニて、肥後守殿若働ニ而候ハ、今度御供衆不用意ニ而候事、

一関か原之時之事、

一兩度之大坂陳ニ御上延引之事、

一御普請御免之事、

一加賀之肥前守殿正宗ハ、大坂方之飛脚をからめ、秀賴様之御書不被進上之事、
「御譜ニ抜ノ字」

一宰相成之事、

一中納言成之事、

一乍次而被 仰出候、
「光久公」
 薩州様公儀方御勤候条、自然之時 黄門様御奉公一稜可被遊御格護候間、御家中之士

茂心懸可致御供、校量肝要之事、付今度肥後へ被參候衆、日用被召列候事、

一稻葉丹後守殿・内藤左馬頭殿、肥後へ打立備之事、

一方ニ國替之由、江戸町説ニ申事、

一乘馬衆さし物之事、

一西御陣立賦之事、

一五百石ニ付乘馬壹疋ツ之事、

一貳百石迄ハ主從八人之可爲乘馬事、付駒可被下候、用

ニ不立駒者、可惡候間、駒於不足者、來年之駒ニても、

能駒を可被下候事、

一貳百石より内之衆茂、可致乘馬由申出衆於有之ハ、よ

せ高ニて主從八人之乘馬ニ可召成事、

一六七百石衆、五百石よりあまる高ハ、貳百石より下之

衆ニよせ高たるへき事、若乘馬二騎出候ハ、一稜之

可爲御奉公事、

一三四五百石ニて父子面トニ乘馬仕候ハ、御馬・具足

以下、一陣之後可有御褒美事、

一或後家或幼少之衆者、番代可出候、其人手前方誰と可申上候、若不足之人ニて候ハ、公儀より餘人ニ可被仰付候事、

一軍役方道具指出可仕候、近日檢者被仰付、御見せあるへき事、

付不足之道具ハ、上方ニて藏衆へ可被仰付候事、

一分限衆・諸地頭衆、馬しるし可有指出事、

一時鉄炮可仕候事、付外城衆玉薬可被下事、

一頃鹿兒嶋衆小すの長筒すきし曲事之事、

一高ニ付乗馬出候傍輩者、誰ニ乗馬させ可申候、被官ハ

何と申ものと名字可申出事、

一ならし之儀專ニ候、諸土軍役可相勤、知行方平等ニ無之候而ハ可難成、能と談合可被相究事、

已上

「朱ニテ」壬申
「寛永九年」六月廿二日

覚 下野守殿・兵部少輔殿方被仰候、

一先年大坂陣之賦、他國之様子不案内ニて大方之事、
一當時御○供○銀過分ニ御座候○付、毎年出銀被仰付候へ共、御軍役○之儀者相調候ハて不叶儀ニ候間、御奉公ニ可相調○候事、

一御藏入之乗馬五十騎・昇四百式拾本被召定候事、
但のほりさしハ高ニか、り可出事、

以上

壬申
六月廿二日

539

「家久公御譜中」

「正文在文庫」

尚と三齋も無事ニ罷在候、更とも被草臥候間、罷上、
通仙など、相談可仕候由、被申候、就其 將軍様一
段忝 御意ニ而、緩と与養生被仕筈ニて御座候、可
御心易候、以上、

六月廿日被成御着船候とて、早と御飛脚忝存候、如仰此
中順風無御座、暑時分一入御迷惑察入存候、先書如申上

541

「家久公御譜中ニ在リ」

拜戴之後登 營、奉謝之矣、
同月二十四日 公上使齋藤左源太、賜大和瓜二籠於家久、

540

「家久公御譜中」

〔米カキ〕 六月廿三日
〔寛永九年〕

松平大□様
(隅守カ)

御報

細川越中守 ◎〔花押〕
忠利〔判〕

我等者早と罷下候、打續早ニ而、國中迷惑仕候、豊前な
とハ、三ツ一ハ田地も早ニ而、被作不申之由候、去年風
已來、万打續飢饉之躰ニ御座候、御國之躰茂察入存候、
江戸茂替儀不承候、御二丸へハ御徙移と申候、西丸へも
當年中御徙移之由候、將又長崎御奉行茂五日之内可被參
と申候、然共、今度之御奉行者、いつもニ易、直ニ舟□
大廻を長崎へ被參答ニて候間、手間入可申と存候、猶期
後音候、恐惶謹言、

- 尚と御報次第ニ、限元へ滞留申仁へも可申越候、將
亦一人ニ付一日ニ銀子壹匁ツ、限元にてハ召仕由
候、爲御存知申上候、以上、
- 追而令申候、求麻へも兩度一人指越候へ共、無相替
儀候、
- 態令啓上候、仍肥後表之物音申來ル度とニ相替候間、
去拾九日ニ、此元衆中肥後表存知たる仁差越申候、唯
今一人罷歸候間、申來候通、然と雖無替儀候、申上候、
- 一* 限元城受執衆、誰共未相知候由候事、
- 一* 竹中采女正殿より使者兩人、主從五十人ほとにて限元
へ被罷居之由候事、
- 一* 城無吳儀可被相渡之様子と見得候由候、諸侍皆と屋敷
之掃除普請之由候事、
- 一* 肥後守殿御藏米千式三百石程有是之由候、人數相賦さ
ん用候へハ、三日之飯米有之と町説ニ申之由候事、
- 一* 諸侍前積方とニ妻子荷物等被相送候へ共、此比者宿元
之様ニ妻子被罷歸人も有之由候事、

一加藤右馬允、從江戸二日路被參候へ共、又々江戸へ被

可相渡之物音之由候事、

召寄、肥後守殿出合之儀御嘸ニ罷成事、能相濟たる由、

一肥後守殿供之人數又内迄も、壹人も未被罷下之由候事、

去廿日比ニ江戸方相聞得たると風聞仕之由候、乍去、

一爰元より遣候仁、無口能城へ罷登、ゆるくと見合候

風説ニて御座候ハんと、下とも申之由候事、

へ共、弓戟之用意とハ不及見之由、申來候、大名衆門

一筑後・筑前・肥前何とハ不相知雜說申候、隈元侍衆之

ニ者手鍵二・三本ツ、御座候、不紛談合之躰ニ見得候

馬買取之由ニ候、筑前守殿家中内亂おこり候へ共、頃

由候事、

者事濟たる様ニ申散之由候事、

一肥後守殿上洛之刻、水子之内一人罷下候、左様成ニ、

一求麻方隈元へ爲聞取七人罷居候、内式人ハ筑前之様ニ

爰元より參候仁、面談仕相尋候へハ、替儀も無御座之

參候、式人ハ豊後之やうに參候、三人ハ隈元へ罷居、

由候事、

右馬丞下着ニ而、城相渡候を見究、可罷歸之由候て、

一此中者今月廿五日ニ、城相渡候由候へ共、于今日隈不

滞留仕之由候事、

相知之由候事、

一隈元分限之衆者荷物等不相辻候、式百石・三百石取之

一(參)燐國より隈元之様子聞合ニ、人を被付置之由候、此元

衆、人躰計、屋敷之番ニ被罷居之由候事、

より遣候仁も式人、隈元に滞留仕候、來ル廿八九日比

一井手田宮内少輔・正林隼人・加藤与左衛門尉・飯田学

可罷歸之由申候、此度遣候仁、隈元之様子連々能存候

兵衛尉、新參之衆ニ者、田中大膳亮・鎌田喜左衛門尉

間、城相渡までハ可被召置候之哉、御意次第ニ可仕候、

を始として四十八人程、此度一鍵可仕之由、被申之由

自然城相渡までも被召置候ハ、彼仁も少身之躰ニて、

候、乍去、諸侍就中普代之人數無合点候間、無吳儀城

殊ニ肥後表ハ銀子迄を召仕候間、銀子を被下候様ニ有

度候、連く肥後表之様子不存仁を遣候ても、然と物音も不承候間、申上事ニ候、猶追而一左右次第可申上候、恐惶謹言、

寛永九年

六月廿五日

新納加賀守

忠清(花押)

川上左近將監様

喜入攝津守様

人々御中

「此正文御文庫十八番箱廿五卷中ニアリ、礼合誤ナシ」

〔一〕は島津家久譜ニヨリ補フ

「家久公御譜中」

「正文在島津左衛門久道」

猶うらかたよく御入候まゝ、めて度候く、かし、
く、

わさと申候、せんとこのころは、やかて御いとまいて候よし、申候つれ共、此比ハそのうハさ御入候ハす候、さりなからもそとの事にて候、やかてくたり可申候、されは

もしうらかたの事、くハしくうけ給候、きねんいり可申よし候、そのころへ候て尤候、つほねへも、此よし申度候、たんもしふくろへも申候て、きねんの事、先、月待、日待、書付のやうにゆたん有ましく候、その外の事は、したいにあたこ、伊勢・八満(標)などへきせい候て、れんくしんし有へきよし、書付に見え申候、さやうに御入候へは、ゆく末ちやうきうに御入候よし申候間、めて度候、まつ此書付をしんし、きねんの心もちかんようにて候、きとくに此度くハしくうけ給候て、まんそく申候、此よし申候するため、とりむかい候、書付さため其方にもくたり可申候間、申事なく候、ひた一申候も、うらかたにさしあて候て、きねん尤のよし申候間、そのころへ候へく候、あきの守との、うらかたも、其方へまいり候へく候、これもゆたんなくきねん申候やうにと、くハしく申度候、よろつ又とかしく、

朱カキ

寛永九年

六月廿七日

悉とより

「御文庫拾八番箱廿五卷中」「家久公御譜中ニ在リ」

一 書令啓候、

一 ならし之儀、有様ニ御座候ハてハと、被 仰出ニ付、
 谷山孫右衛門尉殿・國分帯刀長殿被罷下候、具ニ申達
 候間、可被聞召届候、帯刀長殿ハ御馬之儀ニ付、被召
 下由候、口上之通ハ、直ニ可被承と存候事、

一 肥後表之儀、其元何分ニ相聞得候哉、筑後より立花飛
 彈守殿へ申來由候て傳承候、肥後之歴々大方髪を被剃、
 縁とりくニ被參由申候、然時者、城無違儀可相渡か
 と申事ニ候、早々事濟候ハ、當年中ニ御暇出可申候、
 若六ヶ敷候ハ、中々當年中ニ而者有ましきと存候、
 其故ハ、西國小名衆ハ、肥後へ被爲越候、大身之衆ハ、
 万一六ヶ敷も成候ハ、御人衆を可有御合力由、被仰
 付、細川越中守殿・淺野但馬守殿・黒田右衛門佑殿・

い
わ

む
も
し

ま
い
る

い
ゑ
久

鍋嶋信濃守殿・右之御人衆ハ、待かけて被居由申候、
 此表へ無御登候ハ、御暇ハ出ましく候、是者、我等
 か推量ニ而候間、承合追々可申入事、

一 肥後殿儀者、事終候、此比者、黒田右衛門佐殿家中、
 六ヶ敷事出合、老名ニ而候栗山大膳と申人之所へ取懸、
 去月十七八日之比ハ、大膳屋敷を責たる由申候、是ハ
 天下之むつかし事ニ而候、其許よりも御立聞候て御申
 尤ニ候、ケ様成六ヶ敷事ハ、天下之御煩にて御座候、
 是も御暇之さハリニ可罷成事ニ而、咲止ニ存候事、

一 在江戸之御陸衆、餘若輩之衆計ニ而候間、兵部少殿へ
 談合申候、今度申遣候、能く被入御念、急度可被差上
 せ事、

一 ならし之儀、大方ニ被思召ましく候事、稠爲出合由、
 承付候、構比興緩之儀於爲仕者、一途之御嘍を可被仰
 付由、承及候、其外不依何事、緩々と候てハ、各御爲
 不可然候、申度事多候へ共、書狀にてハ難申達候、何
 も罷下、以御面可申談候事、

一 兵部少輔殿、今度之煩謫も被召立間敷由、諸人も申候、

我々見申たる分も、其通候つる処、煩今分ニ而候ハ、

無別儀、急度可有快氣と存候、とかく兵部少輔殿立替

ニも可被爲成人、今より兵少老側ニ被召置、江戸之法

躰被爲見習、後々ハ、兵少老之立替ニも被爲成候ハて

ハと、各被申候、一段尤ニ存候、江戸之儀を専ニ不被

成候てハ、何事も不能成候、是式之事者、我等共か何

角与申儀にても無御座候間、定可被仰付と存候、肥後

守殿御沙汰之時分も、方々何かと聞たがり候へ共、俄

ニ知人を取立る事ハ不能成、咲止之躰ニ御坐候、此方

へ不断被居候人ハ、方々知人を被持、よく物を被聞候

と申、右馬頭殿内之字宿傳左衛門尉、爰元ニ被居候、

知人多候て、何事も被聞廻候、それを漸承心持ニも罷

成候、とかく、兵少老へ被付置人、大方ニ候てハ難成

存候、内々可被成御思案事、

一 惟新様御供衆之日記、先日御持せ候、以仕合懸 御目、

重而可申入候、委細者、兵部少輔殿同前ニ可申入候間、

不能詳候、恐惶謹言、

〔朱カキ〕
〔寛永九年〕

七月六日

川上左近將監様

喜入攝津守様

人々御中

下野守

久元〔判〕〔花押〕

544

〔御文庫拾八番箱廿五卷中〕「家久公御譜中ニ在リ」

覚

一 肥後ニをかせられ候御目付兩人江、九州諸方より、色

々音信在之由候、我等ハ一切取相不申ニ付、彼兩人、

我等目をかけ申者、熊本ニ居申候、其者ニたいし被申

候ハ、肥後ばかりの御目付ニあらず候、九州内之御目

付候、然者、薩戸よりつぐ綱越中所へ參候、此儀をも

付てをき候と、物語之様ニ被仕候を、我等目をかけ申

候者、其ま、小倉へ申越、右之分ニ候間、早く音信仕

可然由、申候間、我等返事ニハ、御目付之衆へしぎを

仕候へハ、曲事を御かくし候て給候へと、申ニ似申候、

我等手前ニ毛頭私曲無之候間、一切かまひ申ましきと、申てをき申候、塩硝の事ハ、何共不申由候、此儀も後ニハキ、付可申と存候事、

一彼口より不申、以前土大へ、つぐつな塩硝之事可申と存候、其様子ハ、つぐ綱塩硝薩厂にてと、のへ申候、御父子へ不申候てハ、他國之者むさと御國へ入こミ申事不成ニ付、御案内申候てと、のへ申候、則御舟をかり候て、つミまハし申候を、肥後御目付之衆、事かましく被申と承及候、別之様子ニあらざるとかたり可申かと存候、則有様にて候間、右之分ニ可申候哉、御分別承度候事、

一松事、定而上より被引付可申と存候、上事之外のきもいりにて候、松と我等ハ面知人にて、間よくも悪も無之間にて候、され共、彼者儀、能承子細候而、くハしく存候、ねい人又ハ輪をぬけたる才覚者にて候間、常々御用心肝要候、やくニも不立者候、其ハけ面上ニ可申候、御國之事も、此口より万事聞可申候、何と被懸

御目候共、少も其しるし有ましく候、但主爲之時ハ、御内之衆よりも心入をも可仕候、爲御心持申入候、口上ならてハ不被申候事、

已上

「朱カキ」
「寛永九年七月」

545 「家久公御譜中」

寛永九年 壬申 七月八日 家光公、以御使番賜御鶴之雲雀於家久、則速登 營、奉謝恩賞之忝矣、

546 「雑抄」

覺

- 一 御鉄炮三百挺 又式百十カ 外城衆 晴夫丸六拾人 御藏入出
- 一 御弓式百張 又三百十カ 外城衆 同四拾人右同
- 一 御鑓三百本 外城衆 同六拾人右同
- 一 外城鉄炮衆五百人 主從千人
- 一 御馬驗持三人 但御年頭之士衆江可被仰付候哉、又ハ御道具衆江可被仰付候哉

一御旗之役

一御陸衆貳百人

主從四百人

一御手廻御道具持五十人

隨夫五人御藏入も出る

一御厩但御馬拾足
御中間三拾人

同三人右同
御馬飼夫貳人右同

一御南戸御小者衆拾人

夫丸十三人右同

一御納殿乘馬衆貳人
小荷駄衆三人

主從廿二人
夫丸三人右同
夫丸廿四人右同

一御臺所七拾貳人
内代官一人

主從七人

付衆十貳人 主從卅一人
御膳配衆貳人 主從六人
御包丁人九人 主從廿九人

一御進物方藏衆貳人
御小者衆七人

主從七人
夫丸三人右同

一御茶湯方

一酒奉行并燈役

一御兵具玉藥 宿送馬又於戰場者別ニ持手可申付候、

一乘馬衆

合貳千六百八拾一人但乘馬之人數此外也、

右者 中納言様御備

一貳千六百八拾一人但乘馬之人此外也、

右者 薩州様御備

總合五千三百六拾貳人

寛永九年申七月吉日

547

「新納氏家譜中」

尚々此狀人に御見せ被成間敷候、御他言少も有間敷候、乍則火中く、

肥後表さうせつ申候由候、只今出水も申來候由、御老中
も被仰聞候、肥後求广之様子、念入被成聞合御申可有之
由候間、無油斷聞合被成候而御申可有之、肥後表ハ、高
百石までハ馬乗可有上洛由ニ而、殊外風聞有之と聞得候、
「官原景元」 「忠秀」
壹岐守殿・刑部太夫殿江者、貴老前も可被仰候、恐惶謹
言、

「寛永九年」

七月十二日酉刻

新納加賀守 (新納文書ニヨル)

忠清 (花押)

有村隼人佑殿

人と御中

「御文庫拾八番箱廿五卷中」「家久公御譜中ニ在リ」

猶と從江戸肥州へ被成御下候御人數、三大將大坂を

去九日ニ被成出船候、其前ニも爲被罷下衆も御座候

由候、同九日ニ大坂出船仕、昨朝財部之改口へ着岸

仕候者唯今申候、爲御心得候、

昨日佐土原へ一人遣承候、右馬頭殿、一昨日被成御打立

候、伊東殿、昨日佐土原を被爲通候、右馬頭殿者、乘馬

五十四五騎、馬揃ニ爲有之由候、伊東殿者、八十七騎爲

有之由候、旗五十六本・鉄炮四百挺・弓三拾張・鐵四百

本爲有之由候、人數者、夫雜四千人之賦之由候、此等之

通御兩所迄申上候、有馬殿者、去十日ニ被爲打立候通風

聞候、秋月殿も、去十四日ニ爲被爲打立由候、何も從爰

元真幸・菱刈之通筋不被爲通候之条、心安存候、自然替

儀候者、追付可申上候、恐惶謹言、

「朱カキ」
「寛永九年」

七月十七日

大野將右衛門尉○(花押)

久武判

鎌田出雲守殿

相良李助殿

人々御中

549

「家久公御譜中」

同年七月十八日、家久惟喜入大炊久正入道紹嘉、今茲五

月十八日、不祿彼生前忠貞、不敢忘、如今日其忌日也、

於是冠六字之名號、詠三十一字、薦冥福情備六首和歌矣、

550

「正文在喜入休右衛門」

中納言家久

夫喜入大炊入道紹嘉は出て

「以下末ニあり、略ス」

現世安穩後世善處といへることを

松齡庵主に手向奉るものならし

家久

あらハれし世を玉ほこの道すくに

行名はやすき臺ならまし

551

『真本児玉氏藏』

請取

夫喜入大炊入道紹嘉は、出てつかふるに、忠貞をものはらとせしかは、舟かちと心をやり侍し、退てハ花下にくらし、月の前にあかし、有爲轉變のことはりを觀し、四時の移行を惜て、和哥の道に心を染しか、今年身まかりぬる手向にとて、みたの名号を句上にして、六首をつらぬるならし、

無人の忘れかたミやことの葉の花の跡とふ法の山風
 紫の雲も八雲たつ夕霞色分れぬは涙也けり
 哀けに鳴音やいつこ子規むなしきしての山ちと思へは
 みし夢の名殘更行有明の月の光も照せ後の世
 玉ゆらの露も忘れぬ忍ふ草しのふに埴ぬ鳥への、末
 冬草の枯にし跡は白雪の積るやあたし臺成らん

寛永九年七月十八日

中納言家久

小判金八兩

右者東郷肥前守殿方爲御音信被遣候、慥ニ請取申候、

御國本へも以書狀御禮可申上候、以上、

寛永九年 天寧寺(花押)

仁禮右近將監殿御使

伊東志摩丞殿

552 「家久公御譜中」

同年七月二十三日、大口之宰新納加賀守忠清、贈一札於

川上久國・喜入忠續兩人時 曰、嚮所遣肥之後州之間者歸

來告曰、收公限本並八代兩城之 上使、去二十一日各來

著矣源 上使姓名、稻葉丹後守、石川主殿頭、内藤左馬助、伊丹播

磨守、水野美作守、秋山修理亮、石川三左衛門、朝倉仁左衛門、

曾我又左衛門、能勢四郎右衛門、諸星清左衛門等也、且内藤帶刀、石

川宗十郎、同權十郎亦、與父兄可赴肥後旨、蒙、鈞命、故相共來云云

553 「正文在御文庫拾八番箱廿五卷中」礼合誤ナシ「家久公御譜中ニ在

リ

猶と限本・八代之城も、廿二日ニ相渡之由申候、相

「御文庫拾八番箱廿五卷中」「家久公御譜中ニ在リ」

以上

良清兵衛尉殿も、昨日廿二日ニ夫雜百廿人程ニテ、如限本之被參たるよし申候、手まハリの道具も五六人程ニテ被參たるよし申候、已上、

急度令啓上候、仍此中限本へ召置候者、只今罷歸候、去廿一日ニ上使限本へ御着にて候、以之外多人數之由申候、八代之城請取之御人衆、廿一日ニハ川尻ニ被成一宿、翌日ニ八代へ着せられたる由申候、隨者自然此境上使於被成御覽ハ、御案内者可仕由、兼日被仰聞候、左様ニ候ハ、兵具等何程ニ持せ申候て能候する哉、御意次第ニ可仕候間、御報ニ可被仰聞候、恐惶謹言、

寛永九年

七月廿三日

新納加賀守

忠清(花押)

川上左近將監殿

喜入攝津守殿

參人々御中

弓削隼人方被指上刻、御書中具令披見候、

一其元 御子様達、何も御息災之由、目出度候、就中刑部太輔殿、長と御煩にて御坐候処、御快氣之由、即

黄門様・薩州様へ申上候、御祝着之段可有御推量候事、一加藤肥後守殿御改易ニ付、彼國爲御仕置 上使之衆御下候、然者限本之城無吳儀可相渡由候哉、此方へも最前者何与哉覽申散候へ共、無別儀可相濟由、其後相聞候、頃者 上使之衆も御下着候而、彼是可被仰付与存候事、

一右之仕合ニ付、求摩之相良清兵衛尉殿方最前注進にて候哉、右馬頭殿よりも翌日被仰越、其後次第ニ大口・山野・出水・綾・高岡・むかさなどよりも注進被申上之由候、求摩よりハ、節と題目之注進念を入被申入之由、御書中懸御目申候事、

一細川越中守殿・中川内膳正殿よりも、態早打被指越候哉、自是以御狀御札可被仰候事、

一右馬頭殿・秋月殿より、兵糧米於出水表借用有度由候

哉、可成程御馳走尤候、御借米候而成共、成かね候ハ
ぬやうに、御馳走此節ニ候、御油断有間敷候、あなた
より被仰候よりも、過目ニ御渡候て尤候事、

一山川・飯の嶋へ唐船着岸候哉、させる舟にても無之由
候、唐人共御愛之儀、不申なから可被入御念候事、

一喜入久右衛門尉殿、紹嘉遠行ニ付、國府之地頭職伺之
由候、無吳儀紹嘉ニ可相替候由、可被仰渡候、左様候
而久右衛門尉殿者、鹿兒嶋ニ御移ニて尤候事、

一大久坊近日被罷上候由、得其意申候、尚期後音候、恐
惶謹言、

「朱カキ」
「寛永九年」
七月廿六日

伊勢兵部少輔◎(花押)
貞昌判

下野守
久元判◎(花押)

川上將監様

喜入攝州様

御報



「末紙ニアリ」
申七月廿七日
弓削隼人殿被持下候、一加藤殿改易之「シレス」
喜入久右衛門殿國分地頭落着之事、

555

「家久公御譜中」
「正文在肝付半兵衛」

尚と女はう衆いつれもくこ、ろへ申度候く、か
しく、

この比ひせん守やうくまいり候て、たうらいうけ給候、
ゆたんなくてならいこと御行き候へく候、らいねんハヤ
かてくたり可申候ま、御まち候へく候、此ことちつ、
ミ、この方にてこしらへ候間、しかくなく候、まづを
くり申候、やかて又この中のことども、ゆわひなをし、
これよりわさと人して可申候、又とかしく、

「朱カキ」
「寛永九年」

七月廿七日

江戸

菊もし
より
いゑ久

まごゑる

寛永九年壬申

七月二十七日谷山兵八諏訪治部少輔經兼家臣にて殉死

一さし物

右之分取持可申候間、上御定衆次ニ被仰付候て可被下候、

「雜抄」

差出

御出陳之刻、小高ニ而茂乘馬仕御奉公可申候旨、今度被仰聞候、小身ニ而候間、首尾之儀取覚不申候へ共、被添御心候而可被下候由候条、一騎被仰付候ハ、御奉公可申上候、

右者、江田源助兼吉差出ニ而、扣留、子孫當源助殿方へ有之、是亦寛永九年ニ疑無之、

七月廿八日

一高八拾三石二斗五升

一鎗一本

一鉄炮一挺

一弓一丁付矢有

右文手前ニ調置候、

一具足

一馬

一鞍道具一通

「雜抄」

惣高六拾万五千石 但琉球高除

三人軍役ニノ壹萬八千五拾人

内水手三千人

壹萬三千八百七拾四人外城衆主從式人ニノ

内人跡六千九百三拾七人、十人ニ付六人立

後
編 舊 記 雜 錄 卷八十五

家 久 公
光 久 公

寬永九年 自八月
至十二月

千六百八拾七人鹿兒嶋衆主從八人宛ニノ

内人跡百六拾人

式人半役ニノ壹萬五千百廿五人

内壹萬千五百六拾式人主從式人宛ニノ

内人跡五千七百八拾壹人外城衆半分立ニノ

五百六拾三人

内人跡七拾人かこしま衆主從八人宛ニノ

水手三千人

給地惣高三拾九萬三千百八拾一石 但琉球高除

三人軍役ニノ壹萬千四百九拾五人

式人半役ニノ九千八百三拾人

内高八萬六千六百五拾四石諸外城高

三人軍役ニノ貳千六百人

式人半役ニノ貳千百六拾六人

高三拾萬六千五百貳拾八石 鹿兒嶋高

三人軍役ニノ九千九拾六人

式人半役ニノ七千六百六拾三人

覺

百石ニ付三人役其外ハ寄人

一騎主從八人

主一人

一小孩一人

一鍵持一人

一甲持さうり取一人

一さし物持一人

一馬取一人

一夫丸式人

高百石ハ五拾石迄

主從六人

主一人

一鍵持一人

一甲持さうり取一人

一指物持小姓人

一馬取一人

一夫丸一人

高式百石ハ下百石迄乘馬壹騎

主從八人

一馬壹疋飼雜石二疋

一鞍道具一通

一具足一領

一さし物一ツ

高百斛より五拾石迄

主從八人并主從六人

一馬壹疋

一馬ニ飼雜石式升也

一鞍道具一通

一具足一領

一さし物一ツ

「寛永九年」
壬申八月朔日

559

「御文庫拾七番箱廿四卷中」

以上

〔寛永五年八月〕
昨日十日之晝程、於西之御丸、豊嶋刑部殿、爲何由も無

御〔座〕候之処、井上主計殿を 相國様御座近所にてつき

ころされ候間、當〔座〕ニ被有合御小姓衆さしちかひ候て

被相果候、不慮之仕合にて三人如此ニ候、常之人にても

無之、主計殿御果故、俄大名小名 御城被爲參候、黄

門様も御參、景勝之前之〔□〕御乗物者不罷成、かちにて殊

之外こゝみあひ候て、漸々御城へ被成御入候、笑止成仕
合絶言語候、遮而不及申儀候へ共、便宜之儀候間如此候、
恐惶謹言、

八月十一日

伊勢兵部少輔◎(花押)
貞昌〔判〕

下野守

久元◎(花押)
〔判〕

喜入攝津守殿

人々御中

「寛永九年比カ」

560 「正文在琉球國國司文庫」「家久公御譜中ニ在リ」

覚

- 一 黄門様被成御在江戸、別而 將軍様御前之仕合能候間、
其地も心易可被存事、
- 一 去年秋新納加賀守殿・最上土佐守殿を以、唐江商買之
儀兩人上着候而、其元王位御返事之通承達候間、則江

戸へ申上候事、

一 右御申分一段御爲可然様子ニ候、無相違唐へ銀子過分

ニ被差渡、御借銀返弁調候様ニ可有御談合候事、

一 御借銀返弁不調候へは、惣御國迷惑ニ罷成候間、琉球

之儀も可爲同前候、早竟者諸人之知行被召上ニ可罷成

候、能々分別專一候事、

一 冠船當年渡海之事、未相聞得無心元存候事、

一 鹿甘入用之由被申候間、此節可被指渡事、

一 加藤肥後守殿父子、依重科被召上國、遠國へ流罪之事、

以上

寛永九年八月十四日

喜入攝津守

琉球

三司官

561

「雜抄」

寛永九年申年

從東表 御出陳之時者、

一番

野州「久元也」

一昇五十本

一鉄炮七十挺

一弓三十拾張

一鍵五十本

一人躰乘馬一騎

一軍役乘馬廿九騎但二騎ニ付六人之賦百七十四人

一手明衆

一夫丸

一衆中主從

高岡
高百石ニ付三人軍役ニノ

合人数四百六十人内 岡衆中

右之手ニ相付諸所

一鉄放五十丁

一弓式拾張

一鍵三十本

一主人乘馬壹騎

一軍役乘馬十九騎一騎ニ付六人ツ、百十四人

一手明 五十三人

一夫丸 三十二人

合人数三百人 種子嶋左近太夫殿「忠時」

一乘馬八騎内一騎者十二人
式騎十一人ツ、
五騎八人ツ、合七十四人 高岡

一鉄炮七丁 △

一弓壹張

一鍵八本

一乘馬壹騎十一人
付衆中主從八人合十九人

一鉄炮一丁

一弓一張

一鍵一本

大野將右衛門尉「久武」

一乘馬式騎内一騎十五人
一騎八人
衆中主從六人合廿九人

一鉄炮二挺

一弓一張

一鍵一本

三原次郎左衛門尉「重貞」
同子息治兵衛尉

一乘馬式騎内 一騎十五人 合廿九人
衆中主從六人

相良全助「長信」

一乘馬式騎内 一騎八人 合廿七人
衆中主從四人
一鉄炮二挺

一乘馬式騎内 一騎十五人 合廿八人
衆中主從二人

鎌田源八「政高後
左京亮」

一弓一張

一鐘二本

合乘馬七十四騎

合人数千八十三人

大寺主計助
同子息喜左衛門尉

合鉄炮百四十丁

一乘馬壹騎 衆中主從八人 合十九人

合鐘百七本

一鉄炮一挺

合弓六十張

一鐘一本

二番

伊地知佐渡守「重頼」

一昇五拾本

北郷出雲守「忠亮」
御藏入ヨリ出ル
五十人

一乘馬一騎 衆中主從六人 合十四人

一鉄炮百五十挺

河上伊与守「久晴」

一弓七十張

七十人

一乘馬三騎内 一騎六人 合五十三人
衆中主從八人、賦

一鐘百本

百人

村田九郎右衛門尉

一人跡乘馬

一人

一乘馬式騎内 一騎八十五人 合卅一人
衆中主從八人

一軍役乘馬六十騎 一騎ニ付六人ツ、
三百六十人

頼娃長左衛門尉「久政」

一手明

百廿人

一夫丸

百六人

一鍵甘本

廿人

高百石ニ付三人役ニシ

一主人乘馬二騎

一人

合人数九百七人

一軍役乘馬十五騎一騎ニ付六人ツ、九十人

三番

霜臺「島津彈正久慶」

一手明

四十三人

一昇五十本

四十人

一夫丸

三十六人

一鉄炮四十丁

四十人

合人数式百三十人

一弓十五張

十五人

北郷佐渡守殿「久加」

一鍵廿五本

廿五人

一乘馬式騎内一騎十五人
一騎十一人合廿二人

一主人

一騎

大膳亮

軍役
乘馬十六騎

七十八人

一乘馬壹騎十二人 合十八人

一手明

五十三人

衆中〇主従
六人

村尾舍人佐「重候」

一夫丸

三十九人

一乘馬式騎内一騎十五人
一騎八人合廿九人

一衆中主従

廿人

五代勝左衛門尉「友泰」

合人数式百七十人内廿人衆中

一乘馬式騎内一騎十一人
一騎八人合廿三人

右之手ニ相付諸所

弟子丸藤左衛門尉「宗辰」

一鉄炮三十丁

三十人

一乘馬式騎内十五人ツ、
衆中主従六人合四十人

一弓廿丁

廿人

与力衆中主従四人

同子息弥八「宗盈」

喜入久右衛門尉「久俣」

一昇百本但公儀ヨリ出ル昇指御藏入より出ル

一乘馬三騎内老騎十一人、式騎八人ツ、合廿七人

一鉄炮五十丁 人数五十人

國分

一弓式拾張 同廿人

一乘馬式騎内一騎十五人、一騎八人、合廿九人

一鐵三十本 三十人

諏訪仲右衛門尉「兼安」始良地頭也

一乘馬一騎主人 一人

一乘馬式騎内一騎十五人、一騎十二人、合廿三人

一軍役乘馬廿騎一騎ニ付六人ツ、 百廿人

伊集院遠江守「久族」

一手明 五十三人

一乘馬式騎内一騎十五人、一騎十一人、合廿八人

一夫丸 三十五人

河上彦三郎

合三百九人

一乘馬式騎内一騎十五人、一騎八人、合廿七人

右之御手ニ相付諸所

川田助太郎

一乘馬九騎内一騎十二人ツ、三騎八人ツ、合八十一人

合乘馬五十三騎

加治木

合人数七百八十五人

一乘馬式騎内一騎十五人、一騎十一人、合三十人

合鉄炮九十四丁

上原大藏太輔「尚濱」

合鐵六十四本

一乘馬一騎十一人、合十三人

合弓三十五張

町田駿河守「久門」

四番

又八郎殿「忠朗」

一乘馬式騎内一騎十五人、一騎八人、合廿九人

衆中主從六人

市来八左衛門尉〔宗友〕

一乘馬四騎内二騎十五人ツ、
衆中主從十人、合六十三人

新納加賀守〔忠清〕

一乘馬式騎内一騎十二人
衆中主從六人、合廿四人

吉田貞左衛門尉〔清定〕

一乘馬式騎内一騎十二人
衆中主從六人、合廿六人

阿多掃部助〔忠秋〕
同子息助左衛門尉

一乘馬一騎衆中主從二人、合十七人

新納左京亮〔久連〕

一乘馬一騎衆中主從四人、合十六人

比志嶋掃部助〔國隆〕

一乘馬壹騎八人吉田

一乘馬式騎内一騎十五人
衆中主從四人、合廿七人

菱刈伴右衛門尉〔重榮〕

一乘馬式騎内一騎十五人
衆中主從六人、合廿九人

新納仲左衛門尉〔忠雄〕

合乘馬五十騎

合人数六百七十四人

合鉄炮七十四丁

合鐵六十三本

合弓三十四丁

五番

御旗本

一御昇百五十本

一御乘馬

一御弓

一御鏈

一御鉄炮

合人数式千六百八十一人

御手廻之御人衆

一乘馬廿五騎内廿四騎十五人ツ、
一騎六人、合三百六十六人

式部太輔殿〔久直〕

一乘馬七騎内六騎十五人ツ、
一騎八人、合九十八人

玄蕃頭殿〔忠紀〕

一乘馬八騎内十五人ツ、合百廿人

町田出羽守殿「久笹」

一乘馬三騎内二騎六人ツ、合四十五人

根占安藝守殿「家久公ノ御子」

一乘馬八騎内七騎十五人ツ、合百三十四人

喜入攝津守「忠政」

一乘馬四騎内三騎十五人ツ、合五十五人

佐多伯耆守

一乘馬七騎内六騎五人ツ、合百十三人

伊勢兵部少輔「貞昌」

一乘馬七騎内六騎六人ツ、合百廿人

川上將監「久國」

一乘馬三騎内二騎六人ツ、合四十六人

吉利下総守「忠張カ」

一乘馬四騎内二騎十二人ツ、合五十九人

仁禮藏人「頼景」

一乘馬老騎拾一人高山

一乘馬七騎内六騎十五人ツ、合百五人

鎌田出雲守「政統」

一乘馬式騎十五人ツ、合卅六人

新納右衛門佐「久詮」

一乘馬五騎内四騎六人ツ、合七十八人

柘山美濃守「久高」

一乘馬式騎内一騎十五人

吉田次郎兵衛尉「康清」

一乘馬式騎内一騎八人

伊勢右京亮「貞則 傳兵衛祖」

一乘馬式騎内一騎八人

東郷十左衛門尉

一乘馬式騎内一騎八人

佐多越後守「忠増」

一乘馬式騎内一騎八人

川上又左衛門尉「忠通」

一乘馬式騎内一騎八人

岩切六右衛門尉「信元」

一乘馬六騎内二騎八十五人ツ、
四騎六人、合八十七人

一乘馬七騎内六騎十五人ツ、
一騎八人、合百四人

三原左衛門佐「重庸」

敷根三十郎「賴國」

一乘馬式騎内一騎十五人
衆中主從六人、合卅四人

一乘馬式騎内一騎十五人
衆中主從六人、合廿九人

蒲地備中入道

一乘馬式騎内一騎十二人
衆中主從六人、合廿六人

一乘馬式騎内一騎十五人
衆中主從二人、合廿五人

伊勢内記「貞朝」

一乘馬式騎一キ十五人ツ、
一キ六人、合卅四人

一乘馬式騎内一騎十二人
衆中主從六人、合廿六人

町田勘解由次官「久則」

一乘馬式騎内一騎十一人
衆中主從六人、合廿五人

一乘馬六騎内五騎六人ツ、
一騎十五人、合八十八人

伊地知四郎兵衛尉「重賢」

肝付三郎四郎「兼屋」

一乘馬式騎内一騎十五人
衆中主從四人、合卅一人

一乘馬式騎内一騎十二人
衆中主從四人、合廿四人

相良權兵衛○尉「賴貞」

一乘馬三騎内二騎十五人ツ、
一騎十一人、合四十六人

一乘馬一騎十二人
衆中主從二人、合十四人

二階堂城之介「信行カ」

一乘馬壹騎十五人
衆中主從二人、合十七人

一乘馬式騎内一騎十五人
衆中主從三人、合廿八人

桂外記「忠増」

一乘馬六騎内五騎十五人ツ、
一騎八人、合九十九人

伊東二右衛門尉「祐昌」

山田民部少輔「有榮」

一乘馬貳騎十六人

出水

一乘馬一騎十五人衆中主從八人 合廿三人

仁禮左近將「景賴」

一乘馬壹騎十五人衆中主從二人 合十七人

土持平左衛門尉「綱辰カ」

一乘馬七騎六騎六人ツ、一騎十五人衆中主從十人 合百十一人

豊州

一乘馬九騎一キ十五人ツ、八キ六人ツ衆中主從十人 合百四十五人

澁谷石見守「重高」

一乘馬貳騎一騎十五人衆中主從六人 合廿五人

高崎伊豆守「能乘」

一乘馬貳騎一騎八人衆中主從六人 合廿三人

重存坊「快永
是枝」

一乘馬壹騎十五人衆中主從六人 合廿一人

本田伊賀守「親政」

一乘馬貳騎一騎十五人ツ、一騎十一人衆中主從二人 合廿八人

相良丹後守

一乘馬一騎十一人衆中主從二人 合十三人

寺山四郎左衛門尉

一乘馬貳騎一騎十二人衆中主從四人 合廿四人

野村大学助「元綱」

一乘馬一騎十一人衆中主從二人 合十三人

國分左京亮「友積」

一乘馬一騎八人衆中主從二人 合十人

土持左馬權頭「盈信」

一乘馬一騎八人衆中主從四人 合十二人

伊地知李右衛門尉「重政
季通先祖也」

一乘馬貳騎十一人一人一騎衆中主從二人 合廿一人

鮫嶋孝左衛門尉

一乘馬三騎(マ)衆中主從六人 合廿六人

鎌田源左衛門尉「政有」

一乘馬壹騎十五人衆中主從二人 合十七人

本田甲斐守「親良」

一乘馬一騎十一人 衆中主從二人 合十三人

町田甚兵衛尉

一乘馬八騎七キ八十五人 一キ八人

大和守殿「久章」

一乘馬一騎十一人 衆中主從二人 合十三人

丹生助右衛門尉

鉄炮廿丁

弓五張

鏈十本

一乘馬一騎十二人 衆中主從二人 合十四人

本田又二郎「元親」

一乘馬五十騎御藏入方出ル

惣合二千八百四十五人 江戸江參候目錄惣様之留

一乘馬貳騎一騎十二人 一騎八人 衆中主從二人 合廿二人

最上土佐守「義時」

合鉄炮千八百六丁

一乘馬貳騎十五人 衆中主從二人 合卅二人

本田伊与守「親正」

合弓六百四十七丁

合鏈六百五十三本

一乘馬貳騎一騎十五人 一騎八人 衆中主從二人 合廿五人

本田弥五郎

合昇四百廿本

「寛永九年也」申八月十九日

合乘馬貳百騎

合人数貳千八百九十九人

合鉄炮三百六十七挺

合弓六百二十二丁

合鏈貳百三十三本

562 「雜抄」

急度令啓候、

一御國御軍役之儀ニ付、最前吉利下總守・新納右衛門佑を以具被仰遣候、其後談合之様子如何相調候哉、可

聞召由候而、三原左衛門佐被差遣候、其ニ付、先日以早打其元之様子大形被仰越候、其後弥談合相究定様子、可被仰上与存事ニ候、

一 武具兵具調之儀、時分〔柄〕[◎]世上之取沙汰如何ニ可有之候間、先談合を被究置、以時分次第可被仰調之由、被仰越候間、得其意候由、御報申候つる、乍去、ケ様ニ御内談候とて、諸人緩と〔と向〕[◎]之用意も無之、談合候つる計にて候ハ、不圖ゆきあたられへく間、いつと申候而も、世上之沙汰ハちと可有之候、左様ニ候とて被打置候ハ、到于時之御用ニ立間敷候間、自此節武具兵具無之衆者用意尤候、就中、具足馬之鞍道具之事者、俄ニ不成儀候間、別而可被入精候、就其御内談にて候、自其元めんくニ被調候事者、結句響も事々敷可有之候条、其元にて具足鞍可被調衆之書立を、被成被指上候ハ、大坂之御藏奉行衆へ談合候而、方之具足屋へ十領廿領充も談候ハ、はかもゆき可申候、まためんくニあつらへられ候よりハ、ひ、きも有之

〔間鋪〕[◎]候間、其書立早と御上せ候而、兩人之衆へ[◎]御談合[◎]あるへく候、從此方も兩人〔江〕[◎]其段可申候、

一 具足鞍被調候衆、應知行之高、高下可有之候、或千石或五百石・三百石或二百石などの知行之高御沙汰候而、〔夫と〕[◎]ニ具足鞍之直付させられ、右兩人〔江〕[◎]可被仰渡候、二百石取衆ハいかにも下直なる具足たるへく候間、左様之儀もよくく其元にて被相定尤ニ候、惣別同前ニ候而者、分限ニより代物調間〔鋪〕[◎]候、其上具足馬之道具〔已〕[◎]下も、分限少分限都鄙有之事候条、尤左様ニ御分別肝要候、世上静謐之儀〔与〕[◎]ハ申なから、今度肥後などの儀も不計事ニ不圖出來候間、明日ニケ様之儀出來候〔半〕[◎]も不知候處ニ、道具用意候而、世上之取沙汰如何候ハんなど、て、用捨而已にて、到于時必定御軍役不相調、可被失御外間候間、日夜其御心〔掛〕[◎]不可有御油断候、

一 御國之惣高六拾萬五千石にて候、其高帳此方 御城へ惣諸大名之高帳同前ニ御座候事候条、何時御軍役被

仰出候共とも六拾萬五千石ニ可被相懸候、然時ハ乘馬

〔茂も〕千二百騎圖にて候へ共、左様ニハとても調ましき

との御事ニ而にて、先五百騎之用意可有之由被 仰出候、

責而それ程ニハ内と御用意候ハて不叶儀候条、申迄な

く候へとも、構而とと不可有御油断候、爰元も実正な

らぬ儀を色と取沙汰候間、如何様之儀を被 仰出候ハ

んも不知候、

一四國・中國・九州衆、去夏御暇にて被成歸國候、當暮

ニ社、爲越年可有御參儀候處、九月中打立候而可被參

之由、近日皆とへ被 仰遣候、如何様之御用候哉与申

事ニ候、勿論存たる人無之候、〔かケ〕様之儀も心もち〔持〕の

爲にて候条申事候、むさと御沙汰者御無用候、

一さしあたりたる儀ニ計、上下共ニ御心付候而、御借

銀返弁之儀ハ、當時沙汰も無之躰候、此儀ハ寤寐も可

有御忘儀にて無之候、琉球表之御才覚共如何相調候哉、

後便ニ委可被 仰越候、右之趣爲可申入、態飛脚申付

候、猶期後音候、恐惶謹言、

〔寛永九年〕「正文ニハ年号ナシ」
八月廿二日

伊勢兵部少輔花押
貞昌判

下野守

久元元押
久元判

喜入攝津守様

川上左近將監様

人々御中

〔此正文、御文庫拾八番箱廿五卷中ニ有之、季通引合誤ヲ正ス也〕

〔家久公御譜中ニ在リ〕

563 『正文在琉球國司』〔家久公御譜中ニ在リ〕

覚

一御借銀七千貫目余御座候、琉球口より、唐之才覚なら

てハ、御返弁不罷成ニ相究候条、其御分別毛頭御油断

被成ましき由、堅申達候通申上候事、

一其元へ當夏冠船着岸候ハ、勅使へ何とそ被成才覚、

唐へ船數參候而、御借銀御返弁候様ニ、隨分可被入御

精之由、各被爲申上候事、付勅使送王舅ニ國頭親方、

太夫喜友石親方被差渡、唐にても御佐あるへき由候事、

御侘条之事左ニ書記、

一 三年ニ一度之進貢之事、

一 毎年年頭之御禮之事、

一 馬硫磺相重之事、

一 毎年 御誕生御祝言可被申せ之事、

一 やこ貝之から毎年積渡進上之事、

一 進貢船、前代ハ三年ニ一度ツ、ニ而、〔式〕馬十五疋

〔式〕拾疋・八疋充、いわう式万斤之内外參候處、前ニ

しやな唐へ被渡候而御侘被申、馬四疋硫磺一万斤ツ、

ニ罷成、御弓箭以後十ヶ年御免にて不通候、其後色々

唐へ御理被仰分候へ者、五年ニ一度ツ、ニ相定候欵、

右五ヶ条之内御侘立候へハ、船余多差渡儀、口能有間

敷候間、銀子過分ニ相渡、御爲ニ可罷成との各被仰由

申上候、進貢之儀、前代より定たる儀候条、琉球より之

失墜たるへき由候、四ヶ条之儀相調候ハ、船數可參候、

取仕立ハ鹿兒嶋より之御失墜たるへき申談候、進貢

三年ニ一度ツ、可渡御侘立候へハ、一年ニ船一艘充可

渡事、其故ハ、今年渡唐申候使者、北京迄被參候故年

越にて候、乗船者其年帰帆、次之年迎ニ參候、於其後

ハ一年ニ一度ツ、之賦にて候事、

一 勅使當秋歸唐候刻、船一艘ハ王舅之乗船、又一艘ハ武

官之衆百人程冠船ニ乗、其元へ被參之由候、船せき候

ハ八間、馳走ニ此衆のせ候而渡唐候様ニと談合申候、

左候へハ、二艘ニ銀子六百貫め程之代糸可乗由、被仰

候、乍去、七百五十貫目程可被渡之由、堅申究候、就

夫、唐にて船を大ニ作替、糸買調帰朝候様ニと、御談

合申候、若、當秋船二艘ハ送ニ入ましき由、勅使被仰

候ハ、一艘ハ來春、勅使之船無事ニ帰帆候哉と爲可

被聞せ、可被遣由、申談候事、

一 當夏冠船若^{○無}着津候ハ、池城去年四月大明之 帝王・

春宮御定候祝言ト^{○ト}渡唐、此迎^{○ト}一艘可被遣由候、

若池城當年帰朝申候ハ、冠船之迎ニまたよし去々年

被指渡候、此迎ニ一艘可被遣由候、又勅使當年無着岸

候ハ、來春ハ様子爲可承、船壹艘可被渡由候事、

金武王子様

國頭親方様

勝連親方様参

564

「御文庫拾八番箱廿五卷中」「家久公御譜中ニ在リ」

▽◎
以上

以五代平右衛門尉殿七月廿九日之御狀今月廿四日ニ到
來、慥令披閱候、

一肥後表之様子具被仰上候、委致披露候、稻葉丹後守殿
昨日廿九日ニ御帰着候事、

一當年諏方之御祭禮ニ、又八郎殿・式部太輔殿・玄蕃頭
殿・根占安藝守殿被成御參候而、無異儀相濟候由、目
出度被思召候事、

一御祈念共被成候而、其御守札 黄門様之御分二通 御
曹子様之御分一通、御進上候、即致進上候、薩州様御

一王舅勅使ニ被相付、當秋渡唐候ハ、來年之秋迎とし

て一艘可被遣由候、左候而、此船唐にて才覚候而船大

ニ作替、糸過分ニ乗候様ニ可有校量(候)旨、相談申候、

船作入目之銀ハ、以御物可被調之由申候事、

一銀子八拾貫目程ハ、其許王位様御物、毎年唐へ被遣度

之由、各被爲申上候通、具ニ申上候事、

一数年(寛)鹿兒嶋にて糸かけやう計目おもく候て、糸之へ

り 王位様御物糸にて被成弁候、其上此中渡唐船取仕

立遣物、從其元之御失墜にて候、付才府官舎之手前よ

りも糸之かけへり弁ニ付、身上迷惑ニ罷成候通、承及

たる様子、細く披露申候事、

一渡唐船二艘ハ、水手等其元ニて可相調候、若三艘ニも

罷成候ハ、道之嶋之者を水手ニ可被仰付之由、被成

御申候、是又具申達候事、

以上

「寛永九年」

王申

八月廿七日

最上土佐守(義時)

祈念御守札之儀ハ、追而可有進上由、得其意申候事、

一琉球へ冠船參候注進、未無御坐候哉、無心元存候、黃門様も節と被仰出候、注進候ハ、早と可被仰上事尤候、

一琉球へ渡候銀子之ほとらい、巨細ニ御書付候而御持せ候、是又委得其意申候事、

一種子嶋殿へ知行加増被成給由候而、從兵部少輔所之書狀、左近殿被指出候哉、以其趣、軍役方一萬石之賦之由候、左近殿へ被遣候知行之儀、必爲加増被遣にてハ無之候つる、如御存知之茶入被召上候、其代物如何程可仕も不相知候、藤堂などハ殊之外結講成物之様ニ申候ニ付、當時ハケ様之物一段高くなり候条、代物之御究ハ不罷成候而、種子嶋殿有之御藏入之内、先式千石程も被遣候而ハ如何御坐候はんかと内にて 黃門様へ申上候へハ、左様ニも可有之候へ共、御茶入之直ニ若不成合儀ニ候ハ、向後御外聞如何候間、種子嶋へ有之御藏入四千斛、皆く可被遣之由被仰出候間、定而申

上候者尤之御意ニ御坐候、當時薩摩にて知行之代銀、千斛ニ付或廿貫目或廿五貫目仕候由候、然時ハ、四千石にても八拾貫目或百貫目或程之指圖ニ御坐候、此茶入之儀ハ、藤堂藤嚴御見せ之時被申候ハ、天下之名物つくもと申候なすひの茶入ニ、少も不相替候、天下ニ三ツ候与昔より申習候、内二ツハ 大閣様へ御座候而、大坂にて秀頼様御果候時焼候を、藤嚴へ從 相國様被成御預、當時手前ニ御座候由被申候而、即其茶入召寄候而 御前ニ而種子嶋殿の茶入与被見合候へハ、成比少も不相違候、勿論、つくもハ焼候つる故黒く候て、くすりの分少も不見得候、此方之御茶入ハ一段見事ニ候而、藤嚴殊之外褒美被申候、其時藤嚴、當時賣申候共五百枚ニハ賣可申候由、被申候つる間、五百枚か千枚かの物にて可有之候、五百枚にても式百拾五貫目之賦にて御座候、然時ハ四千石にても代銀過分ニ足不申候へ共、知行之儀ハ永く之儀候間、先三千石被遣千石者御藏入にて被殘置候而^者ハ、如何可有御坐候哉之由、

重而申上候へ共、種子嶋殿儀隔離渡在〔鹿兒嶋〕にて候、
 其上種子嶋知行物成然と無之様ニ被及 聞召候間、彼
 是以、種子嶋へ爲御藏入被召置候知行、不殘可被遣候
 由、重而被仰出候間、其分ニ相究候、如右ニ申候、必
 御加増にてハ無之候、兵部少輔書中ニ如何書申候哉、
 無心元存候、巨細者、吉利下總守殿・新納右衛門佐殿
 にて申遣候哉与存候、又種子嶋殿使之歸國之時も、兩
 人書狀にて具ニ申候つる、爲後日之候間細と申事候、
 猶期後音時候、恐惶謹言、

〔朱カキ〕
 〔寛永九年〕

八月晦日

伊勢兵部少輔〔花押〕
 貞昌〔判〕

下野守

久元〔花押〕
〔判〕

川上將監様

喜入攝州様

人々御中

〔家久公御譜中〕

〔正文在有馬勘助〕

昨晚者爲重陽之御祝義、御小袖三・染物綾嶋段被懸御意、
 謹御懃懃之至、幾久もと祝入申候、何様以面上可申述候、
 恐惶謹言、

〔朱カキ〕
 〔寛永九年〕 九月七日

家久〔花押〕
〔判〕

土井大炊頭様
 人々御中

家久

松平大隅守

〔御文庫三番箱卷五ニ在リ糾合ス〕
 〔家久公御譜中ニ在リ〕

〔家久〕
〔花押〕

覚

一 國家之爲ニ可成儀を無言上して、如何様にも御意次第
 与被申上候儀、不可然候、存寄候儀〔者〕ハ無用捨被申上
 候ハ、被聞召届、以其上可有御分別〔之〕事、

一 國之儀を預〔け〕置候間、老中衆手前〔く〕之行儀を能く被
 相嗜、諸人も殊勝ニ存候様ニ有之而、諸沙汰尤候事、

一口事之沙汰、前代に相替、論人を押のけ、最肩◎に口事之趣申出之由候、誠無道之至、當代之主人失外聞候、自今◎以後、於口事沙汰之座敷、其論人之親類方人等差出候義、堅可爲停止事、

一口事之沙汰、口事聞衆聞定候、評儀始終不相替様ニ噉之首尾可◎有◎之事、

一俄ニ弓箭可有之時之儀、連々談合不可有油断事、

一當家ニ前より嫌來候一向宗南蛮宗之義、◎「弥」みたりに無之様ニ沙汰肝要候、右宗躰於顯然者、其科稱可申

付候、殊南蛮宗之儀者、當御代天下稠御法度之儀候間、不可有緩之事、

一御藏入百姓手前◎諸役人◎「江」節◎之禮儀停止之事、

一諸士町人に目かけ候者共を致馳走、何篇令最肩◎之由、令承知候、向後此儀可爲停止候、縦此中目◎懸候者◎雖在之、此節◎可相離候、町人之儀町奉行を◎差置◎他

ニ◎「付而」致諸沙汰もの於有之者、目◎懸候人町人共ニ其科可相◎掛◎候事、

一百姓士に◎「相」成候儀、前代◎「ち」堅法度之儀候、若近年◎「狼」に成行様に於有之者、曲事之段可申付事、

已上

寛永九年九月八日

567 「家久公御譜中」

寛永九年壬申九月八日、公以千石大和守賜美濃柿一箇於家久、拜謝如常矣、

568 「家久公御譜中」
「正文在琉球國司文庫」

去二月浦添王子御他界之由、扱◎所驚入絶言語候、御愁傷悲歎左社与令推察訖、此等之趣爲可申入差越正林寺候、仍香奠銀子三十枚令進入候、餘者讓使僧演說而已、恐惶謹言、

「朱力本」
「寛永九年」九月十三日
中納言家久◎「御判」
進献 中山王

「家久公御譜中」

「正文在種子島藏人久時」

御茶入之御禮爲彼是、種子嶋へ御座候御藏入、不殘御給候、忝之由候而、西村越前方進上被成候趣、具致披露候、一段御機嫌能候間、可御心易候、於様子者、越前方可被申達候間、不能詳候、恐と謹言、

「朱カキ」
「寛永九年」

九月廿七日

伊勢兵部少輔◎〔花押〕
貞昌〔判〕

下野守

久元〔判〕◎〔花押〕

種子嶋左近大夫殿

御報

「家久公御譜中」

同年十月七日、家久胥議仙臺中納言正宗・加賀中納言利長、在府之候伯一同奉願曰、台徳院公御一周忌景不在遠、直可越年而值其期、因容焉矣、

同年十月十日、家久賜書於家臣島津彈正久慶曰、細川越中守忠利拜領四日、肥之後州、爲入國發江府在邇、久慶

其爲賀入國之使者、明年早可赴彼國、幣物件件可議喜入忠續、委見于書、

「正文在島津左衛門久道」「家久公御譜中ニ在リ」

猶以てつほう之事よく見あ〇ハわ〇ハせ尤候、道具なと然と有間敷候、其心得尤候、我等事も越年之事候、正月ハ下向可申候、近日中大久坊にて可申候、已上、細川越中守殿肥後國被成御拜領、爲入部近日爰元御立候、就〇其〔夫〕祝儀申入候間、爲使者肥〇州〔後〕へ可被相越候、扱者正月〇チシ〔其地〕早と其地〇被龍、立可然候、進物之儀者老中衆〇江〔へ〕可申遣候、其内鉄炮百挺進候間からくり已下被入念候〇ヤウ〔様〕に攝津守へ可有相談候、ゑふご口薬入可相添候条、何も可然之様調候而尤候、其方可被召連内衆下とニ至迄みたりに無之様ニ能と可被仰付候、爲心得候、謹言、

「朱カキ」
「寛永九年」十月十日

家久◎〔花押〕
〔御判〕

彈正大弼殿

「御文庫拾八番箱廿五卷中」「家久公御譜中ニ在リ」

覚

- 一 乘馬衆 千拾八騎
- 御兩殿様御備分
- 一 御陸衆 四百人
- 一 御鉄炮衆 六百人
- 同 一 御弓之衆 四百人
- 同 一 御なかへの衆 六百人
- 同 一 御昇 四百廿本
- 同 一 外城衆中自身鉄炮持 千人
- 一 御家中船数 四百七拾艘但四枚帆より十五端帆まで
- 一 同船頭水手 千四百八拾壹人
- 御兵具所へ有之道具、此外大坂江戸へ被召置候御道具不籠候、
- 一 弓 百四拾張付弦五百筋、外三百張今度京ニ而相調候、
- 同 一 鑓 百五拾本
- 同 一 鉄炮 式百八拾九挺付袋式百三ッ
- 同 一 石びや 三拾壹挺
- 同 一 具足 式百八拾七領内式百三十五領のほりさし具足

- 同 一 鉄炮玉 式萬三千内三千鈴玉
- 同 一 硫磺 三万六千斤
- 同 一 塩焔 三万式千百九拾式斤右貳萬六千三百放鉄炮五匁ず、但式匁五分籠ニシテ
- 同 一 鹿兒嶋乗馬衆 千九百七拾三人
- 同 一 人数 三百四拾四領
- 同 一 具足 八百五張
- 同 一 弓 千百十七本
- 同 一 鑓 千式百四拾四挺
- 同 一 鉄炮 百三振
- 同 一 長刀 九千八百八拾八人合老方千八百六拾一人但鹿兒嶋衆中未究候、
- 同 一 人数 四千四百九拾三挺合五千七百三拾七挺但かこしま衆中道具未究候
- 同 一 鉄炮 千八百七拾七張合式千六百八拾式張但かこしま衆中未究候
- 同 一 弓 千三百四拾三本合式千四百六拾本但かこしま衆中未究候
- 同 一 鑓 百壹領合四百四拾五領但かこしま衆中未究候
- 同 一 具足 四拾合百四拾六振但かこしま衆中未究候
- 同 一 長刀

右之外人数兵具指出未進之諸所廿三ヶ所、

知覽 加世田 秋目 泊 久志 田布施

限城 川内 高城 山崎 飯嶋 吉松 須木

高城 山之内 勝岡 田代 百引 敷根

清水 曾於郡 踊 帖佐 向之嶋

右之外在江戶衆指出未出候、

〔朱カキ〕

〔寛永九年〕申十月十一日

〔在口裏〕

御そなへの儀也

573

〔御文庫拾八番箱廿五卷中〕「家久公御譜中ニ在リ」

覚

一先手主取并二番主取之事、

一御留守居之事、

一御馬廻衆之事、

一船手主取之事、

一一百石ニ貳人役之事、但八千人程歟、

一堺目被召置諸所之事、付出水菱刈衆之事、

一御法度之事、

一のほり数の事、但鉄炮小さし之事、

一又内乗馬数定之事、

一加治木方人衆之事、

一御藏入之使三方同前ニ自然之時者可申付事、

一兵糧之事、但先御上米を以可被下欵之事、

一諸所之町之者ニのほりさし可申付事、但船手ハ可除事、

一普請具從軍役可致用意事、

已上

〔朱カキ〕

〔寛永九年〕

574

〔御文庫拾八番箱廿五卷中〕「家久公御譜中ニ有リ」

覚

軍大將

一人数六百六拾七人

兵庫頭殿

一同百廿人

安藝守殿

一一かう宗之儀に付沙汰之事、

一同四百五十八人

下野守殿

一物をもち候事ニ歴と相傾候よし、其沙汰候、此儀ハ他

与頭

國へも相知候哉、江戸之落書ニ有之事、

一人數八拾人

○中務少輔殿ウシヲ

一老中別而目をかけられ候衆候事、

一同八十八人

○喜入攝津守殿加久藤

一表裡之風躰ニ成行候由候事、

一同百六十八人

川上因幡守殿

一川上將監行儀之事、

一同百六十五人

○三原左衛門佐殿加久藤

一仁禮藏人くしへん之時、ひいきかましく候而、口事聞

一同六十七人

新納賀守殿本マ、シ大口

衆沙汰ならさるよし、申之由候事、

合千八百十三人

一圖書頭新八郎生立よく可被入念候事、

一喜入攝津守事、近年病氣故諸事分別届ましく候、將監

「此譜ノ朱カキ」
「此書年月ナシ」
「寛永九年」

「家久公御譜中」

「正文在島津圖書久晃」

覚

「朱カキ」
「右在包紙」

一よろつ世上に念を可被遣事、

「朱カキ」
「寛永九年」

一ならしに付諸人取沙汰之事、

申十月廿六日於江戸被 仰聞候、

已上

入候事、

國にて可令内談衆別ニ無之候、連く手前之たしなミ可

御使

伊勢兵部少輔殿

野村大學助殿

町田駿河守殿

御自筆之御条書

576

「家久公御譜中」

同月二十七日、公以御使番賜御鷹之鷹三羽於家久、拜

謝如例矣、

同年十一月、家久在于江府、時薩隅並日州諸縣郡田地之

經塚不正、故諸土所領之地、有廣狹膏腴砂石之不同、是

以可正之平均旨、以相良李助長信・平田大久宗知命(大久坊宗如カ)在國

之家老、委見久元・貞昌之書矣、

577

「御文庫拾八番箱廿五卷中」家久公御譜中ニ在リ」

以上

早打被仰付候間一書令啓候、

一御國諸士知行方之儀、色々取沙汰申ニ付、兎角御支配

被相替候様ニ与被仰出、急度可致談合由、御説候間、

此元各令相談、御支配於被相改者、御檢地被仰付候而

尤之由、談合衆中より被申上候処、尤之由 御意候而、

相良李助・大久坊を以、其趣被仰遣候事、

一御檢地之趣、各以談合条々書立候て、懸御目候処、今

度御檢地被仰付諸士之知行、可成程平等ニ被仰付、向

後知行替地之沙汰、むさとしたる侘言、曾以無之様に

と 思召候間、其元以其心得能く被入念、御檢地之儀

可被申付之由、重々被 仰出候事、

一御檢地之様子從此方条々被仰遣候、外ニも於其元御爲

可然儀共出合候ハ、其趣檢地衆へ被仰渡尤候、今度

此方より被遣候書立、被成御覽候時 御意候者、向後

御國之固ニ被仰付候御檢地之儀候条、此書物ニ者御袖

判可被成之由 御意候つれ共、餘々こま々 敷事書立

申候間、ケ様之儀ニ御判被成候儀ハ如何敷候由、申上、

先被任其旨候、如此殊外稠其憤御座候間、今度之御檢

地ニ悪敷儀共被仕候儀、被及 聞召候ハ、忽其科可被 仰付候条、各被得其心、少も緩無之様ニ能く可被仰達候、此跡之檢地などの様ニ被成候而、或依怙かましき儀或悪心共相發、其所之爲悪様ニ共被仕候ハ、年を經て被聞召上候共、曲事ニ可被仰付之由候事、

一 彈正殿・豊州・圖書頭、爲惣奉行檢地之諸沙汰可有之候、山田民部少殿・仁礼藏人殿・町田勘解由殿被相加御談合被申、節々鹿兒嶋より檢地之所へ使被遣、其使其所へ五日三日ツ、逗留候而、檢地之様子立聞候様◎ニ与可被仰付候、定藏人殿・民部少殿・勘解由殿可被精入候間、如何様ニ候て鹿兒島々之御下知能候ハントの趣、色々可有之候条、此方より不及申候、彈正殿・豊州・圖書頭も檢地之所へ被爲相廻可然之由、出合申候つれ共、結句檢地之ハづらひニ罷成、其上所之造作ニ而候ハん間、鹿兒嶋より細々以使被仰可然候ハん由談合候、是又爲御心得候事、

一 琉球より、去年之秋當春被遣候銀子、糸ニ成候而歸帆

候由御注進、ケ様之目出度儀無之候、はや琉球より其元へ被糸船着申候哉、其御注進承度候、其糸如京都早と御上せ尤候、今時分糸之直成一段よく候由申候、御上せ候ハん時、いかにも慥成荷付三人程も被仰付、美とにても少く御失墜入候とも、慥成舟にて、あふなく無之様ニ可被入御念候、無吳儀上着候様ニとの御立願共被成候而肝要存候、尚期後首候、恐惶謹言、

「本カキ」
「寛永九年」

十一月二日

伊勢兵部少輔◎〔花押〕
貞昌〔判〕

下野守

久元◎〔花押〕
〔判〕

川上將監様

喜入攝津守様
人と御中

578

「御文庫拾八番箱廿五卷中」
「光久公御譜中ニ在リ」

追而申候、駿河大納言様御事、若御行儀なをり可申儀もや御座候ハんと思召、此中甲州郡内へ置御申つれ共、弥

御悪行こそり申候ニ付、諸大名 御城へ被召奇、如此之

御様躰候間、惣而ハ遠國へやり御申可有之儀ニ候へ共、

御連枝之御事候間、萬一御心持なをり申事もや候ハんと、

先上野之内高崎へ置被爲參候由、被 仰出御（語）衆五人

被相付彼地へ御越候、御内衆之儀者知行家屋敷皆と被召

上、御年寄衆之妻子迄方々へ御預ケ候、殊之外稠御沙汰

にて御坐候、如此候時ハ、大納言様之御身上如何御成候

ハん哉与、世上之御取沙汰にて御坐候、尤下と大事を思

召、無余儀御兄弟にて候へ共、如此被 仰出候間、御家

國之御爲ニハ少も御用捨有之まじきの由 御意候間、如

書立、御檢地之儀、暮々聊尔無之様、竿奉行衆へ可被仰

渡候、恐惶謹言、

「朱力キ」
「寛永九年」

十一月二日

下野守

貞昌（判）
久元（判）（花押）

川上將監様

喜入攝州様人と御中

喜入攝津守様

川上將監様參

久元

下野守
伊勢兵部少輔

壬申十一月二日之狀、御道具衆兩人持下候、但駿河之大納言様之儀也、

579

「家久公御譜中」
「正文在大乘院」

今度聖家衆、以談合光明真言温座五壇之護摩被修之由、

爲悦之至候、如此被抽懇祈之故、一門皆々息災候、聖家

中へも、此等之由能々礼申度候、猶期後音之時候、恐々

謹言、

「朱力キ」
「寛永九年」

十一月十三日

大乘院

案下

中納言

家久（御判）（花押）

「御文庫拾八番箱廿五卷中」

去九月之末より内と有之候、取し

め候て仕候ハ、此五日前より夜白共ニ仕由申候事、

「古御文書三拾卷中」「家久公御譜中ニ在リ」

尚以、先度使之者ニ御念比之段御道服など被下候通
申越候、過分至極ニ奉存候、以上、

態以使申入候、此方手前ニ預り申候おらんだ、走り申候
ニ付、拙者もの共より其表へも御年寄衆迄申入候処ニ、
別而御懇之段、殊ニ御領内被爲入御念被仰付候ニ付て、
琉球へ參候通早速相聞申、嶋原へ被仰聞、忝次第難申達
候、其うへ彼地へ人ヲ相越候ニ、御年寄衆方御狀案内者
をも御遣可被成之旨、弥忝存事候、私儀、來春可罷下候
間、其節具ニ御礼可申上候、恐惶謹言、

「朱カキ」

「寛永九年」

十一月十五日

松倉長門守

重次（花押）

嶋津大隅守様

人々御中

一右之城本丸一之丸ニツ之間ヲうめ候て、一ツニ罷成様

子之普請仕由申候事、

一よへて之所へハ、堀をほり新敷口之明所も御座候由、

申候事、

一城之口五ツ御座候、一ツハ大手口、一ツハ長古口、一ツハ水之
手口、一ツハ二重堀口、一ツハうらの口是

五口に
て候、

一右一口ニ付大將壹人、馬乘衆貳人、陸衆三十人、たて

の板百丁ツ、ノ賦、此比御座候由申候事、

一町人も二ツニ分、右城之二口ニ相付られ候、外三口へ

ハ、在と寄と之ものヲ被相付由申候事、

一去十月之比被仰渡候ハ、紀之國様・尾張様 天下之御

意悪敷由申候間、家中も兵具用意可仕由、被仰渡候事、

一今月初ニ被仰渡候ハ、肥後殿何ぞ仕合あしく候由申候

間、無油断兵具用意可仕由、被仰渡候由申候事、

一十月、從江戸飛脚壹人罷下候、此比壹人罷下候へ共、

爲何様子とハ脇ニハ不相知由申候事、

一惣而右之様子取沙汰不申様ニと候て、横目衆六拾人被

仰付、所と夜白相廻由申候事、

一伊東殿ハ此中清獄表へねらいニ被爲越由候、昨日帰宅被成由候而、夫馬など相立候由申候事、

一秋月殿福嶋へ今明日之間被爲着之由候而、迎へなど參由申候事、

右之様子承合ニ、八郎ヶ野番衆之内、海老原源助罷越候而孫六へ口合申承合申候、孫六ためニハいとこにて御座候、自然急ぐ之儀共承候者、夜白孫六罷越可申入通、委敷約束申候而罷歸由申候間、又追々ニ可申上候、以上、

申十一月十四日

床次少左衛門尉判花押

伊集院彦兵衛判花押

山田七郎右衛門尉判花押

川因幡守様

參

「雜抄中」

御袖判

覺

一申遣候檢地之儀、定而可打立候之間、爲見廻、高崎伊豆守・伊東二右衛門尉指遣候事、

一今度以檢地之上、一所衆・諸地頭衆、所替可申付事、
一檢地之儀、竿頭衆能く入念憲法ニ可致沙汰候、若不憲法之竿於有之者、經年月候ても、聞付次第曲事之段可申付事、

一今度之檢地、可致憲法旨申付候、其上ニも不憲法之檢地者、其所之地頭衆中又近所之衆も、可聞及事ニ候之間、無用捨此節可申出候、自然不審之所在之者、各令相談、早々再檢をいたすべく候、以此檢地之上、支配可相替候間、其後支配之地善惡之沙汰申出候さるものは、曲事たるへき事、

一檢地衆、其所之依馳走、竿をゆるかせにうち、又檢地衆其外筆者・算者などの機色にたかふ事候とて、竿をせはくうちなといたし、後年迄知行之きはりニ成候様ニ仕なし候者、其竿頭を始一与之衆子と孫とニ到迄可

相絶候間、此等之段竿頭衆能く可承届事、

右條々、竿頭衆相守可入念檢地者也、

寛永九年十一月十八日

583 「家久公御譜中」

同年十一月十八日、公以御使番賜御果子於家久、拜謝

均常範矣、

584 「家久公御譜中」

「正文在島津左衛門久道」

一筆申候、此人ゆふの事候て、くたし申候、こゝ元かハ
る事御入候ハす候、其元いつかたもそくさいのよしめて
度候、春中にハくたり可申候間、花のもとにてさゝをの
ミ詠め可申候、こゝ元にてハ、あやつり・さるひきなど
も御入候ハす候、ましてつゝミたいこの音すこしも御さ
候ハす候まゝ、なにゝてもいさゝかなくさミ御入候ハす
候事候、くう儀なにかと一日もいたつらに爲候事も御さ

候ハす候、やかていとまになり候まゝ、心やすかるへく
候、やかてくたり可申候、とりあへずをくり申候、おふ
くろ・いもしへもこゝろへ申度候、しろへもおハし候ら
んと思ひ候、又と、かしく、

霜月廿日

大すミ守

より

たん

いゑ久

むもし

まいる

「朱カキ」

「左右包紙」

正月ハたんしやうどのもひこへこしたるへく候、ゆたん
有ましく候、其よし申まいらせ候、くゝ、かしく、

たん

いゑ久

むもし

まいる

585 「正文在島津左衛門久道」

返と春やかてまいり候へく候、又と、かしく、
此たひはこゝろの外久くゝの事にて心をつくし申候、其
元そくさいのよしまんそく申事候、春ハさうく御いと

「正文在島津左衛門久道」

ひこへは正月はしめたるへく候、いそぎ候て尤候、しん
物共又申候事候、いよく見あハせなりあひ候やうにと
申候事候、又とかしく、

つねのしん物ハなりあひ申ましく候間、てつほう百
ちやうよく候する、ひきかねのこ、ろ見あハせ候へ
く候、此よし我く申候とたんかう候へく候、新さう
へ可給候、かしく、

ま出候するよし候ま、ほと有ましく候、やかてはくた
り申へく候、たんもしもひこへ使としてこしにて候、正
月ハさうくいそぎ候てには可然候、こ、元一しほしつ
かなる事にて候、又とかしく、

「朱カキ」
「寛永九年」霜月廿日

より

おふくろ まいる
いゑ久

「在包紙」
おふくろ
まいる

いゑ久

「雜抄」

覺

「朱カキ」
「寛永九年」たん

むもし
まいる
いゑ久

主従八人 寄高五十石

高百六拾石右二百石取迄被下分

一馬壹疋 一さし物

右馬之飼を不断者被下間敷候、

御出陳之前後より二舛ツ、可被下候、但雜穀たるへし、

主従六人 寄高百石

高百石より百五十石取迄被下分

一馬壹疋飼を壹舛宛不断可被下候、從御出陳前二舛ツ

、可被下候、但雜石たるへし、

一具足一領

一指物

右寄高百石之段錢六十貫文但百石ニ付三人役にして、壹

人ニ付六貫文ツ、の夫錢ニ相定、

兵部少輔

寛永九年十二月六日

左近將監印

攝津守印

下野守

「家久公御譜中」

「寫正文在大野正右衛門」

覚

一 檢地一頭之請取之内、先年之檢地憲法之村者相改間敷候、乍去、崩成・川成・竿迦・仕明之地者、以竿次座御免可有之事、右一頭請取之内、竿之延より俵付之高下有之而、不憲法之村ハ、檢地可被相改候、勿論其村と先年之竿頭可被書記候、後日可及御沙汰事、

一 檢地或緩或稠村者、近所之地頭衆中間及儀ニ候間、無用捨可申出事、付近名之竿頭衆よりも、互ニ可有沙汰事、

一 御檢地中、殿役夫被召仕候儀、用捨あるへき事、

一 其日之檢地之算用、其夜可被相究事、

一 祈願所・菩提所之外無餘儀神社ハ、竿を入別帳ニ可被付事、

付事、

一 上木上草ハ如先年可被仕事、

一 一名之内明門屋敷、肝煎以談合、名子くの者を見合、可被仕付事、

可被仕付事、

一 大山野并山、其門屋敷ニ見合可被割付事、

一 諸外城之城内、田畠共ニ仕明候地ハ可入竿事、但水洗ニ成、後年城之爲ニ可惡所ハ、可爲無用事、

一 御假屋と敷ニ被入竿候而、衆中屋敷帳之口ニ可被書載事、

一 荒地可仕明所ハ、竿入候て、竿續之帳現高ニ可被載事、

事、

一 竿之外後年可作所ハ、檢地帳ニ可被載事、但俵付有ま

しき事、

しき事、

一 毎日檢地之善惡、其晚毎ニ同心衆惣別打合沙汰候而、

竿之延寄俵付無心元所者、又可被改事、

一 檢地之仕様、節々他之手の様子を可被聞合事、

一 皇方一段ニ付、京判にて麦壹斗四升蒔ニ可被定事、

一 其村々ニ、歴々之悴者之由申者あらハ、其所之喫衆、

肝煎へ能く被尋究、不紛儀候ハ、檢地帳を可被除事、

一 先年之御支配以后、百姓之子共歴々へ奉公ニ出し候ハ

、取返し、其門之つら付帳ニ可被書載事、

一 納未進ニ付、領主被取上候者ハ、未進分致返濟候ハ、

百姓へ可被返付候、左様ニ相濟候者○ハ、つら付帳ニ可被

書載事、

一 未進過分ニ候て弁濟可難成者ハ、つら付帳可被相除事、

付未進分ニ利并相付候儀、堅可爲停止事、

一走者ハ本主人へ可相返之由可被仰付候、もし口能可有

之者ハ、鹿兒嶋へ可被申越事、

右之條々檢地衆堅可被相守、若違変之儀於有之者、後

日至檢地与頭、可有其沙汰者也、

寛永九年十二月九日

兵部少輔

左近將監印判

攝津守印判

下野守

右之御書物、酉之三月十七日ニ、檢地衆壹岐主頭佑殿

へ致懇望、披見候て写置候、上神右殿使也、

589

「古御文書三拾卷中」「家久公御譜中ニ在リ」

猶々明題集数多御坐候、定而御所持候ハんすれとも、

來春御上洛之砌、口傳等申入候刻、いつれにても令

書写、可致進覽候、猶期後音之時入候、以上、

霜月廿二日之尊書、當月五日令到來、拜見仕候、其地御

無事ニ御坐候由、珍重存候、内々御懇望候出頭之儀、即

免し申候、切々御會等候哉、御詠一覽之大望ニ候、來春

早々可爲御上洛候間、其節以貴面可得貴意候、委者伊東

仁右衛門尉殿申含候、恐惶謹言、

「朱力キ」
「寛永九年」 臘月十三日

雅宣

大隅中納言様

實報

大隅中納言様

雅宣

飛鳥井中納言

590 「古御文書三拾卷中」「家久公御譜中ニ在リ」

尚と攝津守殿へ申入候、相良殿方薩摩守殿へ參候犬
 曳を被下候、慥ニ請取申候、早と御報可申事本意ニ
 御座候へ共、豊前へ上使衆御越候而一切無障、其上
 熊本へ參候付而、事之外取紛、御心易故御報不申入、
 唯今如此候、是又御心易故にて候、已上、

我等儀、肥後へ罷越候通御聞候て、有付之躰をも佐渡所
 迄御尋候由、扱と被懸御心満足存候、近日入城仕候故、
 未一切有付不申候、江戸ニ而大隅殿へ御約束仕、如何に
 も緩くと來春互ニ可得御意候間、必御使など不被下様に
 と、堅申合候つる、右如申、一切有付不申候故、各へ以
 飛脚も不申入候、近國ニ罷成満足可被成御推量候、大隅
 殿も事之外御満足かりにて候つる、將又肥後之仕置、正
 月中迄者如先代与存候間、萬國堺右可〇同前候、其段爲御

理如此候、又正二月之比、從江戸日本國へ、御國廻とし
 て三人充、人を被分被遣候、其國之善惡被聞召候者、國
 と仕置も可然候はんかと、思召候与聞候間、其御心得御尤
 候、國とへ被出候衆之書立、從江戸參候間懸御目候、此
 内誰と、九州へ被參候との儀ニ未知不申候、弥御仕置と
 存候、黒田殿之儀も、十一月十九日、西丸へ召候而、今
 度肥後〇儀付而若つかへ候ハ、早と人数可出候由被
 仰渡候処、數度御請を被仕、無其甲斐内之者之儀ニ付、
 取合被有儀不屈与 思召候、家中之栗山大膳も被召寄、
 御穿鑿之上、重而可被仰出と聞申候故、筑前之内も事之
 外下と氣遣仕候由候、駿河大納言殿之儀、はや聞可申候
 間不具候、右如申、爰元一切有付不申候間、重而可申承
 候条、書中不具候、尚從佐渡方可申入候、恐と謹言、

「朱カキ」
 「寛永九年」

十二月廿一日

細越中

忠利

喜入攝津守殿

川上左近將監殿

御宿所

591 「古御文書三拾卷中」「家久公御譜中ニ在リ」

依令當道門第之契約、出題之事、雖爲一家之重事、深御
懇望之間、任旧例免之候、猶不混自余令口傳者也、恐々

謹言、

權中納言

雅宣

寛永第九曆臘月下旬

大隅中納言殿

592 「御文庫拾八番箱廿五卷中」「御譜中ニ無之」

猶々過分候旨能々御申奉頼、委細御使へ申入候、

爲歳暮御礼 御門跡様へ昆布一折・御樽壹荷御進上候、

三井寺ニ御座候間、拙者請取申、從是可申上候、拙子ニ

御小袖壹ツ繰、被下候、被思召寄忝奉存候、令伺公御礼可

申入候、可然之様可預御取成候、恐々謹言、

(伊勢貞知、如玄)

友枕斎 (花押)

如(判)

十二月廿八日

伊勢兵部少輔殿

593 寛永九年高牒寫

高式千貳百五拾石

三千七百九拾四石

貳千百拾壹石

千六百九拾四石

三千八拾貳石

千貳百六拾四石

千八拾石

千五拾八石

八百六拾七石

七百廿三石

七百三拾三石

八百四拾六石

八百拾三石

八百七石

七百六拾七石

島津玄蕃頭殿

喜入攝津守殿

樺山美濃守殿

佐多伯耆守殿

伊勢兵部少輔殿

鎌田源左衛門殿

吉利下總守殿

諏訪治部少輔殿

村田藤□兵衛殿

本田弥五郎殿

蒲地備中入道殿

川上助七殿

毛利肥前守殿

鎌田太郎右衛門殿

佐多宮内少輔殿

七百廿石	相良丹後守殿	四百廿四石	川上久右衛門殿
八百拾八石	野村監介殿	四百六石	吉田貞左衛門殿
七百八拾九石	桂大外記殿	四百石	平田藤右衛門殿
六百八石	野村源四郎殿	四百九拾四石	野村大学助殿
六百廿石	吉田二郎兵衛殿	四百四拾六石	東郷十左衛門殿
六百石	北条甚四郎殿	四百四拾貳石	堀甚左衛門殿
五百九拾石	諏訪仲右衛門殿	四百壹石	最上土佐守殿
五百卅五石	本田甲斐守殿	四百廿石	平山内匠丞殿
五百六拾四石	伊東二右衛門殿	三百四拾六石	相良滿右衛門殿
五百五拾壹石	重存坊	三百四拾壹石	三原清右衛門殿
六百五拾六石	菱刈伴右衛門殿	四百貳石	有川吉左衛門殿
五百四拾九石	平田孫六殿	三百七拾九石	弟子丸藤左衛門殿
五百七拾六石	三原次郎左衛門殿	三百八拾貳石	猿渡弥五郎殿
四百六拾八石	福崎新兵衛殿	三百六十九石	鮫島孝左衛門殿
四百四拾壹石	鹿島郷兵衛殿	三百五拾石	藤井助左衛門殿
四百九拾壹石	伊勢美濃守殿	三百廿六石	海江田仲左衛門殿
四百七拾八石	相良權兵衛殿	三百卅七石	川上又左衛門殿

三百九拾石	八木民部左衛門殿	貳百六拾五石	園田清左衛門殿
三百三十石	大迫内藏丞殿	貳百六拾五石	町田五右衛門殿
三百石	黒田友右衛門殿	貳百八石	大山平七殿
三百石	比志島大監物殿	貳百壹石	城井三郎兵衛殿
三百石	甲斐掃部助殿	貳百五拾八石	中村与左衛門殿
三百九拾六石	比志島紀伊守殿	貳百五拾八石	阿多源七郎殿
三百八拾八石	肥後内藏助殿	貳百廿三石	伊地知季右衛門殿
三百石	丹生助右衛門殿	貳百卅石	有馬二右衛門殿
三百五拾石	江川弥左衛門殿	貳百卅八石	伊地知采女正殿
三百廿三石	福屋五郎兵衛殿	貳百卅五石	勝目志摩介殿
三百四拾五石	伊集院久左衛門殿	貳百七石	猿渡喜右衛門殿
三百壹石	平田狩野介殿	貳百壹石	有川源左衛門殿
三百四拾九石	伊集院九郎殿	貳百壹石	河野監物殿
貳百八拾壹石	<small>「八木歌」</small> 米口長次郎殿	百八拾石	村田郷左衛門尉殿
貳百七拾壹石	相良長三郎殿	貳百六拾石	藤崎六郎右衛門尉殿
貳百貳拾八石	北条善左衛門尉殿	貳百拾石	上井甚五郎殿
貳百七拾九石	柏原左近將監殿跡	貳百石	

百拾六石	小野甚右衛門殿	百卅壹石	大迫藤左衛門殿
百四拾貳石	中村主水佐殿	百卅六石	宮之原長介殿
百四拾五石	平山藏介殿	百廿九石	市來和泉守殿
百五拾六石	三嶋主計助殿	百七拾石	久保七兵衛殿
百卅貳石	川村伊豆守殿	百貳拾五石	南郷千代鶴殿
百四拾四石	有川助兵衛殿	百廿石	阿多源左衛門殿
百五拾六石	渡邊五郎左衛門殿	百七拾九石	平田九郎右衛門殿
百六拾石	白尾隼人佐殿	百貳拾石	市來弥右衛門殿
百四拾石	松田監介殿	百貳拾壹石	鎌田与七左衛門殿
百四拾壹石	上原鞆介殿	百卅五石	赤松宮内左衛門殿
百廿七石	始良三郎兵衛殿	百貳拾九石	伊東九兵衛殿
百廿七石	永吉伴兵衛殿	百卅五石	妻屋善兵衛殿
百卅八石	鳥原掃部介殿	百廿石	山元帶刀長殿
百卅五石	黒葛原吉左衛門殿	百拾五石	八木助右衛門殿
百卅壹石	郷田源七左衛門殿	百廿八石	友野左近將監殿
百卅石	吐師七左衛門殿	百三拾四石	鮫島与三兵衛殿
百拾五石	鈴木宇左衛門殿	百廿六石	尾上二左衛門殿

百廿四石

吉井二郎兵衛殿

百石

松崎喜右衛門殿

百拾四石

阿多對馬守殿

百壹石

四元覺左衛門殿

百廿三石

仁禮彦三郎殿

百石

稅所仲左衛門殿

百拾八石

中嶋孫左衛門殿

百石

種子嶋長二郎殿

百拾五石

藥丸伴左衛門殿

百四拾石

留田内匠首殿

百六石

伊地知與兵衛殿

合人数百七拾六人

百拾石

澁谷惣兵衛殿

壹万三百石 内三百石御袋様高込

百石

深□十兵衛殿

又八郎殿

百廿貳石

宇都与左衛門殿

壹万千八百七拾四石

式部太輔殿

百石

木原七郎左衛門殿

八千貳百四拾石四斗七舛九勺四才彈正少弼殿

百石

鳥丸兵右衛門殿

一万四千六百七拾六石

下野守殿

百三石

皿良善助殿

内三千六百五拾石

百石

鎌田平右衛門殿

三千三百八拾三石

豊後守殿

百石

同左京殿後家

七千六百九拾貳石

北郷佐渡守殿

百三石

常圓坊

千五百卅七石

根占安藝守殿

百石

二之丸

御客

四千四百八拾九石五斗五舛六合

澁谷石見守殿

百石

黒田百左衛門殿

五千六百廿五石

種子嶋左近將監殿

三万貳百卅壹石	北郷出雲守殿	千貳拾壹石	桂 山城守殿
貳千六百五拾五石	肝付三郎四郎殿	千石	田原主膳正殿
七百九拾六石	新納千代菊殿	千石	中西長門守殿
四千貳拾貳石	町田出羽守殿	九百拾三石	喜入久右衛門殿
三千三百三拾四石	川上左近將監殿	九百三拾五石	本田伊与守殿
三千三百三石	鎌田出雲守殿	八百六拾石	大膳亮殿
三千貳百三石	敷根三十郎殿	八百五拾七石	川上彦三郎殿
貳千六百九拾壹石	三原左衛門佐殿	八百八石	鎌田源八殿
貳千六百五拾六石	山田民部少輔殿	七百五拾石	今井市兵衛殿
貳千廿壹石	伊集院右馬助殿跡	七百七拾六石	又九郎殿
千八百六拾五石	基太村新八郎殿	七百四拾八石	市來助左衛門殿
千六百卅三石	新納加賀守殿	七百五拾三石	穎娃長左衛門殿
千四百七拾貳石	村田九郎右衛門殿	七百卅九石	川田助太郎殿
千三百卅八石	澁谷四郎左衛門殿	七百卅八石	五代少左衛門殿
千三百八拾五石	仁禮藏人殿	七百拾貳石	市來掃部助殿
九百貳拾四石	上井甚三郎殿	七百拾六石	伊東駿河守殿
千四拾七石	新納右衛門佐殿	七百九拾壹石	上原大藏太輔殿

六百拾壹石	有馬次右衛門殿	四百六拾四石	國分帶刀長殿
六百廿石	理心	四百石	土持徳助殿
六百三拾八石	高崎伊豆守殿	四百五拾五石	大野藤次殿
五百七拾三石	新納左京亮殿	三百五拾三石	山口内藏助殿
五百四拾五石	本田伊賀守殿	三百石	汾陽吉次殿
五百六石	大寺主計助殿	四百廿八石	岩切六右衛門殿
五百廿九石	伊勢大内記殿	三百六拾五石	寺山四郎左衛門殿
五百五拾五石	土持平左衛門殿	三百五拾石	伊集院左近將監殿
五百石	比志嶋監物殿	三百九拾貳石	二階堂城助殿
四百五拾石	本田又次郎殿	三百廿六石	國分左京亮殿
四百石	鎌田掃部助殿	三百七拾石	東郷肥前守殿
四百四拾三石	新納勘解由次官殿	三百五拾九石	廣瀬善二郎殿
四百拾貳石	平田平六殿	貳百九拾石	岩切彦兵衛殿
四百石	曾木甚右衛門殿	三百廿石	米良縫殿助殿
四百卅三石	伊勢左京亮殿	三百廿貳石	伊地知四郎兵衛殿
四百八拾九石	川上彦左衛門殿	三百八拾七石	矢野主膳殿
四百拾壹石	阿多掃部助殿	三百石	矢野大右衛門殿

三百九拾五石	町田勘解由次官殿	貳百廿五石	後醍院喜兵衛殿
三百石	阿蘇主殿助殿	貳百廿八石	伊集院筑前守殿
三百石	宅万与左衛門殿	貳百八拾三石	瑞仙
三百石	山田主殿助殿	貳百七拾七石	鬼塚勝右衛門殿
三百卅五石	柳元喜左衛門殿	貳百九拾五石	花田作兵衛殿
三百四拾石	町田駿河守殿	貳百五拾三石	田代縫殿助殿
三百石	長谷場兵右衛門殿	貳百五拾八石	高城善左衛門殿
三百三拾貳石	別府長次郎殿	貳百五拾石	土持左馬權頭殿
三百七拾七石	川越三右衛門殿	貳百六拾石	伊東肥前守殿
三百卅六石	肥後長次郎殿	貳百拾五石	馬場仲右衛門殿
三百卅六石	町田甚兵衛殿	貳百卅六石	川上與左衛門殿
三百廿三石	有川平右衛門殿	貳百廿五石	税所長右衛門殿
三百壹石	大窪備前守殿	貳百廿五石	寶泉坊
三百廿四石	折田八郎右衛門殿	貳百五拾貳石	川上左京亮殿
三百四拾石	猪俣爲右衛門殿	貳百卅七石	老岐主水佐殿
三百石	兒玉筑後守殿	三百拾三石	重久佐左衛門殿
三百三石	菱刈縫殿助殿	三百五拾石	河崎主計助殿

貳百六拾三石	深野主膳正殿	貳百七石	平山對馬守殿
貳百七拾貳石	福崎新介殿	百九拾七石	貴嶋調兵衛殿
貳百卅石	肥後内膳正殿跡	百九拾三石	松田貞右衛門殿
貳百廿六石	伊集院藏人殿	百九拾五石	平山清右衛門殿
貳百六拾五石	関 主殿助殿	百八拾三石	家村采女正殿
貳百壹石	上井五郎左衛門殿	百八拾六石	門司安右衛門殿
貳百八拾貳石	大久坊	百拾壹石	徳永源兵衛殿
貳百石	田原主殿助殿	百六拾石	右松賀兵衛殿
貳百石	西俣孫太郎殿	百六拾六石	野元源左衛門殿
貳百五拾九石	塩津市右衛門殿	百六拾七石	平田吉左衛門殿
貳百石	帖佐長右衛門殿	百六拾石	伊集院備後守殿
貳百石	長井十郎左衛門殿	百八拾石	安心 <small>〔張紙〕</small> 「伊地知氏歎」
貳百拾五石	遠矢金兵衛殿	百六拾四石	市來宗兵衛殿
貳百壹石	市來五兵衛殿	百六拾壹石	和田十介殿
貳百石	三原七左衛門殿	百六拾七石	森 喜右衛門殿
貳百五石	本田内膳殿跡	百五拾貳石	野村清右衛門殿
貳百廿三石	肥後主膳正殿	百六拾石	肥後次郎右衛門殿

百五拾三石	有馬主馬首殿	百卅五石	大野外記殿
百廿八石	相良舍人佑殿	百拾壹石	大寺李兵衛殿
百六拾貳石	市來半右衛門殿	百拾貳石	川上五兵衛殿
百五拾八石	大田新左衛門殿	百廿七石	吉利織部佑殿
百五拾石	奥山藤太夫殿	百廿九石	有馬治右衛門殿
百八拾五石	檢見崎喜兵衛殿	百廿五石	伊地知壹岐守殿
百四拾石	津留新左衛門殿	百廿八石	肥後宗兵衛殿
百五拾石	伊集院土佐守殿	百廿三石	五代正介殿
百五拾三石	中島四郎右衛門殿	百廿石	上原喜左衛門殿
百五拾四石	野村吉次殿	百廿石	古後但馬守殿
百四拾三石	國分民部左衛門殿	百廿五石	清水小監物殿
百四拾石	肥後源右衛門殿	百廿四石	四元六左衛門殿
百四拾三石	勝目助左衛門殿	百卅石	敷根越中守殿
百七拾壹石	梶原七左衛門殿	百廿石	勝部加兵衛殿
百六拾石	大場吉右衛門殿	廿石	伊地知志广守殿
百卅七石	岩切縫殿助殿	百廿石	和田七兵衛殿
百廿七石	奈古屋大炊左衛門殿	百拾七石	大崎久左衛門殿

百廿三石	有馬掃部左衛門殿	百石	井尻伊賀守殿
百石	花田權兵衛殿	惣合貳百壹人	
百拾三石	有馬治部左衛門殿	四百拾七石	本田次郎兵衛殿
百拾四石	長崎助左衛門殿	三百廿五石	指宿十郎右衛門殿
百五石	小島壹岐守殿	貳百八拾壹石	本田九郎右衛門殿
百石	久留權右衛門殿	貳百五拾四石	米良豊前守殿
百五石	奈須五左衛門殿	貳百石	有屋田治部右衛門殿
百石	大迫次兵衛殿	貳百六石	本田淡路守殿
百石	村田佐渡守殿	貳百貳石	宇都藤左衛門殿
百貳石	有馬主膳正殿	百八拾七石	比志嶋米松殿
百石	伊集院	百七拾貳石	川上勘解由次官殿
百貳石	五代平右衛門殿	百六拾六石	志賀肥後守殿
百壹石	市來善兵衛殿	百六拾石	本田少左衛門殿
百石	勘右衛門殿	百六拾石	大迫弥兵衛殿
百石	折田權五左衛門殿	百五拾壹石	上原伊豆守殿
百石	山元勘左衛門殿	百四拾八石	長田珎左衛門殿
百石	三原市右衛門殿	百卅九石	海江田十郎兵衛殿

百三拾九石
百卅七石
百石
百廿三石
百拾五石
百拾八石
百五石
百四石
百三石
百壹石
百石
百石
百石
合三拾人
出水
貳百六拾四石

米良弥九郎殿
森 久右衛門殿
田原十郎右衛門殿
入田右馬助殿
是枝長左衛門殿
山口勘左衛門殿
鹿嶋五郎左衛門殿
本田權右衛門殿
上井三左衛門殿
善越坊(張紙)
宇都帶刀長殿
窪田雅樂助殿
如意坊
大迫源左衛門殿
山田主計助殿

貳百石
百三拾壹石
百三拾八石
百石
百六石
百石
百五石
合八人
大口
百五拾八石
百廿五石
百拾壹石
合三人
志布志
百石
四百四拾六石
高山

指宿内藏介殿
山田土佐守殿
井尻壹岐守殿
川上權兵衛殿
阿多加賀守殿
種子田八郎左衛門殿
野村五郎左衛門殿
伊集院九郎兵衛殿
高城次左衛門殿
大脇宗兵衛殿
山田次郎右衛門殿
大慈寺

倉岡	三百石	綾	二百廿石	松山	三百九拾五石	須木	九百廿三石	飯野	百廿三石	庄内高城	百五拾八石	始良	百五拾石	二百八拾壹石
	大野正右衛門殿		吉田二右衛門殿		村尾舍人佑殿		伊集院遠江守殿		税所因幡守殿		新穗善左衛門殿		鎌田吉左衛門殿	日高休左衛門殿
	百石		百石		百廿七石		百廿六石		百六拾石		貳百拾七石		百石	三百八拾七石
	坂元豊前守殿		岩切与兵衛殿		伊瀬知治部右衛門殿		立山郷兵衛殿		曾山兵左衛門殿		喜入丹波守殿		吉田	伊地和佐渡守殿
			南雲順右衛門殿		鎌田土佐守殿		有馬丹後守殿		服部休兵衛殿		弟子丸越後入道殿		真幸	鹿嶋太郎兵衛殿
					安樂伊与守殿					國分			羽月	

郡山	百壹石	郡山	百六拾石	内田才右衛門殿
	蒲生	土持外記殿	式百八拾石	日高九兵衛殿
	百廿石	金藏院	八百六拾七石	新田領
	田布施	宮原伸四郎殿	水引	
	五百六拾壹石	仁禮大炊助殿	百八拾四石	本田助之丞殿
	百拾八石	高尾野	帖佐	猿渡城之介殿
	百三拾七石	鮫嶋監物殿	百石	皇德寺
	高江	雪窓院	百七石	平山内藏介殿
	百石	妙圓寺	谷山	川田順兵衛殿
	三百七拾五石	田尻嘉兵衛殿	式百拾七石	
	百四拾四石	伊集院	百石	日新寺
	百七拾六石	指宿	加世田	川越丹後守殿
	合拾壹人	長野彦右衛門殿	百三拾貳石	種子田掃部助殿

百廿七石

野間口猪兵衛殿

貳百廿石

江田吉右衛門殿

伊作

貳百拾三石

波多善三郎殿

百石

辻 孫左衛門殿

百八拾九石

大脇主馬允殿

顯娃

百八拾三石

神戶五兵衛殿

貳百六石

開聞

百七拾七石

鈴木讚岐守殿

川内
東郷

開聞

百廿三石

白坂徳千代殿

百拾八石

関 玄蕃助殿

百卅四石

存中坊

百拾七石

松元新兵衛殿

百廿六石

新納織部佐殿

加治木

百拾九石

正庵

六百七拾六石

新納仲左衛門殿

百五石

岩下助次郎殿

四百六拾七石

比志嶋掃部助殿

百廿五石

池田右近將監殿

三百廿貳石

江夏筑前守殿

百拾五石

赤塚勘解由次官殿

三百拾五石

阿多内膳正殿

百三石

川上助左衛門殿

三百壹石

曾木五兵衛殿

百三石

自尾帶刀長殿

三百三拾五石

田中内膳入道殿

百四石

本田源右衛門殿

貳百六拾壹石

市來備前守殿

百石

白坂仲右衛門殿

貳百七拾石

鎌田播广守殿

百石

有馬民部左衛門殿

合廿五人

惣合百拾八人内 八人寺社
百十人土

閏正月四日

出水衆 高七千六百卅四石
衆中千四百四十四石
主從廿貳人

四千八拾三石

阿久根 高四百八拾九石
衆中百卅四人

九百七拾九石式斗八舛九合

水引 高千三百八拾壹石
衆中百七人

五百三拾石

覺

一四十人程

一十人程

一十人程

一十人程

一五人程

右之人衆ハ筑前守殿長崎方御出船三日前三御備候事、

八月五日

向田表御下知之諸所

一士九拾六人

一同廿人

一同百四拾人

一三百十六人

一同百六十人

一同卅貳人

一同三百廿人

内四拾人當分京泊江地頭之同心

一同廿五人

一同廿五人

合人數九百四人

八月五日

一飯之嶋へ可被立人數分量之事、

一京泊江右同前之事、

一阿久根江右同前之事、

水引衆中

高城衆中

隈城衆中

百次衆中

清敷衆中

中郷衆中

大口衆中

高江衆中

山田衆中

筑前守殿付衆

高城衆中

相良李之介殿付衆

隈城衆中

諏訪李右衛門殿付衆

中郷衆中

猿渡大炊介殿付衆

水引衆中

- 一 瀬之浦江右同前之事、
- 一 片浦へ右同前之事、
- 一 坊津へ右同前之事、
- 一 鹿兒嶋知行取衆何人數并無足衆賦之事、
- 一 外城衆中右同前之事、
- 一 外城衆御兵具可被持人程之事、